

第52回

定時総会議案

2020年6月9日

2020年度スローガン

「全道会員の英知を集め、
難局を乗り越えよう！」

2019年度活動のまとめ

中小企業の視点で見つめる情勢の特徴

2020年度活動方針（案）

2019年度決算書、2020年度予算（案）

一般社団法人北海道中小企業家同友会諸規程

一般社団法人北海道中小企業家同友会

第52回定時総会のご案内

記

1. 日時：**6月9日（火）16：00～17：30**
2. 会場：**大久保記念・共育ホール 他 各支部事務所等**
(札幌市東区北6条東4丁目1-7
デ・アウネさっぽろビル13階 TEL 011-702-3411)
3. **定時総会の目的事項(決議事項)**
 - 第1号議案 2019年度活動総括の件
 - 第2号議案 2019年度決算の件
 - 第3号議案 理事選任の件
 - 第4号議案 2020年度活動方針の件
 - 第5号議案 2020年度予算の件

※感染防止のため、一会場10名以内の出席者にご協力ください。

以上

第52回定時総会議案

一般社団法人北海道中小企業家同友会

目次 | Contents

〈第1号議案〉2019年度活動のまとめ	2
支部活動の報告	9
専門委員会活動の報告	17
<hr/>	
中小企業の視点で見つめる情勢の特徴	38
<hr/>	
〈第2号議案〉2019年度決算書	57
<hr/>	
〈第3号議案〉2020年度理事候補名簿	76
<hr/>	
〈第4号議案〉2020年度活動方針（案）	42
支部活動方針	46
専門委員会活動方針（案）	52
<hr/>	
〈第5号議案〉2020年度予算（案）	69
<hr/>	
〈資料〉	
入会を呼びかける3つのポイント	78
同友会における社員教育	79
社員教育の今日的意義	81
同友会の社員教育の考え方	82
共同求人活動を進める上での留意点	83
中小企業における労使関係の見解	84
上手な司会、楽しい討論	87
ユネスコ学習権宣言	88
総会宣言	89
中小企業憲章	91
中小企業振興基本条例をすべての地方自治体に	92
中小企業等振興基本条例（理念型）制定自治体	93
個人の尊厳の尊重を	95
事務局指針、事務局行動指針	97
<hr/>	
一般社団法人北海道中小企業家同友会諸規程	
定款	100
組織図	104
支部運営規程	105
総務運営規程	106
会計処理規程	109
役員等旅費規程	113
特定資産管理運営規程	114
受託事業規程	116
契約事務取扱規程	117
他団体からの共催・協賛・後援等の申し入れに 関する内規	119

同友会の三つの目的

- (1) 同友会は、ひろく会員の経験と知識を交流して、企業の自主的近代化と強靱な経営体質をつくることをめざします。(良い会社をつくろう)
- (2) 同友会は、中小企業家が自主的な努力によって、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけることをめざします。(良い経営者になろう)
- (3) 同友会は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく経済・社会・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本と北海道経済の自主的・平和的な繁栄をめざします。(良い経営環境をつくろう)

〈同友会理念とは〉

企業に経営理念があるように同友会にも同友会運動の歴史と経験の蓄積の中で培われてきた同友会理念と呼ばれるものがあります。理念とは、「価値判断の基準となる根本的な考え方」の意味であり、会の目的、性格、基本となる考え方を総称するものです。

同友会理念とは、現在、次の三点にまとめられています。

第一には、「同友会の三つの目的」です。

第二には、「自主・民主・連帯の精神」です。

第三には、「国民や地域と共に歩む中小企業をめざす」ということです。

〈会員間取引の三つの申し合せ〉

- (1) 同じものを買うなら会員企業から。会員にはなるべく安く、良いものを提供する。
- (2) 率直に希望を出しあい、仕方なくお義理で取引するのはやめ、お互いに利益は保障する。
- (3) 取引を通じて、会員同士の“友情”と“信頼”がいつそう深まるよう努力する。

〈運営にあたっての心掛け〉

- (1) 会員の要求は、どんなに小さくとも必ずとりあげ、成果は全会員のものになるようつとめる。
- (2) 会員の自主性を尊重し、知りあい、学びあい、援けあいを日常的に追求する。
- (3) 会員の思想、信条、企業の大小、会員としての経歴、社会的な地位に関係なく、会員は対等平等であり、それぞれの立場から自由に発言できる雰囲気を保障する。
- (4) 身近な問題を軽視せず、大きな課題を諦めず“早く”と“粘り強く”を織り込んで活動をすすめる。
- (5) ボス支配を絶対にさげ、全会員が運営に参加するよう細心の注意を払う。
- (6) 他団体との交流も積極的に行い、要求や目的で一致できる点では手をとりあい、縄張り主義に陥らない。
- (7) 決定は“全員一致”をたて前とし、十分に論議をつくす。
- (8) 個人の政党支持、政治活動の自由を保障し、会員が政治に関心をもつことは大いに結構だが、同友会としては、一党一派にかたよらない。

私 たち の 合 言 葉

- ☆ 知りあい、学びあい、^{たす}援けあい、共に繁栄をめざしましょう！
- ☆ きばらず、せかず、^{あきら}諦めず、私たちの要望を実現しましょう！
- ☆ 激動をよき友とする経営者になりましょう！

〈第1号議案〉 2019年度活動のまとめ

2019年度活動のまとめ

はじめに

私たちは、「北海道同友会創立50周年を6,000名会員で迎えよう」という方針の下、全道一丸となって会員増強に取り組み、昨年11月22日の50周年記念式典を史上最高会勢の6,052名で迎えることができました。また、12月には事務所を新ビルに移し、新たな半世紀に向かって歩みを開始しています。全道の会員の皆様に改めて御礼を申し上げます。

年が明け、新型コロナウイルスという新たな試練に見舞われていますが、私たちは「1社もつぶさない」を合言葉に、事業継続と雇用の維持を第一に、さっそく行動を開始しました。

「孤独な経営者をなくそう」という先達の熱い思いと、「激動を良き友とする」気概に学び、共感を広げてきたこの1年の活動の成果と特徴をまとめます。



創立50周年記念式典(2019年11月22日)



北海道同友会50周年冠企画(函館支部7月例会)

- 1) 11月22日に北海道中小企業家同友会創立50周年記念式典を開催しました。来賓や全国の同友、全道の会員合わせて811名が出席し、次代への第一歩を踏み出しました。50周年記念誌を刊行した他、各支部では50周年記念事業が取り組まれ、参加者は合わせて2,284名となりました。
- 2) 2019年度末の会員数は5,921名、106名の純増で史上最高会勢となりました。各支部では役員や会員、事務局員による非会員訪問やゲストを招いた交流会を開催し、地域の隅々に同友会を広める運動が各地で進みました。
- 3) 例会を中心に旺盛な学び合い活動が2019年度も展開されました。社員の採用と育成、就業規則の見直し、外国人労働者の受け入れや障がい者雇用など、「働き方改革」への対応に止まらず、魅力ある企業づくりをめざすテーマが多く取り上げられたことが特徴です。
- 4) 2019年度は、新たに5市町村で理念型の中小企業（小規模企業）振興基本条例が制定されました。道内の条例制定自治体は52市町村となり、条例を活用した地域づくりが全道で進められています。
- 5) 新型コロナウイルス問題では、緊急影響アンケート調査を実施して記者会見を行いました。アンケートで寄せられた切実な声は、事業継続と雇用維持のための「緊急提言」としてまとめ、国や道、政党などへ届けて意見交換を行いました。支援策などの情報を発信しつつ、会員ヒアリング調査を継続しています。

企業づくり

1. 経営指針成文化と労働環境改善で人を生かす経営の実践を

今年度は、全道9支部で85名が経営指針づくりに取り組み、自社の存在意義や進むべき方向性を明確にしました。くしろ支部根室地区会では「かなめ塾」を開講し、経営指針をテーマにした学習会を開催しています。西胆振支部では6年ぶりに研究会を再開し、13名で活動をスタートしました。

「人を生かす経営」の実践では、全道5委員会（共同求人、共育、経営指針、経営厚生労働、障害者問題）が

協同して、人を生かす経営推進学習会を開催。とかち支部では「働く環境づくりのガイドライン」を活用した学習会を始めました。

また中同協が監修した『手間なく簡単にできる就業規則のつくり方』を活用するなど就業規則の学習会が各支部で開催され、働く環境づくりの整備についての学び合いを進めました。

2. 人材の採用・育成・定着で、持続可能な企業づくりを

(1) 共同求人活動と学校との連携強化

人材不足、採用難は依然として中小企業にとって大きな課題となっています。

今年度の合同企業説明会は7回開催（札幌、旭川、函館、帯広、釧路）し、延べ381社が参加。学生の来場数は合わせて1,093名でした。

合同入社式は札幌、旭川、函館、帯広、釧路、別海、北見の7会場で実施し、各支部の会員企業193社から新入社員440名が参加。希望に胸を膨らませた新社会人のスタートを祝いました。

共同求人委員会では学校との繋がりを重視し、「学校

教職員との懇談会」「学内説明会」「学生とのワールドカフェ」などを通じて中小企業に対する理解の促進を図っています。苫小牧支部では共育共同求人委員会から求人委員会に改組して活動を始めた他、各支部では、大学との意見交換会や経営者が学校に出向いてキャリア教育をサポートする等、中小企業の役割や魅力を伝えることに力を入れました。

多様な人がいきいきと働ける場を作り、地域に活力をもたらすことは、中小企業家の大きな役割です。障がい者や外国人の雇用に関する学習会や企業視察を通じた交流が、今年度も活発に行われました。札幌支部、しりべし・小樽支部、オホーツク支部では障がい者の働く環境づくりについてのフォーラムを地域の関係機関と連携して開催しました。函館支部では、会員企業の実践から障がい者が働きやすい環境づくりについてグループディスカッションを交えて経験交流を行いました。とかち支部でも障がい者雇用セミナーを開催。道北あさひかわ支部は特別支援学校で企業説明会を行った他、障がい者雇用受け入れMAPをホームページで公開し、市民にも情報発信しています。

また、札幌支部、苫小牧支部、西胆振支部、しりべし・小樽支部、道北あさひかわ支部では専門家などを招き、



経営指針研究会(西胆振支部)



障がい者雇用を通して企業づくりを考えるフォーラム(札幌支部)



学校と企業との就職情報懇談会(しりべし・小樽支部)



グループ討論で学びを共有する「幹部ハツラツゼミナール」(オホーツク支部)

会員企業の実践事例を交えながら外国人労働者の現状と活用について学び、採用の幅を広げる取り組みを行っています。

(2) 活発に行われた社員教育活動

今年度も全道各地で社員教育活動が活発に行われ、延べ59回の各種研修会に1,632名の社員が参加しました。

幹部社員として本物の力を養う「同友会大学」は67期を終了し、31社40名の幹部社員が卒業。卒業生は通算で2,618名となりました。経営者大学は第9期の「経営学コース」(全10講)を実施、とち支支部でも第2期十勝経営者大学「経営学コース」(全10講)を開講しました。

札幌支部は、社会人1年目の社員による社外同期会「Lacラボ。」(全10講)を開講。オホーツク支部では、幹部社員向けの連続講座「幹部ハツラツゼミナール」(全6講)を開講しました。

3. BCP(事業継続計画)策定で災害に負けない企業づくり

苫小牧支部、とち支支部、くしろ支部では、行政の担当者や会員企業の実践からBCP(事業継続計画)について学びました。2018年の北海道胆振東部地震を経験した苫小牧支部は、企業視察や具体的な災害事例を参考にワークシートを使いながら自社の事業継続計画を策定・見直しを行い、会社・顧客・従業員を守るための備えについて学びました。

4. 新型コロナウイルス問題への対応

新型コロナウイルス問題では、当初インバウンド需要の激減に伴う観光関連産業への打撃から、感染防止のための自衛自粛により、市民生活の制限と経済活動の収縮へと影響が広がっていきました。2月26日の休校要請に

続き、2月28日に鈴木直道知事が「非常事態宣言」を出したことで、一気に緊張感が高まります。

北海道同友会は2月26日に、「①3月15日までの会議・行事は、テレビ会議以外原則中止もしくは延期。②会員へ情報提供に努める。③アンケート調査を実施して国や道への要望をまとめる」という基本方針を決めました。

「コロナ」に関する「緊急影響アンケート調査」は2月25日から実施し、回答は621社から寄せられました。コロナ問題の影響ありとの回答は89%を占め、地域や業種、企業規模に関わらず影響があることがわかりました。3月5日にプレス発表を行ったところ、NHK、HBC、日経、朝日、読売、道新等で報道され、テレビ朝日の『報道ステーション』でもデータが紹介されました。

休業する飲食店やホテルも出始め、アンケート調査では、売上減少を心配する回答が75%、資金繰りを懸念する回答は24%に上っています。

3月9日には正副代表理事会を開き、行事・会合の基本方針を4月15日まで延長すると共に、会員へメッセージを送ります。「新型コロナウイルスに負けないで～資金繰りの早期手当と、雇用・事業継続のために全力を！」という呼びかけです。あわせて、緊急資金繰り対策の支援と、雇用調整助成金の迅速化とつなぎ融資に関する『緊



新型コロナウイルス緊急アンケート調査記者会見(2020年3月5日)



被災地・東胆振を訪ねる(苫小牧支部 女性部移動例会)



新型コロナウイルスについての『緊急要望・提言』を北海道財務局長に説明

急要望・提言』をまとめ、守和彦代表理事らが関係機関を訪ねて説明しました。行く先々では、中小企業の生の声に真剣に耳を傾けて下さり、その後、現職の国会議員によるヒアリングも相次ぎました。

くしろ支部では、客数が減少した飲食業を支えるため、「テイクアウトが可能な飲食店リスト」をk-Biz・商工会議所と連携してウェブサイトを開設しました。各支部のホームページでは、新型コロナウイルスに関する支援策や掲示板等を掲載し情報発信を強化しています。

経営環境の改善と地域づくり

1. 中小企業憲章の理念を広め、中小企業等振興基本条例の制定、活用を広げます

(1) 中小企業等振興基本条例制定運動の輪が確実に広がっています。

2019年度は新たに紋別市、佐呂間町、雄武町、利尻町、沼田町で、理念型の「中小企業（小規模企業）振興基本条例」が制定され、道内の条例制定市町村は52となりました。各支部では行政・中小企業団体・金融機関などと連携し、学習会を繰り返しながら条例制定運動を進めています。

(2) 他団体との連携を強化し、中小企業振興基本条例制定を促進

7月17日に、下川町の谷一之町長と十勝品質事業協同組合の佐藤聡代表理事を招き、「中小企業憲章制定9周年セミナー」を札幌市で開催しました。SDGsを取り入れた総合計画、地域の基幹産業発展を目指しチーズの共同熟成庫をつくった取り組みなどから、持続可能な地域づくりについて理解を深めました。これまでの北海道同友会と中小企業基盤整備機構北海道本部に加え、新たに北海道中小企業団体中央会が主催団体に加わったことで、毎年実施してきた記念セミナーの内容が厚みを増しました。

また、くしろ支部では釧路市中小企業基本条例制定10周年を記念したセミナーを開催。条例の精神を生かした地域づくりの在り方と将来的な活用法について、行政や企業、市民と共有しました。

2. 地域のビジョンやSDGsを生かし、持続可能な地域づくりに取り組む

オホーツク支部では、政策委員会が3年以上かけて取り組んできたオホーツクビジョンを策定。地域のあるべき姿を方針化し、地域全体での活用を促しています。しりべし・小樽支部では、下川町のSDGsの取り組みを谷一之町長の報告から学びました。また、千歳市と美幌町ではSDGsのワークショップを開き、専門家を交えて、持続可能な社会を実現するための行動についての理解を深めています。

札幌支部江別地区会は、「WE えべつ祭り」を9月29日に開催しました。仕事体験を通して子どもたちの職業観育成と地元企業を知ってもらう「第2回おしごとたいけんキッズパーク」を、昨年に引き続き企画。会場の小学校では23のブースが出展。1,200人の子どもたちが参加しました。

3. 行政や金融機関等、関係機関との連携を深めました

「国民や地域と共に歩む中小企業」をめざす活動は、各支部でさまざまな取り組みが進められています。北海道同友会では、西村康稔経済再生担当大臣と代表理事の懇談会を開催。道内中小企業の実態と経営者の悩みをベースに意見交換を行いました。また、北海道経済部、北海道新聞社との懇談会をそれぞれ開催し、北海道経済活性化に向けた意見交換を行いました。

しりべし・小樽支部は、市長、金融機関の支店長をそれぞれ招き、地域経済振興等をテーマに意見交換を行い



釧路市中小企業基本条例制定10周年記念セミナー



第2回おしごとたいけんキッズパーク(札幌支部 江別地区会)

ました。道北あさひかわ支部ととち支部では、地元金融機関を招き、地元大学の将来ビジョンや、地元経済の活性化について情報交換を行いました。南空知支部では例会を機に地元金融機関との連携を深めています。

4. 国内外の事例から新市場・新分野開拓の可能性を探りました

支部の垣根を越え、各地の同友との交流を通じた活動が活発に行われました。

7月にはとち支部農業経営部会が設営を担当し、「全道農業関連部会交流会 in とち」を開催。各支部の農業経営部会会員の他、愛知や静岡の会員ら290名が参加しました。「破壊と創造」をテーマに、移動分科会と記念講演を通じ現場から農業経営を学びました。

くしろ支部釧根農業経営部会では、鹿児島県志布志市の視察研修を実施。国内有数の畜産王国南九州の取り組みから、地域の未来を探りました。さらに、とち支部農工商連携部会は、オホーツク農業を視察しました。

また、小グループによる海外での視察や交流も活発に行われました。道北あさひかわ支部もの創り・デザイン部会は、フランスの近代建築を視察。さらに、札幌支部国際ビジネス研究会は韓国のソウルと釜山を視察。しり



全道農業関連部会交流会 in とち



国際ビジネス部会 シンガポール視察(しりべし・小樽支部)

べし・小樽支部の国際ビジネス部会ではシンガポール視察を実施しました。

同友会づくり

1. 6,000名会員で迎えた北海道同友会創立50周年

2018年の総会では、「つなぐ～原点から未来へ」のローガンとともに、50周年記念式典を6,000名会員で迎えることを方針に掲げました。全支部が意気高く会員増強に取り組んだ結果、2019年11月22日の50周年記念式典は、見事6,052名で迎えることができました。

2018年度期首の会員数は5,753名でしたので、20カ月で247名の純増という大きな目標を達成したことになります。半世紀前に、『孤独な経営者をなくそう』と北海道同友会を立ち上げた先達の熱い思いを学び、代表理事は直筆の手紙で会員に協力を呼びかけました。金融機関に同友会のポスターを貼って貰うなどの広報活動も行いました。各支部では、役員、会員、事務局員の熱意が一体感をつくり、これまでの同友会運動の活動と理念に対する評価が後押しをしてくれました。

その後、新型コロナウイルス感染症の影響もあって、残念ながら会員数は6,000名を割りましたが、2020年3月末の会員数は、期首から106名増え、5,921名と史上最高会勢となり、会員組織率は8.2%となりました。札幌支部の会員純増数は82名と、全国一でした。

11月22日には創立50周年記念式典を開催し、行政や金融機関、中同協・各地同友会などの来賓、全道の会員を合わせて811人が参加しました。記念講演には、JAXA宇宙航空研究開発機構シニアフェローの川口淳一郎氏をお招きして、「やれる理由こそが着想を生む。はやぶさ式思考法～あきらめないチームが『はやぶさ』奇跡の帰還を生んだ～」をテーマにお話いただきました。

また、創立50周年記念講演を各支部でも開催(29頁



創立50周年記念講演

JAXA宇宙研究開発機構シニアフェロー 川口淳一郎氏

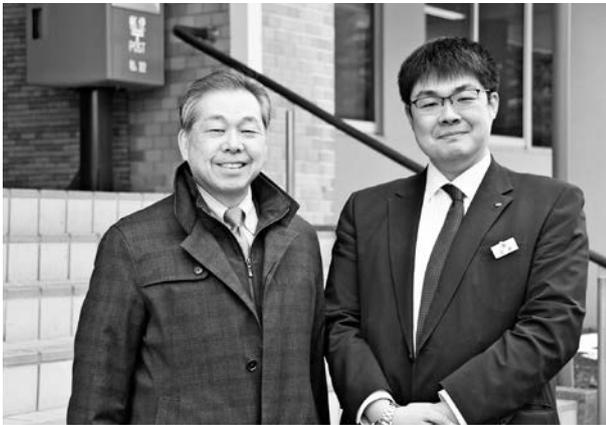
参照)。合わせて2,284名が参加して北海道同友会の50周年を祝いました。

2. 同友会らしい例会の充実

2019年度は全道10支部で1,319回の例会、研究会を開催し、延べ30,948人が参加しました。今期は、経営者相互の経営体験を交流し、経営者としての資質を高め合うことを重点に置き、会員の経営体験報告とグループ討論で学びを深める内容の例会が増えました。また各支部では、同友会と共に歩んだ経営者の実践報告から、同友会理念を取り入れた学びと、「自主・民主・連帯の精神」を生かした会運営について学ぶ等、同友会の魅力を次代に継承するための学習会を実施しました。

3. 各地で同友会の輪を広げる活動を展開

ゲストを招待して同友会の魅力を伝える「Doyu交流会」、昼食をとりながら気軽に話し合える「ランチ会」、オープン形式の大型例会等、各支部で工夫を凝らした企画を実施し、入会のきっかけづくりが広がっています。とち支部、くしろ支部では、役員が率先して非会員企業を



曾根代表理事と北村事務局員の会員拡大活動(とち支部)



野花の会40周年記念式典(道北あさひかわ支部)

訪問して入会を呼びかけました。函館支部では決起集会を開き、支部全体で声掛けを始める等、多彩な増強活動が行われました。また、会員不在だった幌加内町、滝上町で新たに会員が誕生しました。

新入会員には、1日でも早く会になじんでもらえるよう、新会員オリエンテーションをはじめ、例会で新会員を紹介する機会をつくるなど、同友会活動に参加し易い取り組みや居場所づくりに取り組みました。

道北あさひかわ支部は、青年部あらぐさ会の30周年、女性部野花の会の40周年記念を開催し、各地の同友も集まり記念式典を盛り上げました。道東3支部(くしろ、とち、オホーツク)青年部交流会をとち支部の設営で開催。十勝の名所、ばんえい競馬場に集結し、交流を図りました。

各支部ではWeb会議システムを使い、遠方からでも会合に参加し易い環境づくりも進め、地区会からの委員会参加が目立ち始めています。また、新型コロナウイルスの感染拡大防止により、全道委員会や支部幹事会でもWeb会議の活用が広がっています。

4. 事務局員の成長と働きやすい環境づくり

同友会運動の発展を支える事務局員の採用と育成、世代交代が課題となっています。世代別の研修会や中同協など外部研修に加え、6月には全道事務局会議を開催し、事務局指針に基づき、各事務局員の目標の具現化をテーマに交流をしました。

また、就業規則や労働環境の見直しなどを行い、働きやすい環境づくりを進めています。

むすび

創立50周年記念式典の式辞で守和彦代表理事は、半世紀にわたる北海道中小企業家同友会の特色を、次の通り3点にまとめました。

「第1は、「共学・共育・共生」という、北海道同友会の合言葉についてです。経営者にとって、50年前も今も、最大の課題は人材の採用と育成です。1972年から共同求人活動を開始し、1981年からは「同友会大学」ができ、翌年「経営者大学」がスタートし、今日に至りました。経営者と社員が共に学び、共に育ち、共によりよい人生を生きていくために、「共学・共育・共生」という合言葉は、会員がめざす企業づくりの方向を明確に示しているのではないのでしょうか。

2番目は、力を合わせて経営環境を改善していく取り組みです。私たちは、「よい会社をつくろう」「よい経営者になろう」「よい経営環境をつくろう」という3つの目的を掲げています。特に経営環境改善の取り組みでは、

2000年から取り組んだ「金融アセスメント法」と、2003年から進めてきた「中小企業憲章」並びに、「中小企業振興基本条例」制定運動が大きな広がりを持ちました。

そして3番目は、北海道同友会の組織風土についてです。現在北海道同友会は、10支部・46地区会で構成され、事務所が8カ所、事務局員は全道で62名になりました。

50年を振り返る時、忘れてならない人は、26年間にわたって専務理事として活躍された大久保尚孝さんです。第一銀行に勤務されていた大久保さんを、設立間もない同友会は事務局長として迎えました。以来大久保さんは、会員増強と事務局員の育成に尽力する一方、同友会「3つの目的」の起草や「共育理念」、「21世紀型企業づくり」の提唱など、同友会の基本的な考え方をまとめる上で、大きな役割を果たされました。北海道同友会の組織風土の特徴は、会員と共に事務局員も、同友会運動の主体者として、誇りと責任感をもって仕事をしていることだと私は思っています。

いよいよ12月10日には、札幌総合卸センターの新ビルに移転し、業務を開始します。事務所には、150m²の大会議室を設置しました。私たちは、大久保さんの名を冠して、名称を『大久保記念・共育ホール』と呼ぶことにしました。』

いま私たちは、新型コロナウイルス感染症という目に見えない敵とたたかっています。地域のインフラとして社会的使命を果たしていくために、何としても事業の継続と雇用を守り抜きましょう。



創立50周年記念誌

『50年の軌跡 地域と共に歩み、人が輝く企業づくりをめざして』



『大久保記念・共育ホール』で開かれた第68期同友会大学入学式

2019年度支部活動の報告

道北あさひかわ支部

- (2019年度支部スローガン)
- ・ 経営者としてより一層学びを深めていくためのステージ作りに貢献しよう!
 - ・ デザインの持つ力を存分に駆使して地域社会の皆様と共に前進できるスキームを創ろう!
 - ・ 社会的に模範となる持続可能な会社づくりを事務局員と共に目指そう!

1. 支部創立 45 周年

「つなぐ」をテーマに強い支部として未来を拓く

【北海道同友会創立 50 周年・支部創立 45 周年特別企画】

良い会社づくりと経済の繁栄を目指す同友会活動を広く知ってもらうため、2019年6月国連「新国富報告書」代表(馬奈木俊介九州大学大学院工学研究院教授)を招いた特別企画のオープン例会を開催し、会員をはじめ地域内エリアの産業団体、大学、行政、金融機関から246名が参加しました。道北経済の発展に向けて、持続可能な企業・地域づくりを具体化する地域資源の活用や、それと密接に連動する中小企業の可能性などの共通理解を図り、次代を創る企業・経済活動の針路を学びました。

【新パンフレット『響創のとき』】

支部活動を伝え、仲間づくりを広める新パンフレットを作成しました。支部エリアの隅々に配布し、各地域の商工団体等との交流に活用しました。

【女性部野花の会創立 40 周年、青年部あらくさ会創立 30 周年】

野花の会は女性・経営者として心を磨き、スピードを増す経営変化に立ち向かう決意を全道の仲間と固め、あらくさ会は雑草のように力強く逞しい経営者となることを全国の仲間と誓い合う記念式典を開催しました。

【支部の初夏の風物詩 開催 10 年目の「どうゆう名店街」】

多数の会員企業の出展と、会員企業提供の豪華景品や現金つかみ取りが当たる大抽選会に長い行列ができました。支部を挙げた一大イベントが地域の賑わいを創出しました。

【多くの協力団体やゲストを招いた支部例会】

各金融機関と連携を強める例会、北海道の資源の活用を学ぶ例会、働き方改革や消費増税をテーマとした令和の経営を学ぶセミナー、他の経済団体との連携やユネスコ創造都市ネットワークの可能性を探る例会、介護シユーズで社会貢献を目指すオープン例会、仲間づくりを広げる Doyu 交流会を開催し、持続可能な企業と支部づくりにつなげる例会を開催しました。

2. 道北の学び・つながり・交流に 7,960 名が参加

4 ゾーンが広域エリアをつなぐ活動を展開

(1) 学びゾーン (委員会・部会)

経営指針委員会は15年連続で受講生受け入れを達成し、支部内の組織と連携した経営指針の啓蒙に取り組み、共有委員会は第43期目となる幹部講座や例会の参加者が自らの思いをまとめる学びへと進化を遂げています。

共同・求人委員会は初の高校生対象の面接トレーニングや地元企業を知る見学会を学校と連携して開催し、政策委員会は地域の大学を考えるシンポジウムや金融機関と企業活動を強化する勉強会を開催しました。経営・労務委員会はウェブを活用した初開催のテレワークセミナーが今後の経営手法の一つとして注目を集めました。

障がい者就労委員会は会員企業をはじめ地元の育児院や京都同友会との連携のほか、130名が参加した企業と支援学校との交流会で地域の関心を集めました。

農業部会はベトナム視察や道北農業の生産性を高める経済産業局との連携会議の開催など次なるステージへ踏み出し、ビジネス研究会は構成組織との連携企画に尽力しました。もの創り・デザイン部会は近代建築の父コルビジェの建築作品を巡るフランス研修視察、イコール倶楽部カムイは会員が取り組む改革や弁護士に学ぶ例会、焼鳥金曜大学は今年度も幅広い分野の講師を招き、今とこれからの経営を捉えました。

富良野地区会青年部わかば会はキャッシュレス決済を学ぶセミナーや富良野地区会と合同で、より良い活動を目指す例会を開催して真摯な議論を交わしました。

(2) 総務ゾーン

広域な支部における学びを共有するため、例会動画を地方地区の会員へ配信するテストを開始しました。年度末には「次年度の活動につなげる全会員アンケート」を実施し、会員のニーズに寄り添う支部活動を追求しています。2020年1月新年交礼会には初参加の自治体首長や幹部が複数参加し、地域と企業の新たな連携がスタートしました。

(3) 組織ゾーン（地区会・会員交流）

新会員が同友会の活用法を理解するガイダンスやご無沙汰会員をフォローする積極的な取り組みを進めました。

支部組織を構成する宗谷・羽幌・留萌・深川・空知中央・空知中央西・富良野・旭川の4地区会は、中小企業振興基本条例の充実を目指す意見交換、教員と企業経営者が共に若者と企業の将来を考える懇談会など地域活性に繋がるものや、働き方改革、会員の実践に学び、議論する企画など、経営上の悩みを解消へと導く多彩な学習会を開催しました。

会員交流部門は、経営指針研究の結果や、支部45周年パンフレットの内容を紹介するDoyu交流会を開催し沢山のゲストを招きました。同友会の良さをしっかり伝えたいと支部役員が書いた直筆の手紙が全会員と多くのゲストの心に響き、多くの入会に繋がりました。

年2回の親睦ゴルフコンペや39回目の開催となるソフトボール大会は経営者・社員を含む約300名の参加など幅広い交流が進みました。また支部エリア内の未組織地域を解消する取り組みも具体的に始動し新年度へ襷を渡しています。

(4) 中小企業問題ゾーン

外国人雇用の基礎、事業承継、行動分析心理学など今の経営に必要なテーマを取り上げました。

2020年2月から新型コロナウイルス感染症の影響により、ほぼ全ての会合が中止・延期となりましたが、中小企業支援策の情報発信や新年度活動の検討など、新年度の支部活動を築く準備に取り掛かりました。

道北あさひかわ支部45周年と北海道同友会50周年の歴史を未来にしっかりと結ぶ2019年度となりました。

しりべし・小樽支部

〈2019年度スローガン〉 「人を生かす経営」の実践！

～共に学び、共に育ち、持続可能な企業・地域づくりを進めます～

〈企業づくり〉

①経営指針を基にした人を生かす企業づくりに取り組みます

～「労使見解」ならびに経営指針について学び、経営指針の成文化と実践に取り組み、10年後を見据えた企業づくりを進めます

②経営者の責任～資質向上に取り組みます

～中小企業を取り巻く様々な経営課題の解決に向けた学びを進めることで経営者のレベルアップを図り、会員各社の維持発展につなげます

③経営者と社員が共に学び、育ち合える企業づくりを進めます

～経営者のパートナーである社員が成長できる職場環境づくりならびに労働環境整備に取り組み、「共育」を実践する企業づくりを進めます

2019年度は、「人を生かす経営」を実践する同友会会員経営者から学びました。支部7月例会では、南空知支部の平塚勝也氏（平塚建具製作所 代表取締役）に「地方でもできる！人が集まる企業づくり！」をテーマに報告していただき、採用・人材育成について考えました。山麓地区会は総会で、とち支部の高原淳氏（ソーゴー印刷 代表取締役）の経営指針を基にした企業経営の実践から、新年例会では、中同協幹事長を務める中山英敬氏（ヒューマンライフ 代表取締役）の同友会を活用した経

営の実践報告から学びました。北後志地区会は10月に道北あさひかわ支部の田中美智子氏（丸夕田中青果 統括本部長）の経営体験から学ぶオープン例会を開催しました。

第11期経営指針研究会は4名の研究生が、「労使見解」を基にした経営指針の成文化に取り組んでいます。

また、今年度は特に幹部社員が経営課題を学ぶ活動を推進しました。財務の基本から翌期を見据えた予算作成までを行う「財務セミナー」を昨年に引き続き全5講で開催しました。加えて、マネージメントをテーマに「スキルアップセミナー」を全7講で開催。幹部社員が経営者とともに学びを深めました。

〈地域づくり・経営環境づくり〉

①中小企業振興基本条例の制定・活用を進め、中小企業が安心して経営できる環境づくりに取り組みます

～地域の経営指針である中小企業振興基本条例の必要性を再確認するとともに、条例を活かした中小企業の活性化、地域振興を進めます

②他団体や産学官金連携を進め持続可能な企業・地域づくりを進めます

～会員同士や他団体ならびに行政、教育機関、金融機関との連携を進め地域の課題解決、地域活性化につなげます

支部10月例会では、「中小企業との官民協働による地

域経済振興を考える」をテーマに小樽市の迫俊哉市長の講演から学びました。加えて、12月には小樽市と共催で、小樽市が進める地域型日本遺産認定への取り組みを応援する緊急シンポジウムを開催するなど行政とのつながりを強化し、地域振興への取り組みを進めました。

2月に釧路で開催された全道政策委員会の特別学習会には倶知安から会員経営者をはじめ、行政や金融機関の担当者など計9名が参加し、釧路市(k-Biz)の条例制定後の取り組み実践から学びました。

また、今年度も「しりべし経営塾」を小樽商科大学と共催。小樽商科大学の教授を講師に迎えて専門的な経営テーマを学ぶ座学と企業見学で学びを深めました。特に企業見学は、小樽、余市、ニセコの会員企業の取り組みから学ぶだけでなく、地域づくりについても考える機会になりました。

〈同友会づくり〉

①次世代に同友会運動を継承します

～北海道同友会 50年の歴史と理念に学び、同友会運動を次世代に継承します

②共に学ぶ仲間を増やし、支部の発展につなげます

～支部 370名会員で北海道同友会創立 50周年を迎えます

北海道同友会創立 50周年記念式典が開催された11月22日には支部会員目標の370名会員を達成。支部会員37名が記念式典に参加し、北海道同友会50年の歴史と理念から学びました。

2019年度末の支部会員数は期首から18名増の362名となり、会員組織率10%を回復しました。新会員や夜の会合に参加できない会員向けにランチを食べながら交流する「ランチ de 交流会」などで会員間の交流が進み、情報交換の場になっています。

苫小牧支部

〔10年ビジョン〕

- ・強靱な経営体質の向上につながる「共学・共育・共生」の企業づくりを実践
- ・持続可能な地域の創造に寄与する産学官金との連携
- ・時代に必要な知識と意識の醸成に結びつく委員会・部会の創設
- ・力強い同友会運動の推進につながる新たな「仲間づくり」の実践

(支部設立40周年記念式典にて発表 2018.1.23)

〈2019年度スローガン〉 話・和・輪 ～学びを経営に活かし、情熱を持って企業を元気に～

1. 学び合い活動の充実

- ①よい企業づくりをめざし、今年度も支部例会をはじめ委員会主催の求人セミナーや事業承継セミナー、さらに友知会や女性部会など各組織での学び合い活動が活発に行われのべ977名が参加しました。支部例会では一昨年の胆振東部地震を受けてBCP策定について、また自社の存在意義を再定義し隣接異業種へ挑戦した実践報告(埼玉同友会 久賀きよ江氏)、そして時代の変化に対応した職場環境づくりや「働き方改革」に伴う労働問題など、外部環境が変化する中、自社の経営課題を乗り越えるための学び合いを行いました。
- ②第12期経営指針研究会では経営の羅針盤となる経営指針の成文化を進め3名が修了し、歴代修了者は77名となりました。またサポーターのためのサブテキスト作成にも取り組みました。
- ③新設された求人委員会では「求人状況アンケート調査」

を行い、今後の人材確保に向けた一歩となりました。

2. 地域づくり・経営環境づくり

- ①中小企業憲章の精神を活かし、地域と中小企業が発展、成長していく経営環境づくりに取り組みました。政策委員会では、苫小牧市中小企業振興計画にある施策の活用を促進するための例会を開催し、経営基盤の強化や人材の確保・育成、販路の拡大等を支援する補助金・研修事業について具体的に学びました。
- ②「第50回中小企業問題全国研究集会in京都」に参加し、条例問題を学びました。

3. 知り合い、学び合い、援け合いの輪を広げる

- ①北海道同友会創立50周年で6,000名会員を達成する中、苫小牧支部は今年度25名の新たな仲間を迎えました。新会員は入会と同時に、委員会や部会に所属するケースが多くなっているのが特徴です。魁塾は新会員フォ

ローの委員会として役割を果たしました。
②今年度も Doyu 交流会、ワンゲスト運動に取り組み、さらに 6 月支部例会では「同友会活用大作戦」をテ

マに楽しく同友会三つの目的をグループ討論をまじえて学びました。

オホーツク支部

1. オホーツクビジョンや SDGs を生かした地域づくり

「オホーツクビジョン」は、人口減など地域の将来が不透明になる中、「幸福度の高い持続可能な地域社会」のイメージを全員で共有しながら、実際の施策や活動につなげていく“指標（メルクマール）”として作られたもので、政策委員会を中心に 3 年以上かけて作成しました。また、「オホーツクビジョン」を地域全体に浸透させ、さまざまな場面で活用してもらうためオホーツクビジョンアイコンを作成。支部全体で活用する他、地域の施策や活動にも役立ててもらおうよう各方面に働きかけていきます。

さらに、美幌町と共催で開催した SDGs をテーマにしたワークショップでは、専門家を交えて、持続可能な社会を実現するための行動についての理解を深めました。

2. 世代別に行われた社員教育活動

共育委員会では、入社式・新入社員マナー研修、二度の新入社員フォローアップ研修を開催しました。また、今年度より幹部社員向けの連続講座『幹部ハツラツゼミナール』（全 6 講）を開講。グループ討論を中心とした学びで、幹部社員としての役割・責務を自覚し、自身の今後の目標・方向性を考える機会となりました。

さらに、北見工業大学と日本赤十字北海道看護大学の協力の下、地域の資源である「大学の学びを企業経営に活用しよう」をテーマに「オホーツク未来塾」を開催。地元大学との連携強化に繋がった他、経営者と社員が共に

学ぶ場となりました。

3. 同友会理念を基に、充実した学び合いが行われた委員会・部会活動

組織企画委員会は、長年同友会で活躍してきた先輩経営者の経営実践から学ぶ「同友会と共に歩んだ経営者人生」を開催。また、会員拡大プロジェクトを発足し 30 回の会議を開催しました。経営委員会では「手間なく簡単にできる就業規則の作り方」を使い、現行法令で必要な就業規則の作成・見直しを行い、働く環境づくりの整備に取り組みました。政策委員会は、北海道新聞社北見支社との共催で IT セミナーを開催。「ウェブを活用する生産性向上と事業継続のための人材確保」について学びました。経営指針づくり委員会は第 8 期研究会がスタート。自社の経営と向き合い、経営指針の作成に取り組みました。交流委員会では、様々な交流企画を通じて、会員間の親睦を深める役割を担いました。

女性部たんぽぽの会は、会員企業の実践から中堅社員への期待と役割についてグループ討論を通じて理解を深めました。農業水産部会うまいるオホーツクは、十勝支部農業会員の実践から農業と地域づくりについて学びました。青年部北昂輝学舎は、経営のシミュレーションを通じて、「戦略思考」と「会計思考」を学びました。

また、役員研修会では、同友会と共に歩んできた先輩経営者から「自主・民主・連帯の精神」に基づいた会運営を学ぶ等、同友会の理念と歴史を共有しました。

くしろ支部

〈2019 年度スローガン〉 原点回帰！『人を生かす経営』を実践し、魅力ある企業づくりを目指そう！

〈企業づくり〉

①強靱な経営体質づくりを進めるための羅針盤となる、経営指針づくりが各地区会で推進されました。根室地区会では「経営指針勉強会第 1 期かなめ塾」を新たに開講。釧路地区会・南しれとこ地区会ではそれぞれ研究会が継続して開講され、別海地区会では研究会の再開や報告会開催についても検討しました。お互いの活

動に刺激を受けながら経営指針成文化の普及に取り組みました。

②社内の共育力向上を目指し、新人から幹部までの一貫した人材育成に取り組みました。

勤労観の醸成をねらった若手社員研修、マナーだけでなくベテラン社員の意欲向上にもつながった電話応対研修、幹部育成の登竜門、第 27 期同友会くしろ幹部大学も開催しました。

幹部大学修了生による、同友会くしろ幹部大学同窓会では、毎月異なるテーマで例会を開催。幹部大学では講義を担当し、地域を支える幹部としての共育力向上に挑みました。

- ③中小企業の魅力を発信し、人材の確保・定着を図るために合同企業説明会を開催。超売り手市場を背景に、学生・生徒の来場は14名に留まりましたが、一方、初開催の「就職ガイダンス」や写真を多用した「ガイドブック」は参加者の好評を得ました。釧路管外からの人材確保を目指す「UIJ ターン就職個別相談会（釧路市委託）」、大学新卒者採用をねらった「求人票書き方セミナー」を実施。多様性社会の形成に向け、外国人実習生受入のための勉強会も開催しました。

また、地元教育機関との連携を模索する動きが加速。7地区会で講師派遣や懇談会を行い、人材育成・採用における企業の役割について議論しました。釧路管内の高校教員との就職懇談会は7年目を迎え、互いに求める情報をいかに共有していくか、次なる方策の検討を始めました。

〈地域づくり〉

釧路・根室管内では、2市6町が理念条例を有し、条例の理念に基づいた施策が各地で展開されています。釧路市と別海町は、条例制定10周年を迎え、10月には「釧路市中小企業基本条例制定10周年記念セミナー」を開催。

「根釧の次の10年を考えるシリーズ」と銘打って、大学求人や観光開発、企業連携などの勉強会も開催しました。条例運動の成果であるk-Bizも着実に成果を上げており、2月にはモデルとしたf-Bizのセンター長小出宗昭氏を招き全道政策委員会の学習会を実施しました。浜中町でも2021年春の理念条例施行をめざし、条例検討会議を進めています。

〈同友会づくり〉

- ①自主的民主的に学ぶ同友会の原点に立ち返り、各地で会員の経営体験交流を行う例会を実施。異業種の会員が率直に語りあいながら、時代の変化に即した企業のあり方を学びあいました。Doyu 交流会の後継企画となる「くしろ経営者ミーティング」では各委員会での議論を、新会員オリエンテーションでは部会・同好会の活動を新会員やゲストに紹介。同友会の学びを次の世代につなげる取り組みを行っています。
- ②元気な企業、豊かな地域を共に未来へとつなぐべく、事務局との同行訪問による会員増強を推し進めました。くしろ支部は北海道同友会設立50周年記念式典を726名会員で迎え、全道6,000名会員達成に大きく寄与しました。全道3番目となる年間48名が入会しましたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う情勢の変化により、会員数は713名（純増10名）となりました。

南空知支部

2019年度は、3つの方針を柱に積極的な活動を進めてまいりました。

1. 会員の要望に応える支部活動をしよう
2. 学びの場としての「支部例会」を充実させよう
3. 持続可能な地域づくり、同友会づくり

新年度の幕開けとなる第43回定時総会では、札幌支部幹事長の㈱ブレンドワークス 前川裕一社長をお招きし、起業直後の悩み、経営指針成文化の取り組み、社員との関わりについて現在進行形の取り組みから学びました。

2019年度、北海道同友会の創立50周年を冠した記念セミナーを全道の支部で取り組む中で、南空知支部では「里山資本主義で地域を元気に」をテーマに㈱日本総合研究所 主席研究員の藻谷浩介氏をお招きして開催。会員をはじめ、行政、経済団体、金融、教育などの各機関や市民の方など130名もの方にご参加いただきました。藻谷氏は里山資本主義とは、現在主流にある「今だけ良ければ良い、お金が全て、自分だけ良ければ良い」というマネー資本主義ではなく、共生と循環再生のある経済

システムであるとし、お金は交換のための手段で、価値の物差しではなく、価値は金銭に換算できない“かけがえのなさ”であると話されました。

近年力を入れている支部例会では、経営指針の実践について、札幌支部経営指針委員長の㈱工藤商事 工藤英人社長を招き「トラック野郎から経営者へ～経営指針研究会で自分が変わる！会社が変わる！！～」をテーマに学んだほか、「地域に人を残す」をテーマに、本田農機工業㈱ 本田雅義社長（南空知支部副支部長）と、札幌大谷大学の和田佳子教授によるパネルディスカッションを企画し、グループ討論で自社と地域のこれからについて意見交換しました。

また、地域づくりについては、西胆振支部の室蘭まちづくり放送㈱ 沼田勇也社長より「震災が明らかにした

自社の存在意義」と題して、胆振東部地震の直後から臨時災害FM局の立ち上げを支援してきた取り組みを報告いただきました。

その他、会員のITの悩みや“なにができるか知りたい”の声に応えようと札幌支部IT経営部会に力を借りた「IT何でも相談室」、会員企業見学や若手経営者の会『一步塾』

企画の「ホップ!ステップ!キャンプ!」など、会員同士の親睦も深めました。

2019年度最後に企画していた「南空知の未来を考えるシンポジウム」は、新型コロナウイルス感染症のため延期となりましたが、企業経営と地域のありようを考える機会として再度取り組む予定です。

西胆振支部

〈スローガン〉 共に学び合い新たな時代の波に乗ろう!!

1. 企業づくり ~支部例会の輪が広がりました~

- ①会員経営者同士が経営課題を語り合い、互いの経営実践から学び合う場づくりを進めることができました。ベテラン経営者からはその経営哲学をはじめ、生きがいややりがい育てる企業経営について、東京下町・町工場の実践報告では、決して諦めない経営者の姿勢を学ぶことができました。
- ②「働き方改革」を見据えた職場の環境づくりの実践報告や、日本における外国人労働者の雇用問題、伊達信用金庫との連携でキャッシュレス化に進む日本の行方など、直面する課題を掘り下げることができました。
- ③西胆振支部農業経営部会が担当した2月例会は、農業法人の社長と社員が実践報告を行い、経営者と社員の関係構築や事業承継、経営指針など普遍性のあるテーマが提起されました。

2. 地域づくり・経営環境づくり

「西いぶり連携協定」を締結している伊達信用金庫と

引き続き、例会の講師依頼や金庫職員の例会への参加など、共に地域の活性化を目指すための相互理解を深めることができました。

3. 同友会づくり

~経営指針委員会新設と新たな仲間を迎える~

- ①全道経営指針委員会のバックアップのもと、経営指針委員会が新設されました。5月例会では苫小牧支部会員の実践報告があり、7年ぶりに経営指針研究会の「第5期」を13名でスタートしました。経営の羅針盤とも言える経営指針の成文化と実践の輪を、今後も広げて参ります。
- ②北海道同友会創立50周年を6,000名会員で迎えるために、新たな仲間を迎え、105名会員を達成することができました。多くの新会員が例会に参加する中、「同友会に入ってよかった」と実感できる同友会づくりがますます期待されます。また今年度も全国、全道行事へ参加し、自社の経営に活かすことができました。

札幌支部

〈2019年度活動方針〉 北海道同友会創立50周年を支部2,000名会員で!
~魅力ある札幌支部づくりをすすめよう~

(1) “つたえる”

同友会運動の歴史の中で生まれた労使見解に基づいた、経営指針、共同求人、共育、そして労働環境の整備を会員各社が実践し、同友会が目指す「人を生かす経営」を積極的に伝えていこう!また、その経験や学んだこと、同友会の楽しさを会内外の経営者にわかりやすく発信していこう!

【まとめ】

今年度も、経営指針委員会が中心となり、第16期経営指針研究会を13名で開催しました。また「人を生かす経営」をテーマに、共同求人委員会と経営指針委員会が連携して徳島同友会のサンフォート山城真一社長を招き、人を生かす経営の実践を学びました。また、各地区会でも、新会員を含め会員企業の経営実践報告、経営指針や働き方改革、大学や一般市民の方に中小企業の仕事や果たす役割を伝える取り組みにも力を入れました。

(2) “そだてる”

業種、業態、企業規模が違う会員の様々なニーズを汲み取り、「よい会社」「よい経営環境」づくりを目指す「よい経営者」が育つ環境をつくろう！また会員経営者をはじめ、社員やまだ入会してない経営者も新たな同友会ファンをつくっていきこう！

【まとめ】

今年度は北海道同友会が50周年記念プロジェクトとして6,000名会員に取り組み、札幌支部も期首から82名の純増会勢で大きな貢献を果たしました。これは、各地区会がそれぞれ目標会員数を掲げ、組織・企画委員会の会員勧誘企画「Join to the Doyu」等への参加を声掛けし、また、入会された方々には地区会役員が中心になってフォローを積極的に行い、血の通った地区会づくりを進めた結果によるものでした。

(3) “つなげる”

本音で悩みを語り合い、未来志向で共感、共有しあう仲間が集う支部づくりを目指そう！そのためにもいままでの活動や組織体制の整理・改善をおこない、運動の両輪である事務局体制もしっかりと意識した、持続可能な札幌支部づくりの歩みをすすめよう！

【まとめ】

北海道同友会50周年の記念式典は札幌支部が設営を担当。委員会・地区会・部会が一体となって式典の企画から当日の運営を取り仕切りました。また、地区会同士の合同例会や青年部未知の会と地区会との合同例会、委員会と部会との合同セミナーなど、組織と会員の結びつきの強まる活動と同時にSNSを使った会員同士の情報共有も進みました。

一方で、突然発生した新型コロナウイルス感染症により、同友会最大の魅力である会員同士のフェイストゥフェイスの学び合いが大幅に制限され、活動に大きな影響を受けました。

函館支部

〈中期ビジョン〉 社長ニコニコ、社員ワクワク、地域元気に同友会

〈2019年度スローガン〉 参加しよう！続けよう！良くなろう！

【2019年度重点方針】

1. 経営指針成文化運動の推進
2. 例会の充実と参加率の向上
3. 仲間づくりと会員満足度の向上
4. 地域を元気にする活動の推進
5. 全国・全道大会への積極的参加

函館支部は2018年度に策定した3年ビジョン「社長ニコニコ、社員ワクワク、地域元気に同友会」の2年目の年となりました。重点方針ごとに目標数値を定め取り組み、目標を可視化することで達成度を共有することができました。開催会合数は延べ200回を数え、例会・研究会、2つの地区会、4つの部会、4つの研究会で多彩な活動が行われました。経営指針研究会は12期を修了し、支部内では延べ84名が研究会を終えました。これは支部会員の14%に相当します。支部例会として開催した報告会では、10カ月の学びを終えた研究生が自社の理念を報告し、その後のグループ討論でも熱い話し合いが行われました。

合同企業説明会と企業と学校との就職懇談会を開催しました。また合同入社式から3回に渡るフォローアップ

研修会、新たな企画として全5回構成のビジネススキルアップセミナーと社員教育にも注力してきました。幹部大学は10社15名で開講し、チームビルディングを中心に様々な講義を2月まで開催しましたが、後述する新型コロナの影響のため後半の講義は中止となりました。

支部例会は積極的にグループ討論を取り入れました。テーマも多岐にわたり、特に7月には北海道同友会50周年記念事業として(株)セコマの丸谷社長を迎え地域のインフラとしてのセイコーマートのサプライチェーンと戦略を学びました。そして11月には世界遺産認定を目指す道南の縄文遺跡を周知することを目的に、学生・市民も巻き込んで例会を開催し両者とも130名から150名を超える参加者が共に学びました。経営者の実践報告は同友会の学び合いの原点であり、報告から討論の形式が支部内に定着してきています。

1月から中国を発端に広がった新型コロナウイルスの影響は道南・函館にも大きな影響を与えました。2月末の緊急事態宣言を受け、幹部大学は後半の講義をすべて中止とし3月支部例会、合同入社式・マナー教室も合わせて中止となりました。観光業を基幹産業とする函館への経済的なダメージは計り知れず、未だ終息を見ない状

況は、どこまで波及するか予想が尽きません。次年度は厳しい状況を会員の英知で乗り越え「社長ニコニコ、社

員ワクワク、地域元気に同友会」のビジョンに近づくような同友会運動を続けてまいります。

とち支

1. 会員数は 863 名に前進

同友会運動の質を高めるには会員拡大が欠かせません。2019 年度末の会員数は 863 名と期首より 8 名増加しました。組織委員や幹事の未会員飛込訪問や新入会員のフォローアップ活動として取り組む、「いろはの会」、「新会員ガイダンス」などのきめ細かな企画を展開しましたが、新型コロナウイルスの影響で退会者が後半に多く発生しました。

2. 支部例会に年間 1,260 名参加

2019 年度は組織委員会が主催する支部例会に力を入れ、10 回で 1,260 名の会員が参加しました。土屋ホームの土屋会長、愛知県のエイベックスの加藤会長、セコマの丸谷社長などの率直な実践報告は、参加者に深い感銘を与えました。例会にはグループ討論を採り入れ、全員参加、全員発言を徹底しました。委員会が主催する経営指針研究会、拓の会などの小グループ活動も活発に行われました。

3. 社員教育と求人活動を活発に展開

共育委員会が主催する社員研修会が活発に開催されました。新入社員研修会に始まり、新入社員フォローアップ研修会、社員ステップアップセミナーなど、3 年目社員フォローアップ研修会、十勝経営者大学など階層別研修に力を入れました。2013 年度に開講した十勝経営者大学は第 1 期を終え、2019 年度から第 2 期が始まり 20 名が受講しています。

共同求人委員会は、合同入社式、新卒向け合同企業説明会、高校への講師派遣などを開催しました。帯広市のインターンシップ事業の協力なども行い、地域の人材確保に努めました。

4. 部会活動で深く学ぶ

農業経営部会、農商工連携部会、環境部会、あすなる会、女性部会、IT 総合研究会、青年経営者の会、人生大学、とち地サイダー研究会の 9 部会に所属する会員が、テーマを深めて学びました。多くの会員が委員会や部会に所属することで支部は活性化します。役員や事務局は、新会員には部会への所属を勧めました。

2019年度専門委員会活動の報告

組織・企画委員会

- ①今年度の目標に掲げてきた『11月22日までに6,000名を目指すプロジェクト』は、2019年10月末の時点で6,000名を達成、50周年記念式典当日は6,052名という史上最高の会勢で50周年を迎えることができました。しりべし・小樽支部、道北あさひかわ支部、苫小牧支部、西胆振支部が6,000名プロジェクトの支部目標を達成しました。
- ②各支部の組織委員会が他の委員会や部会と連携して支部例会にも積極的に取り組みました。増強の取り組み＝「Doyu 交流会」という名称に囚われず、名前も枠組みも新たに企画の開催や、夜の会合から昼のランチ会にする等、各支部創意工夫を持って会員増強に励みました。
- ③全道組織・企画委員会の移動委員会をとち支部（10月）で開催し、学習会では「組織率16.7%を支える支部体制、企画作りから学ぶ」をテーマにとち支部の取り組みから学びました。
- ④世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症は、中小企業の経営基盤を大きく揺るがしています。先行きの不透明さや更なる負担増などが遠因にもなって、会勢にも大きな影響を与えました。しかしながら、新たに迎えた505名の仲間とともに、強靱な企業づくりと会員同士が連帯して地域経済の復興に注力しながら、早期の6,000名回復に取り組みます。

経営指針委員会

- (1) 経営指針成文化運動の広がり
北海道同友会の経営指針成文化運動は着実に広がっています。今年度の各支部で開催されている経営指針研究会の修了者は、延べ69名となりました。また、西胆振支部にも経営指針委員会が誕生し、経営指針研究会の活動がスタートしました。「同友会会員なら経営指針をつくるのが当たり前」という状況に向け前進しています。
- (2) 「経営指針成文化と実践の手引き」「働く環境づくりの手引き」「企業変革支援プログラム」の活用
「経営指針成文化と実践の手引き」（2016年発刊）は各支部で活用されるようになり、経営指針づくりの精度は格段に高まりました。一方、「働く環境づくりの手引き」（2019年発刊）と「企業変革支援プログラム」（ステップ1は2009年、ステップ2は2012年発刊）の活用は十分とは言えません。今後、経営指針研究会のカリキュラムに組み込んでいく必要があります。
- (3) 経営指針研究会のカリキュラムについて
中同協経営労働委員会に参加し、各同友会の事例報告を聴くと、経営指針研究会のカリキュラム、実施方法がまちまちであることに気づきます。北海道という地域性や会員の特性を踏まえながらも、他同友会のよい部分を取り込んでいくことが課題となっています。
- (4) 経営指針研究会修了後の実践とフォロー
経営指針成研究会修了後、つくりっぱなしになってしまう修了生も見受けられます。このため、各支部において修了後のフォローや実践報告会の開催などが盛んに行われるようになってきました。
- (5) 労使見解の位置づけ
中同協経営労働委員会では「一部に労使見解を避けて通る傾向が見られる」との報告がありました。北海道においても、労使見解を知らない会員が増える傾向にあります。経営指針成文化の基本思想として労使見解を位置づけることが重要です。また、委員会、研究会のみならず、すべての同友会会員に労使見解の中身を知ってもらう必要があります。

共同求人委員会

2018年、2019年と合同企業説明会の来場学生数が大幅減少、採用活動の長期化、内定辞退の増加、高校生も採用しづらくなるなど、学歴を問わず求人活動を取り巻く環境は厳しさが増しています。そのために営業時間の短縮、出店計画の見直しなど営業展開にも影響が出ています。さらに2020年2月から日本でも広がった新型コロナウイルスの影響で、3月に予定していた合同企業説明会が5月に延期（Zoomを活用）となるなど学生、求人企業とも大きな影響を受けました。

①全道共同求人活動（Jobway）への2019年度の参加企業数は97社から77社となりました。合同企業説明会は札幌で3回（延べ137社来場者122名）、とち支1回（67社162名）、釧路1回（28社14名）、旭川2回（延べ149社795名）全体で延べ381社が参加し1,093名の生徒と学生が来場しました。参加企業数、来場者数は旭川を除き、昨年より著しく減少しています。

また北海道職業能力開発大学校にて初めての学内合説を参加企業15社で開催しました。3年生を中心に21名が参加しました。

②しりべし・小樽支部では高校と企業の就職情報交換会を小樽市と倶知安町で開催。とち支支部では高校生向け就職セミナー、高校教職員との懇談会、地元の高校への講師派遣を行っています。くしろ支部は釧路市と連携して大学への講師派遣、釧路公立大学への求人票の書き方講習会、UIJターン個別相談会などに取り組んでいます。道北あさひかわ支部は大学・高専・高校との意見交換会や高校生対象の「地元企業を知る」見学会の開催など多彩な活動を展開。函館支部では就職情報懇談会、高校への就職講話を行っています。苫小牧支部は2019年度から共同求人委員会を立ち上げて、毎月委員会を開催し、求人に関するアンケートを実施し本格的な活動が始まりました。札幌支部はJobwayの運営を担いながら学内説明会、大学訪問、合同企業説明会を開催しました。

③2020年1月に次年度へ向けた求人活動オリエンテーションを全道の事務局を結ぶWeb会議で開催し、同友会運動における共同求人活動の理念を広める活動を行いました。

共育委員会

1. 同友会理念である「人を生かす経営」の根幹をなす「共育」について、全道の経営者に理解してもらうことを掲げていますが、社員教育研修の場で受講生に向けて「共育」の説明はできますが、経営者への具体的な発信方法が課題です。今後も継続が必要です。

2. 全道共育委員会や、支部共育委員が同友会の共育理念を学ぶために、委員会の時に学習会を開催することを目標としました。5委員会（『人を生かす経営』推進連携会議）合同研修会を含め、全道委員会の後半に講師を招いての勉強会を開催し合わせて3回実施することができました。また各支部でも、とち支、苫小牧、オホーツク、札幌で委員会の中で「労使見解」

等をテキストにして学ぶ時間を設ける試みが始まりました。

3. 全道委員会への参加があまりありませんでした。参加できる委員が固定化してしまっています。まずは全道委員会への出席率を上げることが重要です。委員が出席できない場合は支部副委員長か支部事務局員に出席してもらい、情報を共有していきたいと思えます。

4. 「5委員会学習会」は、委員長自身が後半にあまり参加できませんでした。今後はWeb参加も可能ということ踏まえ、5委員会の連携を深めていきます。

経営厚生労働委員会

1. 2019年度は、全道委員会を4回開催し、経営・厚生・労働課題に関する取り組みについて積極的に情報交換をしました。また、各支部の委員会では、「働き方改革」に伴う法改正等を受けた就業規則セミナーや消

費税増税の今後の影響を考える学習会、BCPに関して学ぶなど、多様で積極的な活動実践を学び合いました。

2. 『人を生かす経営』推進連携会議（経営厚生労働・経営指針・共育・共同求人・障害者問題の5委員会）では、今年度も合同の学習会を開催しました。7月19日には、経営厚生労働委員会が主体となって学習会を企画。中同協経営労働委員会の林哲也委員長（香川）を招いて、「働く人にとって魅力ある、将来に夢の持てる企業づくり」をテーマに、中同協で発行した「働く環境づくりの手引き」のエッセンスと林氏の実践を、Webでの参加も呼びかけ、多くの仲間と学びました。
3. 第3回委員会は恒例の一泊委員会を開催。委員でもある陶氏診療院の陶恵栄院長（札幌）に「健康管理と企業経営」と題して、厚生課題のご報告をいただきました。東洋医学と西洋医学から、経営者のみならず社員の健康が企業経営の健康にもつながることを学びました。
4. 第4回委員会では、継続して学習を続けている「事業承継」について、今年度も北海道事業引継ぎ支援センターの瓜田豊統括責任者を招いて、今期の特徴や新たに見えてきた課題を学びました。

政策委員会

- ①中小企業憲章の理念を広め、他団体とも連携し中小企業振興基本条例の制定の動きを加速します。
 - ・中小企業憲章制定9周年記念企画を開催します。
 - ・7月17日に中小企業憲章制定9周年記念セミナーを131名の参加で開催。下川町の谷一之町長と(株)佐藤工務店の佐藤聡社長（とち支部）の地域振興の取り組みから学びました。
 - ・他団体との連携を強め、中小企業振興基本条例制定の取り組みを推進します。
 - ・中小企業憲章制定9周年記念セミナーを独立行政法人中小企業基盤整備機構北海道本部ならびに北海道中小企業団体中央会と三者主催で開催しました。北海道中小企業団体中央会とは初めての連携企画となりました。
 - ・南空知支部は支部10月例会を関連テーマで開催しました。
 - ・くしろ支部ではルパン浜中地区会が町ならびに商工会と一緒に2021年4月の条例制定に向けて勉強会を開催しています。
 - ・道北あさひかわ支部の宗谷地区会では2020年4月に条例が更新される稚内市と条例に関する意見交換を進めています。
 - ・制定した条例の活用状況の経験交流や調査を行い、条例運動の推進に活かします。
 - ・10月9日に釧路市で条例制定10周年記念セミナーが開催されました。
 - ・条例に関する情報共有を目的に条例制定自治体ならびに未制定自治体へのアンケート調査を行う準備を進めています。
 - ・第4回委員会をくしろ支部の設営で開催。特別学習会としてfBiz小出宗昭センター長の講演ならびにkBizの視察を行いました。
- ②中小企業を取り巻く時代・環境変化を踏まえた中小企業政策のあり方を検証します。
 - ・中小企業政策を学び、中小企業経営者に必要な中小企業政策を考えます。
 - ・苫小牧支部では支部5月例会を苫小牧市の補助事業をテーマに開催しました。
 - ・しりべし・小樽支部は、支部10月例会で小樽市の迫俊哉市長、新年交歓会では下川町の谷一之町長の地域振興施策の実践報告から学びました。
 - ・同友会景況調査（DOR）のサンプル数を増やし、中小企業の実態と変化を捉え、積極的に問題提起します。
 - ・北海道DOR分析会議（4回開催）には北海道財務局からも出席いただき、多くの情報をもとに多角的な視点から情勢分析を進めました。
 - ・金融や税制問題などの変化と中小企業経営への影響を検証・提起する学びの場を創出します。
 - ・しりべし・小樽支部では7月に山麓地区会と女性部会がそれぞれ金融懇談会を開催しました。
 - ・各支部で新型コロナウイルス感染症に関する制度融資説明会などを開催しました。
- ③持続可能な地域をめざし、学びと交流を通じて実践につなげます。
 - ・7月に開催される中同協第51回定時総会で提案予定の「中小企業の見地から展望する日本経済ビジョン」の学習に取り組みます。
 - ・10月17日に開催した第3回委員会にて、「中小企業の見地から展望する日本経済ビジョン」の学習会を開催しました。
 - ・「人口減少問題」「TPP等による北海道経済への影響」「SDGs（持続可能な開発目標）」「エネルギーシフト」などの学習と検討に取り組み、各支部での実践につな

げます。

- ・7月17日の中小企業憲章制定9周年記念セミナーで下川町のSDGsの取り組み実践から学びました。
- ・しりべし・小樽支部では新年交礼会で下川町の谷一之町長から同町のSDGsを取り入れた地域振興の取り組み実践から学びました。
- ・オホーツク支部では2月に美幌町と共催でSDGsに

ついて学ぶワークショップを開催しました。

- ・中小企業の視点で北海道経済活性化について議論し、適切な情報提供等に努めます。
- ・オホーツク支部では支部9月例会でオホーツクビジョンの学習会を開催しました。また、オホーツクビジョン普及部会を設立し、普及に努めています。

障害者問題委員会

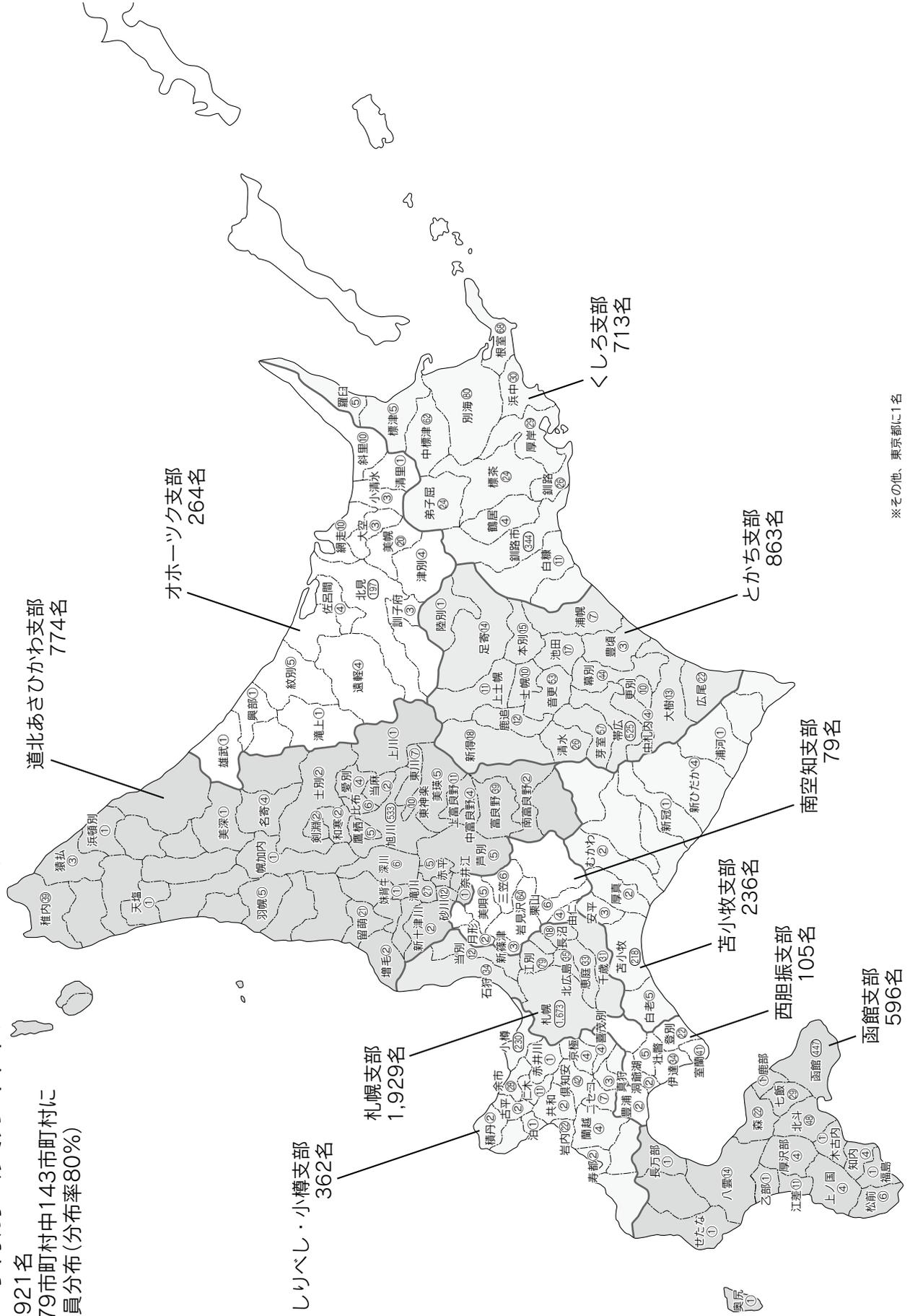
1. 2019年度も各支部での障害者問題についての課題の整理や学習会の情報交換を行いました。札幌支部では、障がい者雇用の現場から学ぶ見学会や恒例の「障がい者雇用を通して企業づくりを考えるフォーラム」には、しりべし・小樽支部会員から事例報告をいただきました。とち支部でも、セミナーの企画と委員会設立への準備が進みました。道北あさひかわ支部では、旭川育児院の子供たちとの懇談会、特別支援学校の生徒・保護者との交流会も行われました。くしろ支部では、市の委託事業であるダイバーシティ就労への協力や支援学校の見学会などを行いました。
2. 2019年度は、10月17・18日に滋賀県で行われた「第20回障害者問題全国交流会」に北海道から9名が参加しました。北海道が担当した第1分科会は、「共に

学び 共に育つ職場づくり」をテーマに、(株)アイワード 代表取締役社長 奥山敏康氏が報告しました。また、2日目の基調報告では、滋賀県で児童福祉施設の先駆者である近江学園の実践を映像とセッションで学びました。「この子ら“に”ではなく、この子ら“を”世の光にという言葉に、生き方を考えさせられた」との感想が寄せられました。

3. 札幌支部ではこの間委員会名の変更を検討してきましたが、新年度から“障がい者問題委員会”は“インクルーシブ委員会”へ変わります。インクルーシブ（包み込む、包括する）とすることで障がい者の就労のみならず、社会的養護や就労困難者などにも目を向けた活動を予定しており、今後は全道で真の「人が生きる」環境づくりへの理解と意識づけを学んでいきます。

市町村別会員分布図 (2020年3月31日現在)

5,921名
179市町村中143市町村に
会員分布(分布率80%)

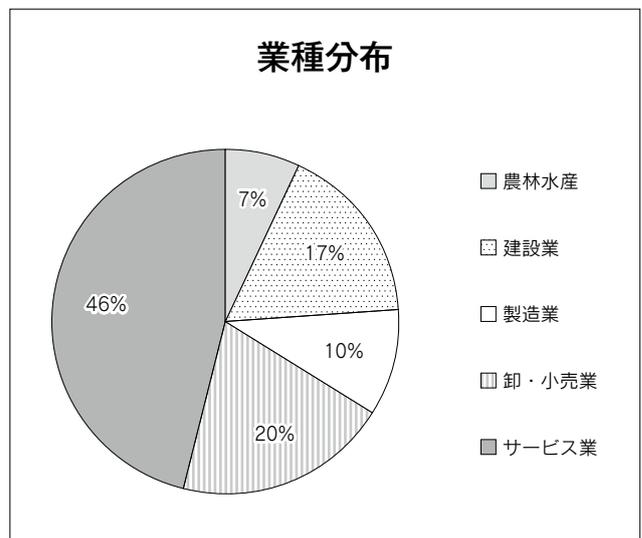
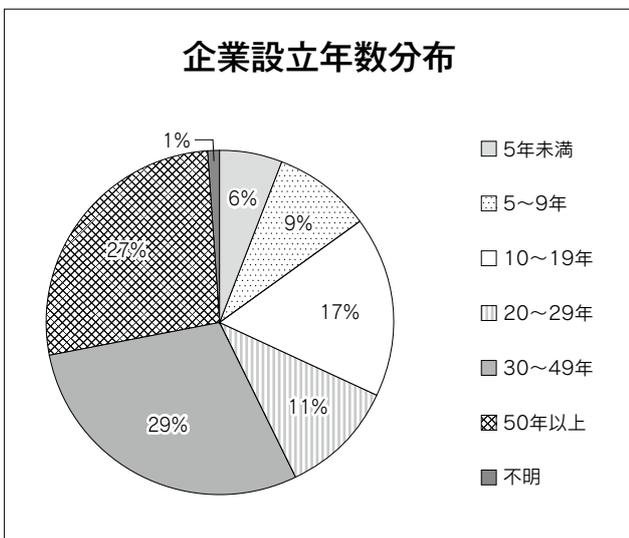
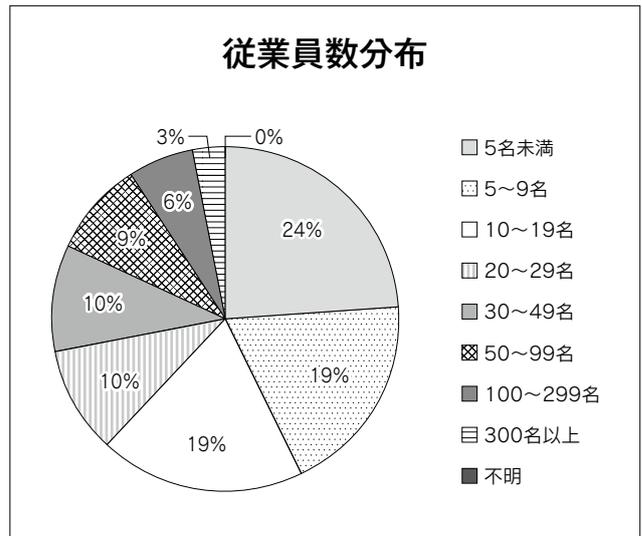
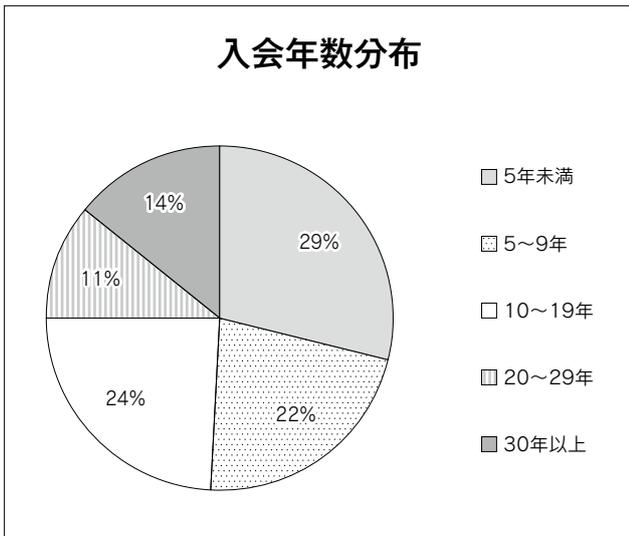
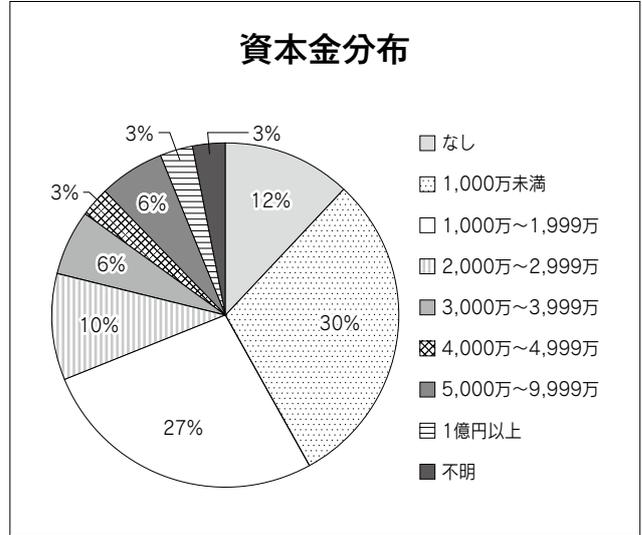
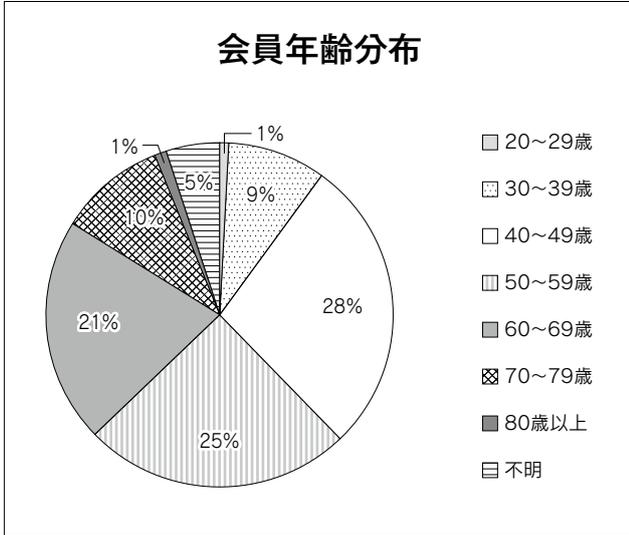


※その他、東京都に1名

一般社団法人北海道中小企業家同友会 会員構成

2020年3月31日現在

企業数 5,764 社
構成員数 5,921 名



年度別開催回数と参加人数

例会・各種経営研究会

		2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
例会・地区会 研究会・部会	回数	1,954	1,869	1,472	1,407	2,132	1,828	1,443	1,507	1,734	1,825	1,524	1,684	1,485	1,472	1,319
	参加人数	40,933	32,144	29,194	26,392	37,016	34,253	24,578	32,543	32,865	30,465	31,334	36,026	37,258	33,831	30,948
経営者大学 取締役講座	回数	1	3	1	2	9	1	1	1	1	1	3	4	3	3	3
	参加人数	30	70	30	68	188	29	35	32	45	47	79	269	294	253	215

社員教室・社員研修会

新入社員 研修会	回数	12	10	10	10	11	7	6	8	5	15	11	13	14	13	10
	参加人数	445	415	444	428	361	474	376	453	397	562	530	607	589	548	505
社 マナー教室	回数	7	7	7	13	13	13	7	5	2	5	9	10	7	4	7
	参加人数	218	219	251	366	325	526	197	143	82	114	209	198	246	142	246
幹部学校	回数	11	27	13	26	37	20	4	6	7	5	4	4	3	4	9
	参加人数	221	206	182	498	484	635	251	199	294	91	78	272	47	53	91
幹部学校 同窓会活動	回数	14	32	40	25	31	22	20	26	23	7	17	24	20	25	9
	参加人数	563	808	296	461	385	473	340	331	283	111	459	371	365	301	141
幹部社員研修会 (一泊研修会 を含む)	回数	7	6	3	3	4	1	1	2	2	14	2	2	2	2	1
	参加人数	460	175	69	96	122	26	20	55	80	281	36	89	79	30	32
営業マン講座、 他実務講座	回数	21	15	10	27	16	12	17	22	15	11	13	3	6	4	3
	参加人数	663	850	325	431	460	467	603	422	453	443	615	159	168	247	79
その他の講座	回数												10	12	21	10
	参加人数												349	378	354	205
同友会大学	回数	2	2	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	参加人数	57	58	67	23	79	59	31	46	51	45	37	41	42	41	26
同友会大学 同窓会活動	回数	11	1	0	2	4	3	1	1	1	0	8	4	3	4	9
	参加人数	176	15	0	131	75	223	29	32	56	0	106	121	153	239	307
合 計	回数	85	100	85	107	118	79	57	71	56	58	65	71	68	78	59
	参加人数	2,803	2,746	1,634	2,434	2,291	2,883	1,847	1,681	1,696	1,647	2,070	1,858	2,067	1,955	1,632

合同入社式

合同入社式	企業数	145	140	142	133	110	129	129	154	137	161	185	192	180	145	193
	参加人数	444	419	377	339	353	417	327	460	399	403	443	494	428	383	440

※シリーズ企画は1回として計算してあります。理事会、幹事会、世話人会、同好会は含まれません。

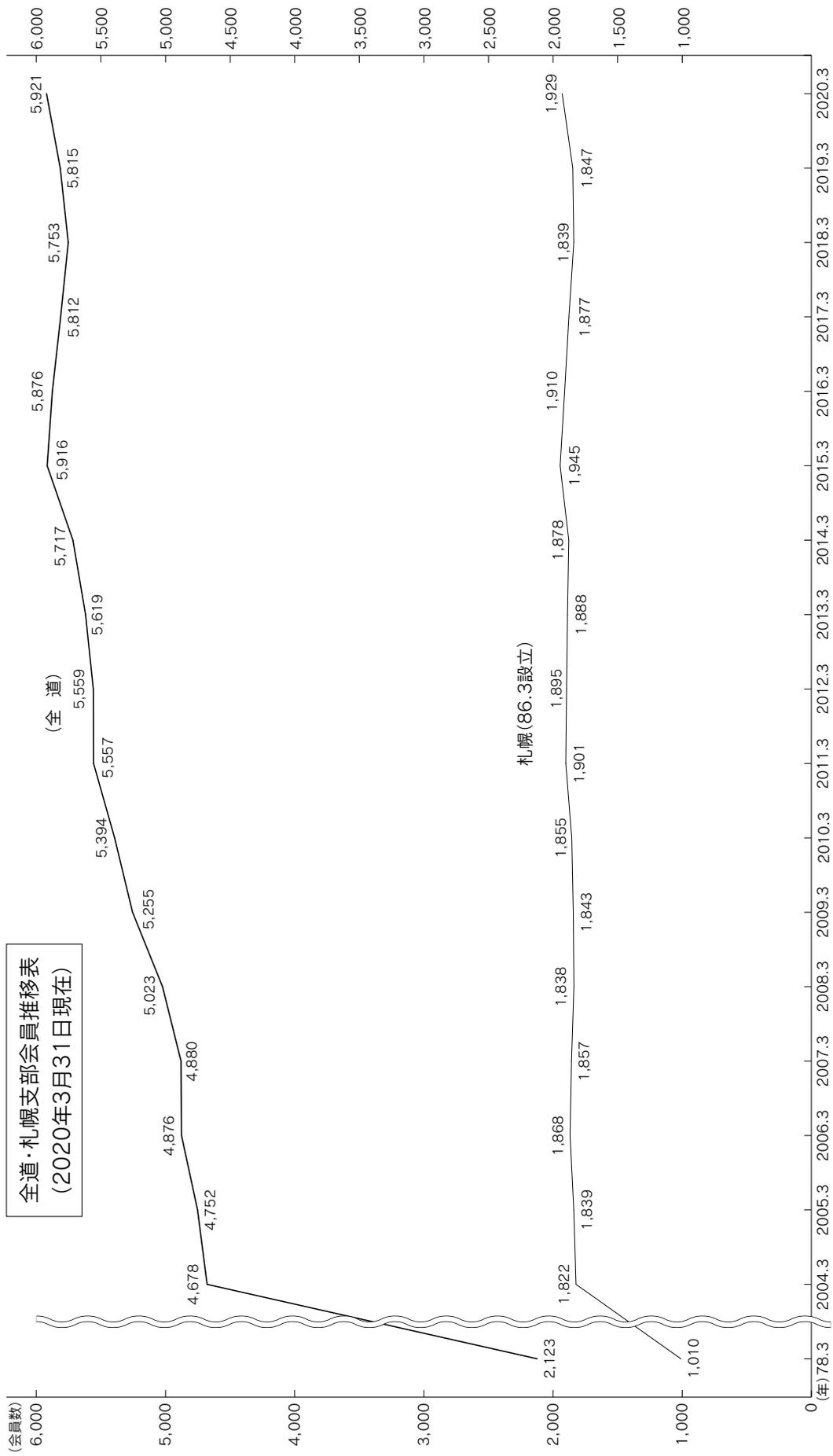
共同求人活動の足跡

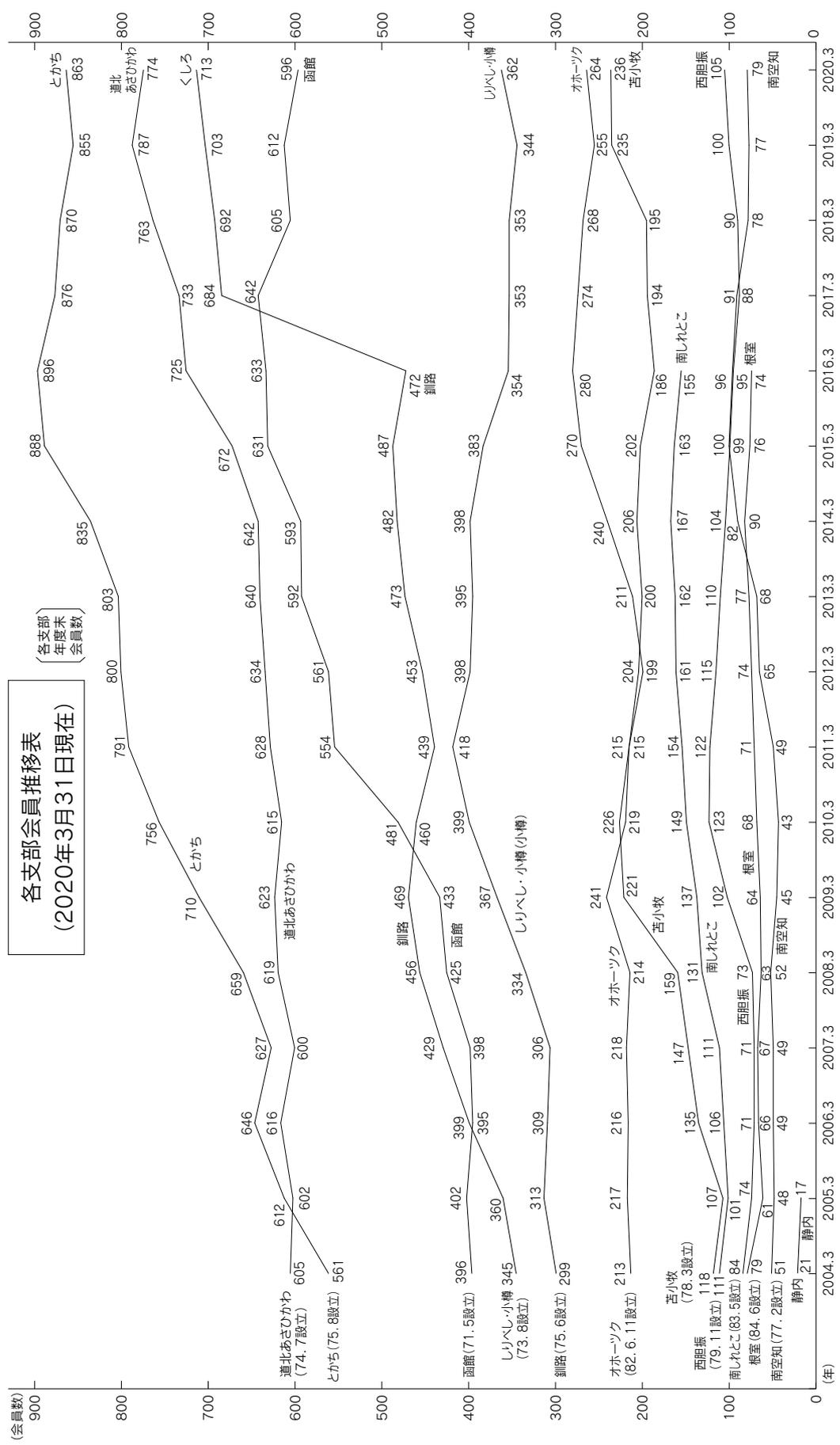
	新聞広告による求人			
	掲載回数	掲載企業延べ数	応募学生数	会 場
1972年	4回開催	90社	84名	
1973年	5回開催	99社	116名	
1974年	1回開催	16社	46名	
1974年	20社	ガイドブック発行始まる。学校訪問で活用。		

	参加企業数	合同企業説明会			会 場
		説明会実施日	参加企業数	参加学生数	
1975年	21社	11/22	18社	108名	第 一 ビ ル
1976年	32社	11/13	25社	150名	〃
1977年	40社	10/15	25社	530名	北海道建設会館
1978年	53社	10/11・12/16	72社	750名	北海道厚生年金会館 札幌市教育文化会館
1979年	92社	10/12・11/22	135社	1,500名	北海道厚生年金会館
1980年	131社	10/6・11/20	165社	1,950名	〃
1981年	151社	10/2・11/20	102社	2,800名	〃
1982年	175社	10/4・11/16	204社	3,528名	〃
1983年	194社	10/3・11/15	212社	4,493名	〃
1984年	197社	10/3・11/14	224社	5,052名	〃
1985年	188社	10/1・11/14	231社	5,418名	〃
1986年	161社	※(7/2)・ ※(8/4)・ 8/26・10/1	375社	7,927名	札幌パークホテル 札幌サンプラザ
1987年	150社	8/20・9/16	244社	5,105名	北海道厚生年金会館
1988年	180社	※(7/4)・ 8/22・9/16	397社	4,565名	〃
1989年	206社	※(6/19)・ 8/21・9/18	427社	2,902名	〃
1990年	223社	※(6/20)・ ※(6/21)・ 8/20・9/18・11/19	754社	5,119名	札幌パークホテル 北海道厚生年金会館
1991年	240社	※(6/25)・※(6/26)・ 8/9・9/26・11/19	754社	4,728名	北海道厚生年金会館
1992年	232社	※(6/15)・ 7/1・8/3・ 9/17・11/16	679社	8,518名	札幌サンプラザ 北海道厚生年金会館
1993年	211社	※(6/1)・7/1・ 8/2・11/17	442社	11,713名	〃
1994年	198社	※(6/8)・7/1・ 8/3・9/16	382社	11,344名	〃
1995年	175社	※(6/5)・7/3・ 8/1・9/1	346社	9,549名	札幌サンプラザ 北海道厚生年金会館

	参加企業数	合同企業説明会			
		説明会実施日	参加企業のべ数	参加学生数	会 場
1996年	169社	※(5/14)・ 7/1・8/1・9/2	403社	8,483名	札幌サンプラザ 北海道厚生年金会館
1997年	188社	※(4/14)・5/8・ 7/1・8/1・10/23	510社	8,024名	〃
1998年	170社	4/28・5/25・ 7/1・8/11	348社	8,625名	〃
1999年	143社	4/23・5/18・ 7/1・8/3	283社	9,461名	〃
2000年	134社	4/20・5/24・ 7/3・8/3	281社	7,385名	〃
2001年	118社	4/12・6/1・ 7/4・8/2	297社	5,553名	〃
2002年	95社	4/22・5/21・ 7/9・10/7	222社	5,486名	〃
Web共同求人サイト運用開始。ガイドブックと併用					
2003年	ガイドブック参加企業 86社 Web参加企業 87社	4/21・6/2・ 7/14・9/26	188社	6,361名	〃
2004年	ガイドブック参加企業 81社 Web参加企業 86社	4/21・6/2・ 7/6・8/4	208社	5,861名	〃
2005年	ガイドブック参加企業 81社 Web参加企業 95社	4/18・5/30・ 7/4・8/4	257社	5,179名	〃
主にWeb共同求人サイトを活用し、ガイドブックは説明会ごとに作成。					
2006年	165社	4/19・6/7・ 7/4・8/9	309社	4,356名	〃
2007年	156社	3/13・4/17・ 5/22・9/26	305社	2,691名	〃
2008年	149社	3/24・4/28・ 5/27・9/24	309社	2,593名	ホテルポールスター札幌 北海道厚生年金会館
2009年	120社	4/21・5/26・ 6/16・9/15	173社	4,414名	北海道厚生年金会館 ホテルポールスター札幌
2010年	112社	4/19・5/26・ 6/29・9/27	153社	4,191名	ホテルさっぽろ芸文館 ホテルポールスター札幌
2011年	95社	4/21・5/26・ 6/28・9/27	158社	3,964名	ホテルさっぽろ芸文館
2012年	65社	4/19・5/22・6/27・ 9/13・10/28	226社	2,703名	ホテルさっぽろ芸文館・経済センター
2013年	67社	2/12・4/16・5/20・ 6/26・10/10	333社	2,242名	ホテルさっぽろ芸文館・札幌パークホテル
2014年	89社	4/28・5/21・ 6/16・10/2	312社	894名	ホテルさっぽろ芸文館・札幌パークホテル
2015年	123社	3/9・5/7・8/6・ 10/7・2/1	343社	872名	ニューオータニイン札幌・ ホテルさっぽろ芸文館・ACU
2016年	107社	3/14・5/23・ 8/8・10/24	288社	528名	ニューオータニイン札幌
2017年	101社	3/1・5/29 8/23・10/17	237社	308名	ニューオータニイン札幌
2018年	98社	3/12・8/6・ 10/15	167社	420名	ニューオータニイン札幌 札幌コンベンションセンター
2019年	76社	3/1・8/6・ 10/16	126社	117名	ニューオータニイン札幌

■※印の86.7.2は「就職ガイダンス」、続く8.4は「企業セミナー」
89年以降の※印は「産業セミナー」、97年は「学生のための就職セミナー」の参加人数です。





※2006.3より静内の会員数は吉小牧に加えました。
 ※2017.3より根室、南しれとこの会員数はくしろに加えました。

「10%プロジェクト」の取り組み 支部別会員数と対企業組織率

(2020年3月31日現在)

支部名 設立	今期会員数の増減										人口・企業対比		
	19.3.31 会員数A	入会	%	退会	%	20.3.31 会員数B	増減数 B-A	増加率	人口 2015.10.1	企業数 2016.6.1	現在の 組織率		
とがち	1975.8	58	6.8%	50	5.8%	863	8	0.9%	343,436	5,009	17.23%		
くしろ	2016.4	48	6.8%	38	5.4%	713	10	1.4%	313,137	4,882	14.60%		
しりべし小樽	1973.8	35	10.2%	17	4.9%	362	18	5.2%	215,522	3,336	10.85%		
函館	1971.5	32	5.2%	48	7.8%	596	-16	-2.6%	442,668	6,309	9.45%		
道北あさひかわ	1974.7	48	6.1%	61	7.8%	774	-13	-1.7%	758,533	10,551	7.34%		
札幌	1986.6	211	11.4%	129	7.0%	1,929	82	4.4%	2,396,437	29,097	6.63%		
オホーツク	1982.6	34	13.3%	25	9.8%	264	9	3.5%	293,542	4,261	6.20%		
苫小牧	1978.3	25	10.6%	24	10.2%	236	1	0.4%	281,074	4,161	5.67%		
西胆振	1979.11	9	9.0%	4	4.0%	105	5	5.0%	189,696	2,415	4.35%		
南空知	1977.2	77	6.5%	3	3.9%	79	2	2.6%	147,688	1,960	4.03%		
全道	1969.11	5,815	8.7%	399	6.9%	5,921	106	1.8%	5,381,733	71,981	8.23%		

* 「企業数」は、株式会社、有限会社、合資会社、合名会社の合計（2016年6月「経済センサス」。「人口」は2015年度「国勢調査」。

創立50周年事業 各支部冠事業一覧

No	行事名	開催日	テーマ	参加人数
			講師	
1	道北あさひかわ支部6月例会	2019年 6月10日	「新GDP（新国富指標）」で読みとく “道北地域の豊かさ分析と持続可能性” 九州大学大学院工学研究院 都市システム工学講座 教授 馬奈木 俊介 氏	246名
2	函館支部7月例会	2019年 7月23日	地域にこだわる！セイコーマートの経営戦略！ (株)セコマ 代表取締役社長 丸谷 智保 氏	170名
3	とがち支部8月例会	2019年 8月 8日	人を生かす経営で激変の時代を克ち進む エイベックス(株) 代表取締役会長 加藤 明彦 氏	100名
4	しりべし・小樽支部9月例会 (しりべし経営塾 公開講座)	2019年 9月17日	「地域をつなぎ、日本を未来へ。」 ～ドラッグストアから地域コネクテッドビジネス への経営戦略～ サツドラホールディングス(株) 代表取締役社長 富山 浩樹 氏	89名
5	くしろ支部9月例会	2019年 9月25日	土屋ホーム改革の軌跡 ～生きがい、やりがいを育てる企業経営とは～ 土屋ホールディングス(株) 創業者会長 土屋 公三 氏	76名
6	オホーツク9月大型講演会	2019年 9月27日	働き方改革は生き方改革 ～天使の利益と悪魔の社風～ (株)アイスブレイク 代表取締役 中村 信仁 氏	87名
7	南空知支部10月例会	2019年10月 7日	里山資本主義で地域を元気に (株)日本総合研究所 調査部主席研究員 藻谷 浩介 氏	130名
8	創立50周年記念式典	2019年11月22日	やれる理由こそが着想を生む。はやぶさ式思考法 ～あきらめないチームが「はやぶさ」奇跡の帰還 を生んだ～ JAXA 宇宙航空研究開発機構 シニアフェロー 川口 淳一郎 氏	811名
9	2020新年交礼会	2020年 1月14日	同友会は経営者の宝島 ～社長が変わる、社員が変わる、企業が変わる、 そして業界を変える～ (株)吉村 代表取締役社長 橋本 久美子 氏	535名
10	西胆振新春講演会	2020年 1月27日	町工場の挑戦！経営者の仕事は未来をつくること (株)浜野製作所 代表取締役CEO 浜野 慶一 氏	40名
11	* 苫小牧支部3月例会	2020年 3月 3日	わが社の『働き方改革』 ～「労使見解」に基づく企業づくり～ (株)山田製作所 代表取締役社長 山田 茂 氏	*新型コロナ ウイルス感 染症の拡大 により中止

創立50周年記念式典 来賓名簿

(2019年11月22日)

(敬称略・順不同)

経済産業省北海道経済産業局	中小企業課長	酒井哲也
財務省北海道財務局	総務部長	児玉光載
北海道	知事	鈴木直道
札幌市	経済観光局 産業振興部長	一橋基
釧路市	副市長	名塚昭二
北海道経済同友会	代表幹事	石井純二
北海道経済連合会	専務理事	瀬尾英生
北海道中小企業団体中央会	専務理事	福迫均
独立行政法人中小企業基盤整備機構北海道本部	企画調整部 審議役	小林秀章
公益財団法人はまなす財団	専務理事	佐藤厚
公益財団法人北海道中小企業総合支援センター	理事長	阿部啓二
公益財団法人北海道科学技術総合振興センター	専務理事	西岡純二
独立行政法人北海道立総合研究機構工業試験場	場長	片山直樹
一般社団法人北海道発明協会	専務理事	東川敏文
日本銀行札幌支店	支店長	小高咲
株式会社日本政策金融公庫札幌支店	支店長兼農林水産事業統括	能登謙一
株式会社北洋銀行	取締役頭取	安田光春
株式会社北海道銀行	取締役頭取	笹原晶博
一般社団法人北海道信用金庫協会	会長	増田雅俊
北海道信用金庫	理事長	前田繁利
学校法人札幌大学	専務理事	辰野靖
公立大学法人千歳科学技術大学	理事長・学長	川瀬正明
公立大学法人札幌市立大学	名誉教授	酒井正幸
札幌大谷大学	学長	高橋肇
札幌大谷大学	キャリア支援センター長	和田佳子
札幌学院大学	就職部長	石川千温
北海学園大学	名誉教授	小田清
学校法人北海道星槎学園	理事長	正木清郎
北海道科学大学	学長	渡辺泰裕
北海道科学大学	就職課長	田中龍馬
北海道大学	名誉教授	竹田正直
北海道大学大学院理学研究院	教授	倉本圭
室蘭工業大学	学長	空閑良嘉
室蘭工業大学	航空宇宙機システム研究センター長	内海政春
学校法人酪農学園	理事長	谷山弘行
酪農学園大学環境共生学類	教授	押谷一
株式会社北海道新聞社	専務取締役	寺澤純
株式会社日本経済新聞社札幌支社	支社長	赤星和彦
株式会社読売新聞北海道支社	総務部長	吉原浩
中小企業家同友会全国協議会	顧問	国吉昌晴
中小企業家同友会全国協議会	会長	広浜泰久
中小企業家同友会全国協議会	幹事長	中山英敬
中小企業家同友会全国協議会	専務幹事	荻原靖
中小企業家同友会全国協議会	事務局長	平田美穂
青森県中小企業家同友会	相談役理事	小笠原貞子
青森県中小企業家同友会	代表理事	三浦克之
青森県中小企業家同友会	事務局長	栗谷秀実
岩手県中小企業家同友会	相談役理事	水戸谷完爾
岩手県中小企業家同友会	代表理事	田村満
岩手県中小企業家同友会	理事・組織委員長	中村喜一
岩手県中小企業家同友会	理事・障がい者問題委員長	石頭悦
宮城県中小企業家同友会	代表理事	五十嵐弘人
宮城県中小企業家同友会	同友会大学学長	原田誠
宮城県中小企業家同友会	事務局長	一戸大佑
秋田県中小企業家同友会	事務局長理事	武田佳朗
山形県中小企業家同友会	相談役理事	西塔秀幸
山形県中小企業家同友会	代表理事	菅原茂秋
山形県中小企業家同友会	副代表理事	後藤智樹
山形県中小企業家同友会	事務局長	矢作聖子
福島県中小企業家同友会	専務理事	赤塚英夫
福島県中小企業家同友会	事務局長	佐藤智明
東京中小企業家同友会	相談役	湯本良一
埼玉中小企業家同友会	代表理事	太田久年
愛知中小企業家同友会	専務理事	内輪博之
岐阜県中小企業家同友会	本部理事	梅田益生
京都中小企業家同友会	副代表理事	杉江勝
京都中小企業家同友会	事務局長	田島慎也
大阪府中小企業家同友会	専務理事	杉山尚治
香川県中小企業家同友会	代表理事	川北哲
徳島県中小企業家同友会	代表理事	山城真一
熊本県中小企業家同友会	代表理事	木村正夫
熊本県中小企業家同友会	副代表理事	内野静子
熊本県中小企業家同友会	相談役理事	早咲京子

創立50周年記念式典 表彰者一覧

(2019年11月22日)

【在籍 50 年企業】

株式会社岩間木材店（道北あさひかわ支部）
恒星設備株式会社（札幌支部）
株式会社サンコー（札幌支部）
大輝印刷株式会社（札幌支部）
株式会社ナニワ（札幌支部）
株式会社光合金製作所（しりべし・小樽支部）
平和石油株式会社（函館支部）
株式会社北匠建築設計事務所（函館支部）
株式会社北海道機関紙印刷所（札幌支部）
株式会社ライナーネットワーク（道北あさひかわ支部）

【代表理事経験者】

三神 純一（株式会社エミヤ 取締役会長・札幌支部）
本郷 利武（株式会社ユタカ商会 代表取締役社長・札幌支部）

【副代表理事経験者】

林 洋一（函館電子株式会社 取締役・函館支部）
山本 諭（元北海道インダ株式会社・札幌支部）

【支部長経験者】

雨宮 慶一（雨宮印刷株式会社 代表取締役・くしろ支部）
寺下 知志（株式会社イコル 代表取締役社長・しりべし・小樽支部）
斎藤光太郎（株式会社ウロコ 代表取締役・西胆振支部）
名和 孝志（有限会社エヌエス工業 代表取締役・くしろ支部）
海田 有一（株式会社海田鋼材 代表取締役社長・オホーツク支部）
渡辺 直行（株式会社カンディハウス 代表取締役会長・道北あさひかわ支部）
阿部 満（株式会社クレエ 代表取締役・苫小牧支部）
金曾 義昭（広栄メンテナンス株式会社 相談役・くしろ支部）
杉立 貴昭（光陽商事株式会社 代表取締役社長・苫小牧支部）
坂巻 秀敏（坂巻歯科医院 院長・くしろ支部）
今田 正義（株式会社甚べい 代表取締役・苫小牧支部）
亀岡 孝（総合設備株式会社 代表取締役・くしろ支部）
田家 徹（株式会社タイエー 代表取締役・くしろ支部）
中田 信広（株式会社中田建築設計 代表取締役・南空知支部）
高岡 一郎（根室スチレン株式会社 代表取締役・くしろ支部）
石橋 榮紀（浜中町農業協同組合 代表理事会長・くしろ支部）
牧野 康則（株式会社牧野 代表取締役社長・西胆振支部）
山本 英明（株式会社山本忠信商店 代表取締役・とかち支部）

【理事 20 年以上経験者】

風間 満（協栄建物管理株式会社 代表取締役・札幌支部）
行澤 勇（株式会社北央商事 代表取締役・札幌支部）
山田 修三（株式会社サンコー 代表取締役会長・札幌支部）
池戸 俊幸（株式会社戦略会計ネットワーク 代表取締役・札幌支部）
新倉 吉晴（株式会社新倉屋 代表取締役社長・しりべし・小樽支部）
福山恵太郎（ベル食品株式会社 代表取締役会長・札幌支部）
細川 修（一般社団法人北海道中小企業家同友会 専務理事）

（カッコ内は在籍 50 年企業が所属支部、そのほか歴代役員は所属企業・役職、所属支部、敬称略）

2020年3月11日

全道の会員の皆様

一般社団法人北海道中小企業家同友会
代表理事 守 和 彦
代表理事 藤 井 幸 一
代表理事 曾 根 一

新型コロナウイルスに負けないで 資金繰りの早期手当と、雇用・事業継続のために全力を尽くしましょう！

新型コロナウイルスの感染症拡大に伴い、会員の皆様におかれましては、地域や業種を問わず、様々な影響を被っておられることとお見舞い申し上げます。

北海道同友会では、2月25日から「新型コロナウイルスの影響に関する緊急アンケート調査」を実施し、電話によるヒヤリング調査も並行して行っているところです。

(北海道同友会ホームページ：<https://hokkaido.doyu.jp/> をぜひご覧ください)

アンケート調査では、売り上げ減少企業が75%、資金繰りの悪化を懸念する企業は24%に達しており、資金繰りの早期手当が求められています。

つきましては、現行の制度融資などを最大限ご活用いただくと共に、必要な施策は会員の皆様の切実な声を、国や自治体、議会その他関係諸機関へ要望や提言を行って参ります。

中小企業は地域を支えるライフラインです。事業と雇用の継続のために、今こそ企業家魂を発揮してこの難局を共に乗り越えて参りましょう！

記

1. 資金繰りの早期手当を

当面、影響の長期化を見越した資金繰りの準備が必要となります。北海道信用保証協会の「緊急短期資金保証」や「セーフティネット保証」、日本政策金融公庫の「セーフティネット貸付」や「衛生環境特別貸付」など、制度融資の活用についても金融機関にご相談ください。

2. 休業への賃金助成

従業員の整理解雇は最後の手段です。一時的に店を閉めたり、工場を休業するなどした際、賃金を4/5助成する「雇用調整助成金」(窓口はハローワーク)等も使えます。

3. 相談は事務局へ

これらの支援策につきましては北海道同友会のホームページでもお知らせしております。親会社や取引先による理不尽な要求、公的機関や金融機関の対応に関してご質問がございましたら、事務局へお電話下さい。

(TEL 011-702-3411 担当：専務理事 細川か、事務局長 佐藤まで)

以上

2020年3月12日

各位

一般社団法人北海道中小企業家同友会
代表理事 守 和彦
代表理事 藤井 幸一
代表理事 曾根 一
〒060-0906 札幌市東区北6条東4丁目1-7
TEL 011 (702) 3411

新型コロナウイルスに関する緊急要望・提言 ～中小企業・小規模事業者の倒産・廃業を避けるために～

今回の新型コロナウイルス感染症の拡大とそれへの対応は、道内企業の99.8%を占める中小企業・小規模事業者（以下、中小企業に略）に深刻な影響を与えています。官民が協力して感染の終息に総力を挙げて取り組んでおりますが、日本全体が行動の制限を求められる中、このままでは多くの中小企業が倒産・廃業に追い込まれかねない切迫した事態となりつつあります。

私たちは、北海道経済と中小企業を守るため、下記の政策の実施を緊急に求めるものです。「1社もつぶさない覚悟」で、関係各位の早急なご協力、ご支援をお願いいたします。

記

1. 緊急資金繰り対策の強力かつ迅速な支援を～事業継続のために

- ①売上減などの影響を受けた中小企業の存続のため、実情に応じた緊急融資と既往債務の返済条件緩和、または「返済凍結」を実施すること。
- ②当会の緊急調査でも明らかなように、影響は全業種に及んでいる。一般保証とは別枠の保証を望む幅広い中小企業が利用できるよう、セーフティネット保証4号もしくは5号のさらなる要件緩和を行うこと。
- ③このような緊急時には、相談や申し込みの窓口が混雑し、事務が滞りがちとなる。窓口要員の大幅増員、要求書類の簡素化を図ることや、地域金融機関等認定支援機関の協力を仰いで書類審査の一部を代行してもらうなどして、事務処理能力の抜本的強化と迅速化を図ること。

2. 雇用調整助成金事務処理の迅速化とつなぎ融資の連動を～雇用を守るために

- ①雇用を守る上で雇用調整助成金の果たす役割は大きいですが、支給開始までの時間短縮が求められている。窓口要員の大幅増員、臨時（出前）相談窓口の設置、要求書類の簡素化、書類作成支援などを通じて事務処理の迅速化を図ると共に、雇用調整助成金の申請から支給開始までのつなぎ資金融資が連動する仕組みを構築すること。

3. 中小企業の声を緊急施策に反映すること

- ①中小企業のひっ迫した状況と要望を把握するため、中小企業団体などから中小企業の声を聴く機会を設けるとともに、施策情報の発信を綿密に行うこと。

以上

新型コロナウイルス感染症対策の取り組み

とき	北海道同友会の取り組み	とき	政府、北海道の動きなど
		2月13日	国が「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」を発表。予備費を含め総額153億円。
		2月14日	札幌市在住者が感染（道内在住者第1例目）
		2月22日	道内で一気に9人が陽性反応。（道内感染者は17人に）
2月25日	持ち回り代表理事会で、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を決める。①緊急アンケート調査の実施。②要望をまとめ、国等の関係機関に提出。③3/15までの全道レベルの会合は、TV会議もしくは延期・中止とする。	2月25日	道内感染者は累計35人に。（同日までの感染者数は日本全国164人、イタリア229人、スペイン2人、米国は北海道と同じ35人）
2月25日	緊急アンケート調査を実施（2/25～3/3、回答数621社）。今後影響が出るとの回答を合わせると、何らかの影響があると答えた企業は89%あった。また、売上減少を心配する回答は75%。資金繰りを懸念する回答は24%あった。		
2月26日	理事・支部幹事宛に、代表理事会で決めた基本方針を「新型コロナウイルス感染症への対応」として文書発出。ホームページでも公開。	2月26日	北海道知事が全道の小中学校を2/27～3/4までの7日間、休校を要請。
		2月27日	安部晋三首相が「全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、3/2から春休みまで臨時休業」を行うよう要請。
		2月28日	北海道知事が独自の「緊急事態宣言」を表明。今週末の外出は控えてと道民に呼びかける。後に①換気が悪く、人が大勢集まる場所に行かない。②部屋の空気は定期的に入れ替えを。風邪気味の方は自宅で休む、を追加。
3月5日	「新型コロナウイルスの影響に関する緊急アンケート」調査結果プレス発表（佐藤事務局長）。NHK、HBC、日経、朝日、読売、道新等が報道。	3月1日	クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」の乗客乗員約3,700人全員の下船完了。
3月9日	和田義明衆院議員（自民）来局ヒアリング（守和彦代表理事、藤井幸一代表理事）		
3月9日	正副代表理事会議（テレビ会議）で、「新型コロナウイルスに関する緊急要望・提言」をまとめる。①緊急資金繰り対策の強力かつ迅速な支援を～事業継続のために。②雇用調整助成金事務処理の迅速化とつなぎ融資の連動を～雇用を守るために。③中小企業の声を緊急政策に反映させること。	3月10日	国が「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」第2弾を発表。1.6兆円規模の緊急対応策関連の金融措置と、雇用調整助成金の拡充など4,308億円の財政措置。
3月11日	全道会員にメッセージ「新型コロナウイルスに負けないで～資金繰りの早期手当と、雇用・事業継続のために全力を尽くしましょう！」を送る。 理事・支部幹事宛に、「新型コロナウイルス感染症への対応」（第2号）を発出。		
3月12日～13日	「新型コロナウイルスに関する緊急要望・提言」を関係機関に訪問説明（守和彦代表理事、細川修専務理事、佐藤紀雄事務局長） 【対応者：北海道経産局産業部長、北海道財務局長、北海道労働局長、北海道信用保証協会会長、北海道中小企業総合支援センター理事長、日本政策金融公庫札幌支店中小企業統括、北海道中小企業団体中央会専務理事、自民党北海道道連事務局長、公明党北海道本部事務長、立憲民主党北海道連合、国民民主党北海道総支部連合会事務局次長、日本共産党国会議員団北海道事務所所長、新党大地札幌事務所。	3月13日	新型インフルエンザ等対策特別措置法が成立。

とき	北海道同友会の取り組み	とき	政府、北海道の動きなど
3月14日	紙智子参院議員（共産）来局ヒアリング（守和彦代表理事）		
3月16日	全道事務局長会議（テレビ会議）で「新型コロナウイルス感染症問題に関する当面の事務局方針」を確認。 ①コロナ問題ヒアリング調査～年度末までに会員の3割を終了させる。②情報発信を抜本強化～当面週に1回は同友会から有用情報が流れる状況を。③3月の会費請求で希望者には6カ月間会費納付猶予を行う。		
3月17日	勝部賢志参院議員（立民）電話ヒアリング（佐藤紀雄事務局長）		
3月18日	森成之道会議員（公明）来局ヒアリング（守和彦代表理事）		
3月19日	鉢呂吉雄参院議員（立民）来局ヒアリング（守和彦代表理事）	3月19日	北海道は、懸念されていた爆発的な感染拡大と医療崩壊は回避できたと、2/28から続いていた「緊急事態宣言」を解除。
3月23日	第6回理事会（テレビ会議、52名）を開催。		
3月25日	札幌支部が制度融資、雇用調整助成金等の説明会。他にしりべし・小樽支部、くしろ支部でも開催。		
3月26日	小高咲日銀札幌支店長電話ヒアリング（守和彦代表理事）		
3月30日	道下大樹衆院議員（立民）来局ヒアリング（守和彦代表理事）		

一般社団法人北海道中小企業家同友会

中小企業の視点で見つめる 情勢の特徴

中小企業の視点で見つめる情勢の特徴

～新型コロナウイルス感染症による影響をどう見るか～

はじめに

2019年12月に中国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルス感染症は、アジアからヨーロッパ、アメリカへとまたたく間に地球を席卷し、わずか3カ月あまりで、人々の暮らしと世界の経済を一変させました。

未知のウイルスによる感染症拡大とその抑止策が、世界経済と地域経済に与える影響をどう見るか。中小企業の立場からこの問題に焦点を絞り、情勢の特徴を見ていきます。

1) 世界恐慌以来の不況に突入した世界経済

2020年3月11日、世界保健機関（WHO）のテドロス事務局長は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に

ついて「パンデミック」（世界的流行）を宣言しました。この段階での感染者数は11万8千人、死者は4千人でしたが、5月5日の時点では、感染者数は358万人、死者は25万人を超えており、終息の見通しはもてません。

感染拡大を防ぐため、外国からの入国制限、非常事態宣言、店舗の営業規制、外出禁止令に踏み切る国が相次いだ結果、世界は劇的に変わりました。

国際通貨基金（IMF）は、4月14日に公表した最新の世界経済見通しで、2020年の成長率を▲3.0%と予測。3カ月前に発表した見通し（+3.3%）から、6.3ポイントの大幅な下方修正となりました。そのインパクトはリーマン・ショックよりもはるかに深刻であり、1930年代の世界恐慌以来、最大の経済危機と評しています。（表1）

相次いで発表される各国の2020年1～3月期のGDP速報値は、それを裏付けています。感染者数が110万人を超えているアメリカでは、年率換算で▲4.8%と商務省が発表。アメリカ議会予算局は4～6月期のGDPを▲39.6%と予測しています。

EU統計局も、1～3月期のユーロ圏GDP速報値を年率換算で▲14.4%と発表。中国国家统计局は同期のGDP速報値を▲6.8%と発表しました。

国際労働機関（ILO）は4月7日に、世界の労働力人口の約4割にあたる12億5千万人が一時解雇や給与削減のリスクに直面しているとの試算を発表。より小規模の企業、インフォーマル経済の労働者や事業、その他の脆弱な人々を中心に、労働者と事業を支える対象を定めた柔軟な緊急措置の発動を呼びかけています。

この経済危機を乗り越えるため、アメリカ議会は3兆ドル（約320兆円）の財政出動を決めるなど、4月中旬までに決まった財政出動は世界全体で計8兆ドルに上ります。前掲のIMF「世界経済見通し」は、「感染拡大を抑え、命を守るために必要な措置として、短期的には経済活動に悪影響を及ぼすが、長期的には人々と経済の健康への重要な投資となると考えるべき」と指摘します。

感染症や気候変動、自然災害など、グローバル経済のリスクから何を学ぶか、私たちに問われている課題は重いものがあります。

2) 日本経済への影響

コロナ問題による日本経済への影響は、海外からの来日客急減となってまず現れました。2019年

表1 IMFの世界経済見通し

世界および主要国・地域の経済成長率（単位：％、ポイント）

国・地域	2020年（予測）			2021年（予測）	
	伸び率	伸び率	1月予測差	伸び率	1月予測差
世界	2.9	▲3.0	▲6.3	5.8	2.4
先進国	1.7	▲6.1	▲7.7	4.5	2.9
米国	2.3	▲5.9	▲7.9	4.7	3.0
ユーロ圏	1.2	▲7.5	▲8.8	4.7	3.3
ドイツ	0.6	▲7.0	▲8.1	5.2	3.8
フランス	1.3	▲7.2	▲8.5	4.5	3.2
イタリア	0.3	▲9.1	▲9.6	4.8	4.1
スペイン	2.0	▲8.0	▲9.6	4.3	2.7
日本	0.7	▲5.2	▲5.9	3.0	2.5
英国	1.4	▲6.5	▲7.9	4.0	2.5
カナダ	1.6	▲6.2	▲8.0	4.2	2.4
新興・途上国	3.7	▲1.0	▲5.4	6.6	2.0
アジア新興・途上国	5.5	1.0	▲4.8	8.5	2.6
中国	6.1	1.2	▲4.8	9.2	3.4
インド	4.2	1.9	▲3.9	7.4	0.9
ASEAN5カ国	4.8	▲0.6	▲5.4	7.8	2.7
欧州新興・途上国	2.1	▲5.2	▲7.8	4.2	1.7
ロシア	1.3	▲5.5	▲7.4	3.5	1.5
ラテンアメリカ・カリブ諸国	0.1	▲5.2	▲6.8	3.4	1.1
ブラジル	1.1	▲5.3	▲7.5	2.9	0.6
メキシコ	▲0.1	▲6.6	▲7.6	3.0	1.4
中東・中央アジア	1.2	▲2.8	▲5.6	4.0	0.8
サウジアラビア	0.3	▲2.3	▲4.2	2.9	0.7
サブサハラアフリカ	3.1	▲1.6	▲5.1	4.1	0.6
ナイジェリア	2.2	▲3.4	▲5.9	2.4	▲0.1
南アフリカ	0.2	▲5.8	▲6.6	4.0	3.0

（注）ASEAN5カ国は、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム。1月予測差は、IMFの「世界経済見通し改訂版」の2020年1月予測値との差。

（出所）IMFの「世界経済見通し」（2020年4月）を基に作成

の訪日客数 3,188 万人のうち中国は 959 万人。韓国の 558 万人を合わせると、両国で全体の約半分を占め、観光消費額で中国は全体の 4 割弱にあたる 1 兆 7,700 億円に達していました。中国では、1 月 27 日から海外への団体旅行が禁止となり、3 月には日中韓相互に入国制限が発動され、観光関連産業が窮地に追い込まれます。

ついで、感染拡大を防ぐための呼びかけと自主規制によって、国内でも行事やイベントが相次いで中止となり、学校が休校となった他、旅行や外出、懇親会等も控える状況となりました。政府は 4 月 7 日、東京や大阪など 7 都府県に緊急事態宣言を発令。4 月 16 日には対象地域を全都道府県に拡大し、5 月 4 日、緊急事態宣言が 5 月 31 日まで延長されることが決定されました。

コロナ問題は、2019 年 10～12 月期の国内総生産(GDP)が年率換算でマイナス 7.1%と、急速に景気が悪化している環境下で発生したものです。GDP の 6 割近くを占める個人消費が前期比 2.8%減、企業の設備投資も 4.6%減少するなど、消費増税の影響を色濃く受けたまま、未曾有の事態に立ち向かうこととなりました。

4 月 30 日には、総額 25 兆 6,900 億円の補正予算が成立し、事業規模約 117 兆円の緊急経済対策がスタートしました。

コロナ問題の終息時期が全く見えない状況にあって、長期戦になればなるほど、中小企業・小規模事業者の倒産廃業、従業員の解雇や雇止めが増加が懸念されます。地域を守るのは中小企業。国の支援策等にも一層中小企業の声を反映させていくことが望まれます。

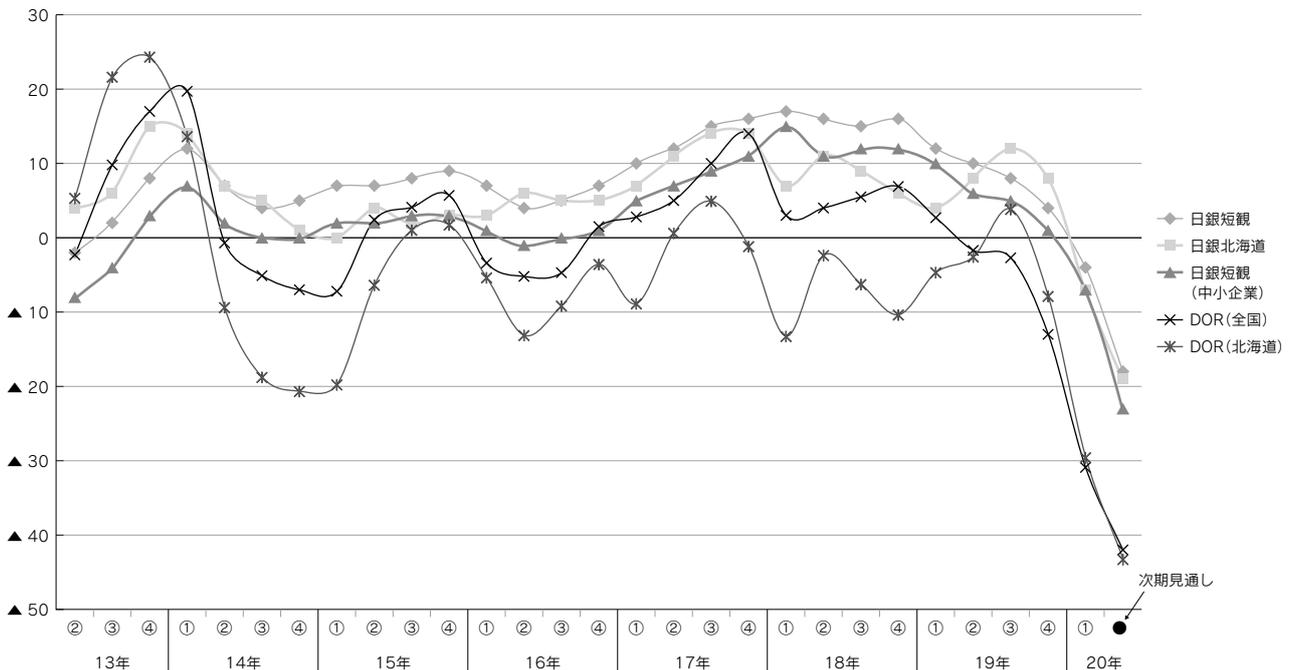
3) 北海道経済への影響

北海道同友会が 2 月 25 日から 3 月 3 日に行った新型コロナウイルスの影響に関する緊急アンケート調査では、「すでに影響が出ている」(43%)と「今後影響が出る」(46%)を合わせると、89%の企業が「影響がある」と答えており、地域や業種、規模に関わらず、ほとんど全ての企業がダメージを受けていることが判明しました。また、懸念されることとして、「売上減少」が 75%、「資金繰りの悪化」という回答が 24%にのぼりました。北海道同友会では、これらの切実な声を基に「緊急要望・提言」をまとめ、国や関係機関に届けました。

2020 年 1～3 月期の「北海道同友会景況調査」(DOR)では、業況判断 DI は前年同期の▲7.9 から▲29.6 へ大幅に悪化しました。(図 1)「今期の調査で鮮明になったのは、業況判断、業況水準、売上高、採算、採算水準の主要な景況感判断項目が軒並み 10 ポイント以上の「大幅な悪化」を示しており、これら主要項目の次期見通しも引き続き「大幅な悪化」となっていること。すなわち、今期の景況感の大幅な後退は、まだ入り口に過ぎないことを示唆している。リーマンショックを上回る経済危機が訪れることを想定しておいたほうがよい」と分析しています。

コロナ危機収束後、経済の V 字回復を期待する声は次第にしばみつつあります。影響の長期化は避けられないことを前提に、お客様や従業員の健康と安全の確保に留意し、事業の継続と雇用の維持をはかることが求められています。

図 1 業況判断DIの推移 (北海道同友会景況調査)



〈第4号議案〉 2020年度活動方針(案)

2020年度活動方針（案）

同友会理念

(1) 中小企業家同友会 3つの目的

1. 同友会は、ひろく会員の経験と知識を交流して、企業の自主的近代化と強靱（じん）な経営体質をつくることをめざします。
2. 同友会は、中小企業家が自主的な努力によって、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけることをめざします。
3. 同友会は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく、経済・社会・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的・平和的な繁栄をめざします。

(2) 自主・民主・連帯の精神

(3) 国民や地域と共に歩む中小企業をめざす

北海道中小企業家同友会 基本方針

〈企業づくり〉

1. 経営者と社員が共に学びを深め、激変する経営環境に対応できる企業体質を築こう
2. 経営指針の成文化と実践に取り組み、人間尊重経営の実践に取り組みよう

〈地域づくり〉

1. 中小企業憲章の精神を広め、全ての自治体に中小企業振興基本条例を制定しよう
2. 会内外の連携を強め、地域経済を活性化し、持続可能な地域をつくろう

〈同友会づくり〉

1. 同友会運動の実践を深め、次世代への円滑な継承をめざそう
2. 会員組織率10%をめざし、組織強化と財政基盤の充実に取り組みよう
3. 同友会の原点に立ち戻り、活動をみつめ直そう

2020年度 活動の力点

スローガン 「全道会員の英知を集め、難局を乗り越えよう！」

1. **コロナに負けない**～事業の継続と雇用の維持を最優先に、英知を集めて激動を乗り越えましょう
2. **経営指針の再構築を**～「人を生かす経営」の視点から、事業計画と事業領域など、経営指針の見直しと再構築を進めましょう
3. **新たな学び合いの創造を**～オンラインによる例会や社員共育、共同求人活動、Web会議での役員会など、同友会活動の新たなスタイルを創造していきましょう
4. **持続可能な地域づくり**～当面する課題とコロナ問題収束後を見据え、経営環境改善の取り組みを進め、中小企業振興基本条例の制定と活用をはかりましょう

はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、世界はかつてない規模とレベルの危機に見舞われています。収束の見通しは見え、人と人が向き合って不安や悩みを語り合うことはばかられる状況下であって、私たち経営者は、事業の継続と雇用の維持を第一義にはかっていかねばなりません。

この難局を乗り越えていくため、今こそ知恵と力を合わせていきましょう。

企業づくり

1. 事業計画と事業領域の見直しなど経営の再構築に着手しましょう

新型コロナウイルスの感染拡大とその防止対策により、ほとんどの企業が大きな影響を被っています。

問題は長期化し、収束後も急速な回復は望めないという見方が広がっていることから、経営計画の見直しに当たっては、資金面のほか事業領域やビジネスモデルの再検討、再構築も必要となります。経営指針づくりの学び合いはその点に留意し、『企業変革支援プログラム』も十二分に活用していきましょう。

また、マスクや消毒剤など衛生資材の不足は続いています。衛生管理のレベルを高め、在宅勤務やテレワークなど、多様な働き方も試行していきましょう。

2. 人材の採用・育成・定着ができる企業づくりを地域と協力して進めましょう

Jobway や高校・大学での講義、キャリアガイダンスの機会を通じて、中小企業で働く魅力を学生に発信していきます。今年、「三密」を避けるため、初めて『Web 企業説明会』として実施します。インターンシップのための合同企業説明会も実施する予定です。



特別講演会(南空知支部)

学習指導要領の改訂により、学校教育でも学ぶことと自分の将来とのつながりを見通すキャリア教育・地域教育が重要視されます。私たちもキャリア教育・地域教育を研究し、教職員との相互理解を深め、若者を地域に残す取り組みを進めていきましょう。

緊急事態にあつて、在宅勤務・テレワーク・時差出勤なども広がっており、顧客対応や社員相互のコミュニケーションも難しい状況が続きます。これまで同友会が行ってきた社員研修の開催は、リスクと対策を十分考慮した上で適切に判断すると共に、オンライン型の研修なども工夫したいと思えます。

3. 事業を継続し、雇用を守るための環境づくりを進めましょう

毎年のように自然災害は発生します。コロナ問題が収束しない段階で大規模な自然災害に見舞われるケースなど、様々な可能性も視野に入れ、事業と雇用、地域を守るための事業継続計画(BCP)づくりに取り組みましょう。

経営環境の改善と地域づくり

1. 事業の継続と雇用の維持のために力を合わせよう

新型コロナウイルスの感染拡大とその防止対策のための自粛要請などにより、休業や売上げの減少など、多くの企業が影響を受けています。引き続き、要望を取りまとめ、切実な声を国など関係諸機関に訴えていきます。

とりわけ、①事業継続のために無利子無担保緊急融資の拡大と既往債務の返済条件緩和、休業補償の実行。②雇用を維持するために、雇用調整助成金の手続きの簡素化と即時給付等を訴えていきます。

また、激動の時こそ事業承継の好機という見方もあります。全社一丸となって困難を乗り越えるため、生きた経験に学べるよう努めます。



浜中町条例勉強会(くしろ支部)

2. 中小企業憲章・中小企業振興基本条例を力に

中小企業憲章制定から今年で10周年を迎え、昨年は7月20日が中小企業の日と制定されました。道内では52の市町村で、中小企業振興基本条例が制定され、制定自治体は拡大しています。

コロナ問題で事実上、営業ができない状態になっている企業の経営を守り、雇用をつなぎ、地域の暮らしを支えていくために何をすべきか、条例推進のための会議体も活用して、施策に反映させていきましょう。

未制定地域では行政や他団体と連携して、早期の条例制定に向けた機運を高めましょう。

3. 産学官金の連携深化を

中小企業はまさに地域を支えるインフラです。その基盤を強化するために、大学等の研究機関、行政・金融機関との相互理解を深め、協力し合って地域の発展、活性化をめざして連携を深めましょう。

4. インボイス制度導入見直しなど、中小・小規模事業者の持続的発展を支える税制に

昨年の消費税増税は、増税分を販売価格に転嫁できなかった事業者が全国で半数を超え、軽減税率にポイント還元も含めた複雑な設計により、事務負担も煩雑となっています。また、新型コロナウイルスによる景気の冷え込みで、社会保険料等も含めた税負担は重くのしかかります。

加えて2023年10月にはインボイス制度が導入される予定です。導入されれば、インボイス（適格請求書等）に書かれた消費税額しか仕入税額控除の対象になりません。免税事業者（課税売上高1,000万円以下の事業者）はインボイスを発行することができないため、取引から排除されることも心配されるところです。

最低賃金も急ピッチでの上昇が続いており、中小企業の経営に影響を及ぼしています。最低賃金や税制につい

てさらに学習し、あるべき姿を研究しましょう。

同友会づくり

1. ベテラン経営者の知恵と経験、若い世代の新しい知識と感覚の融合を

激動の時代だからこそ、ベテラン経営者の知恵と経験、若い世代の新しい知識と感覚の融合が求められます。

現段階では、大勢の会員が一堂に会する会合はもてませんが、Web会議方式などによる例会・研究会も工夫し、直面している問題に対して、経営者としての考え方や具体的な対応を学び合えるように努めましょう。

また、新会員が同友会を知る「新会員オリエンテーション」も、分かりやすく親しみのある内容を工夫して実施しましょう。

2. 役員育成に力を入れよう

新たな時代を担う役員の育成が求められています。今年度は代表理事が報告者となる支部例会も検討されています。

同友会のリーダーは、①同友会理念を経営に取り入れ、同友会と共に発展する企業づくりを目指す。②会運営に「自主・民主・連帯の精神」を生かすことに習熟し、既存の権威や習慣にとらわれず、会員一人ひとりの声や要望を大切に、会の団結を重視する。③会内では自由闊達な議論を保障し、相手の意見を尊重し、謙虚に学びあい、絶えず経営者として自己変革を遂げていくことをめざしています。

3. 安定した財政基盤の確立と組織運営のさらなる円滑化を

北海道同友会の財政運営や法人運営に関する課題は、財務・法人運営委員会で検討され、理事会に諮られています。安定した財政構造づくりは会の発展の礎となり、



10月例会 伊達信金コラボ(西胆振支部)



2020新年交礼会で講演するコモンズ投信 渋澤健取締役会長
(道北あさひかわ支部)

同友会運動の更なる活性化のために必要なことです。同友会運動を次世代に継承していくために、組織と財務の体質強化をはかり、円滑な組織運営につとめます。

4. 広報力を強化しよう

北海道同友会は道内最大級の経営者団体として、中小企業の実態や経営者の生の声を伝えていく責任があります。とりわけ、コロナ問題に対する対応を通じて、行政、金融機関、国会・道会議員からヒアリング要請が相次ぐなど、期待が高まっています。

必要な場合には記者会見を開くなどして情報発信力を高め、北海道同友会及び支部のホームページやSNSを充実させていきます。

会員には『コロナ対策 NEWS』を継続して発信していきます。

5. 事務局員の育成・強化・働く環境の見直しを推進しよう

事務局員は会員と共に同友会運動を担うパートナーであり、役員と事務局は運動を推進する両輪の関係です。同友会運動をより一層発展させるためにも、会員と事務局の役割分担を見直し、事務局員の働く環境整備を行いましょう。

また、事務局員育成のために、研修の充実をはかります。役員と同行訪問するなどして思いを共有し、使命感と情熱を持って行動する事務局集団をつくりましょう。

むすび

私たちは今、かつてない困難に直面しています。しかし、コロナ問題も終息する時は必ずきます。

会社に出勤し、現場で仕事をし、店舗でお客を迎える。人がつどい、人と語り合う。そんな当たり前の日常が回復し、事業活動に邁進できる時が来るまで、経営意欲を萎えさせることがないように、お互いにしっかりと準備していきましょう。

困難な時には、新たな発展の萌芽が用意されています。

同友会は会員の皆様と共に、企業と地域を守るために全力を尽くします。



7月例会(苫小牧支部)



新会員に同友会活動を伝える「いろはの会」(とち支部)

2020年度支部活動方針

道北あさひかわ支部

〈スローガン〉

◆会員の会員による会員のための道北あさひかわ支部

～会員の今までやこれからもっとスポットライトを当て、
会員企業がこれからの事業活動に意欲的に取り組める支部を目指す～

◆NEXT STAGE

～同友会運動を通じて会員企業が次の舞台に羽ばたける支部を目指す～

■支部方針

- ・会員の経営体験を語れる場所を積極的に創っていきましょう！
- ・地域の課題について学びを深め、持続可能な企業づくり・地域づくりを考えていこう！
- ・グループ討論で問題や課題を深く掘り下げ実践していこう！
- ・経営指針の実践により、CSR からSDGs、DESIGN経営など、これから求められる企業・地域像を確立していこう！
- ・新型コロナウイルス感染症の影響に関する支援の取り組みを推進しよう！

■四役方針

- ・積極的な後継者づくり
- ・幹事の学習機会の創出
- ・支部例会のブラッシュアップ
- ・持続可能な企業づくりのための事業承継・M&Aの学習機会の創出
- ・会員の自主運営、事務局体制の構築
- ・青年部の活性化
- ・会勢 790 社を目指す

■内部（総務・財務）委員会方針

- ・財政基盤の強化
- ・MyDoyu の普及
- ・積極的な同友会運動の発信

■専門委員会方針

- ・会員企業の事例紹介を積極的に行う
- ・積極的な人材登用

■市内地区会方針

- ・会員の経営体験を語れる企画づくり
- ・ご無沙汰会員の解消
- ・積極的な人材登用

■各地地区会方針

- ・各地地区会の連携強化
- ・未組織地域の解消

新型コロナウイルス感染症による 現状を踏まえた当面の方針

〈当面の方針〉会員企業の企業存続・雇用維持を
第一に考え、支援・救済対応に全力を投じる

〈支援・救済対応の重点（現時点）〉

1. 企業存続・雇用維持に関する救済情報の発信
現在も更新が続く、助成金、借入、雇用など支援全般に関する情報集約と発信に取り組みます。
2. 専門家や支援・連携機関によるオンラインセミナー、個別相談マッチングの促進
会員の弁護士、税理士、社労士や、金融、支援・連携団体、行政等を中心とした支援に関わるオンラインセミナーの開催および個別相談マッチングを更に促進します。
3. 会員による支援に関連する事例報告等の共有
支援策の活用や手続きをはじめとする、会員の実践事例を取り上げるオンラインセミナー等の開催と、その内容の共有に取り組みます。
4. 支部事務局を拠点とした「困り事」の集約と改善
様々な影響を受ける会員企業の困り事の集約や、その改善に向けたマッチング等を更に促進します。
5. あらゆる媒体を活用した情報発信
上記について、あらゆる媒体（メール・FAX・HP や、LINE・フェイスブックなどスマホの活用、アプリ（ZOOM）、YouTube 等）を活用し、会員に届く・活用できる情報の発信・共有を加速します。
6. 今とこれからの経営に必要なあらゆる支援と拡充に関する取り組み
国や地方公共団体をはじめとする関係機関に経営維持に必要なこれまで以上の支援を求めると共に、安定的で意欲的な経営にとって必要な制度や中小企業施策の実現に向けた要請活動等に取り組みます。

しりべし・小樽支部

〈スローガン〉 経営環境の変化に打ち勝つ企業づくり
～共に学び、共に助け合い、地域の輪をつなぐ～

〈企業づくり〉

①経営者の責任～強靱な経営基盤を確立します

～中小企業を取り巻く様々な経営課題の解決に向けた学びを進めることで経営者のレベルアップならびに経営体制の強化を図り、会員各社の発展につなげます。

②経営指針を基にした人を生かす企業づくりに取り組みます

～「労使見解」をもとに経営指針の成文化と実践に取り組み、社員が成長できる職場環境づくりならびに労働環境整備を進め「人を生かす経営」と「共育」を実践する企業づくりに取り組みます。

〈地域づくり・経営環境づくり〉

①中小企業振興基本条例の制定ならびに活用を進め、中小企業が安心して経営できる環境づくりに取り組みます

～地域の経営指針である中小企業振興基本条例の必要

性を会内外に広め、条例を活かした中小企業振興ならびに地域振興を進めます。

②他団体や産学官金連携を進め持続可能な企業・地域づくりを進めます

～会員同士や他団体ならびに行政、教育機関、金融機関との連携を進め、地域の課題を解決し、地域活性化につなげます。

〈同友会づくり〉

①地域間連携を強化し、支部活動の活性化につなげます

～地区会がそれぞれ充実した活動を行うことで活気ある支部活動を実現します。

②共に学ぶ仲間を増やし、同友会運動の発展につなげます

～同友会の仲間を増やし、活動を充実させることで地域における信頼を高めます。

苫小牧支部

〔10年ビジョン〕

- ・強靱な経営体質の向上につながる「共学・共育・共生」の企業づくりを実践
- ・持続可能な地域の創造に寄与する産学官金との連携
- ・時代に必要な知識と意識の醸成に結びつく委員会・部会の創設
- ・力強い同友会運動の推進につながる新たな「仲間づくり」の実践

(支部設立40周年記念式典にて発表 2018.1.23)

〈スローガン〉 共に考え 共に挑む ～東胆振・日高の中小企業を元気に!～

1. 企業づくり

- ①人材育成こそ企業発展の原動力です。社員と共通の価値観と目標を共有し、次世代へ事業を継承する企業づくりを目指します。(共育委員会)
- ②魅力ある企業に必要な経営理念や経営戦略・経営計画を作成するための経営指針の成文化と実践を推進します。(経営指針推進委員会)
- ③同友会で学んだことを会員一人一人が自社の経営に活かし、強い企業づくりを進めます。

④これからの中小企業にとって必要なICTの利活用を推進するために「総務ICT委員会」を新たに設置します。(総務ICT委員会)

2. 地域づくり・経営環境づくり

- ①会員企業にとって外部要因となる「経営環境」を良くする為に、中小企業憲章の精神を活かし、地域と中小企業が発展、成長していくための働きかけ、勉強会等を行います。(政策委員会)
- ②地域に根差した企業として、良い人材を採用するた

めに必要な企業の魅力の向上、経営者として成長を促すことが出来る求人活動を行います。(求人委員会)

- ③時代に即した経営環境を整え、社員の福利を高めるために必要な例会および事業を行います。(経営厚生労働委員会)

3. 同友会づくり

- ⑩10年先の苫小牧支部を見据え、全会員が「自主・民

主・連帯」の精神で活動に参加すると共に、新入会員並びに入会が浅い会員の研鑽交流の場を提供します。(魁塾)

- ②各委員会や部会が担当する月例会や事業の充実を図り、会員の満足度と参加率のアップを目指します。
- ③同友会の良さを知ってもらい、多くの出会いの場を作り、新たな仲間づくりを進めます。(組織企画委員会)

オホーツク支部

〈スローガン〉 オホーツクの未来を創るため、同友会の輪を広げよう

〈企業づくり〉

- ・経営指針成文化と労働環境改善で「人を生かす経営」を実践し、社員と共に発展する企業を目指します
- ・「社員教育活動」の強化で人材の採用・育成・定着を促し、持続可能な企業づくりに取り組みます
- ・自然災害や疫病、情勢の変化に対応できる「企業づくり」を進めます

〈地域づくり〉

- ・「オホーツクビジョン」を具現化し、幸福度の高い持続可能な地域社会を目指します

- ・「産・学・官・金」の連携を深め、さらに企業間連携を活性化し、オホーツクを元気にします
- ・新たな地域資源の発掘と付加価値を高め、「魅力あるオホーツク」を創出します

〈同友会づくり〉

- ・会員増強と同時に既存会員のフォローアップに努め、会員の仲間づくりに取り組みます
- ・同友会運動の原点に立ち返り、「よい会社、よい経営者、よい経営環境」を目指した活動を展開します
- ・例会は会員企業の実践報告やグループ討論を基本とし、充実した「学び合い活動」を展開します

くしろ支部

〈スローガン〉 今こそ強靱な企業づくりを！

～会員700社の知恵と経験を交流し、難局に負けない企業づくりをすすめよう！～

〈企業づくり〉

- ・新型コロナウイルスによる経済情勢の激変をはじめ、いかなる情勢をも乗り越えられる企業となるために、経営指針の成文化と実践を推進します。
- ・経営者と社員が共に成長できるよう、全社一丸となって共育力向上に取り組みます。
- ・地域に「働くこと」の意義を広め、誰しもがイキイキと活躍する会社づくりを行います。
- ・かつてない厳しい状況に耐えうる事業継続計画（BCP）や、事業計画・事業領域の見直しを通じて事業・雇用・地域を守る企業づくりに取り組みます。

〈地域づくり〉

- ・非常時にも対応できる強い地域をつくるために、地域に貢献する「地域企業」となり、行政や教育機関、金融機関、地域内各団体などとの連帯を深め、地域ビジョンの議論を推進します。
- ・企業連携プロジェクトを通じて根釧地域の資源を再発見し、新しい視点での企業連携で地域活性化を目指します。

〈同友会づくり〉

- ・一社では乗り越えられない難局に立ち向かうために、異業種の会員が率直に経営体験を交流し、民主的に学び合う同友会の原点に立ち返ります。

・根釧地域が一つになった「くしろ支部」設立から5年、支部としての活動のあり方を改めて見直します。

・元気な企業、豊かな地域を未来へとつなぐ仲間を増やし、725 社会員を目指します。

南空知支部

〈同友会理念〉 第一には、「同友会三つの目的」です。
第二には、「自主・民主・連帯の精神」です。
第三には、「国民や地域と共に歩む中小企業」をめざす。

1. 会員の要望に応える支部活動をしよう

- ・南空知地域、北海道、全国の情勢を見据え、求められる知識・視点を学び、自社の経営の糧となるような活動に注力します。
- ・会員同士の交流が一層深まり、ざっくばらんに語り合える関係づくりを目指します。
- ・コロナウイルスによる経営悪化企業への経営支援と資金情報の提供に努め、会員企業で困っている企業を絶対に倒産させない、全会員での支援に取り組みます。

2. 学びの場としての「支部例会」を充実させよう

- ・他社の実践事例等から、自社の経営課題に気づき、課題解決に役立てます。
- ・例会での学びを自社で実践し、強い企業づくりをすすめます。
- ・ウェブを活用した例会の配信などに取り組みます。

- ・グループ討論を通して、
 - ①違う視点からの気づきや学びを得ます。
 - ②発言することで学びを深めます。
 - ③会員同士が互いに知り合い、理解をし合います。
- ・例会の開催日程をスケジュール化する事により、参加しやすい環境をつくります。

3. 持続可能な地域づくり、同友会づくり

- ・南空知地域の10年後を展望し、会内外の連携を強め、中小企業振興基本条例制定運動や経営指針成文化運動に取り組み持続可能な地域づくりを課題として捉えます。
- ・例会やセミナーを広く地域にも発信し、会員以外の経営者にも参加いただけるよう心がけ、同友会の認知拡大に努めます。
- ・新たな会員や会員間同士の理解を深め、同友会づくりをすすめて南空知支部90名会員を目指します。

西胆振支部

〈スローガン〉 『次代に向けて、さらなる躍進！ 企業と地域の未来を切り開こう！』

①企業づくり

～経営者としての資質を高め、企業発展を進める～

- ・会員経営者同士が経営課題を本音で語り合い、互いの経営実践から学び合える場づくりを進めます。
- ・労務問題や働き方改革、障がい者雇用等、人材確保やその定着について学ぶとともに、「人を生かす経営」の実践を進めます。
- ・「よい会社」「よい経営者」につながる経営指針の成文化と実践を進め、全社一丸の企業づくりを進めます。

②地域づくり・経営環境づくり

～自社の発展を地域づくりにつなげる～

- ・中小企業憲章の精神を再確認し、各自自治体において「中小企業振興基本条例を地域づくり・地域再生に活かしていく」という基本的理解を広めます。
- ・「西いぶり連携協定」や「アグリチャレンジ」など金融機関との連携や教育機関との連携を積極的に進め、地域づくりの現状や課題について学ぶとともに、会員各社の発展を通じて地域経済の活性化を実現させる取り組みを進めます。

③同友会づくり

～ひとりひとりが主役となる同友会を目指そう！～

- ・100名を超える会員数となった支部として、会員ひとりひとりが自主性を持って同友会活動に取り組むことのできる同友会にしていきます。
- ・室蘭・登別・伊達・農経の4地区部会でそれぞれ例

会を担当し、各地区部会を開催する中で広く意見を吸い上げ、各部会担当幹事が幹事会で上程してもらうことで、より活発な幹事会、同友会活動を目指します。

- ・全道・全国行事に積極的に参加し、各地の会員の経営実践から学び、自社の経営に活かすとともに支部活動の発展につなげます。

札幌支部

札幌支部活動【三つの指針】

- 一、札幌支部における全ての組織（地区会、委員会、部会、研究会等）は、同友会運動で最も重要な理念である「よい会社をつくろう」「よい経営者になろう」「よい経営環境をつくろう」の三つの目的に沿って活動を行うものとします。
- 一、札幌支部における全ての組織は、同友会運動に沿った活動であるかを常に検証し、弛まぬ活動の改善を行うこととします。
- 一、札幌支部における全ての組織は、それぞれの活動内容の充実を図るとともに、お互いに連携しあう関係を築き、相乗効果を生み出す活動を推進していくこととします。

〈活動方針〉 札幌支部会員一丸となり、危難を乗り越え、明日を切り拓こう！

(1) “つたえる”

中小企業の経営基盤を大きく揺るがしている新型コロナウイルス感染症。北海道同友会の原点「孤独な経営者をなくすこと」に立ち返り、一社一社の会員企業の取り組みと、一人ひとりの企業家の思いをつなげて、この危難を乗り越えよう。そして、持続可能な企業・地域づくりをさらに推し進め、中小企業の底力と地域に果たす役割を会の内外に伝えていこう。

(2) “そだてる”

先の見えない時代だからこそ、労使見解に基づいた

経営指針の成文化、共同求人から社員教育への一貫した取り組みなど同友会が目指す企業づくりに着実に取り組もう。また、より良い企業、同友会活動を目指し、絶えず検証しながら、新しい取り組みに挑戦しよう。

(3) “つなげる”

業種・業態の違う多くの会員こそ支部の力の源泉。地区会や委員会の活動を通して会員同士の結びつきを強め、新しい仲間も積極的に迎え入れ、強固な中小企業家のネットワークを創ろう。そして、地域を支える経営者の団体として、地域団体や関係機関との関わり合いを広げていこう。

函館支部

〈中期ビジョン〉 社長ニコニコ、社員ワクワク、地域元気に同友会

〈スローガン〉 「地域元気に同友会 ～共に連帯して激動を乗り越えよう!～」

【重点方針】

1. 経営指針成文化運動の推進
2. 例会の充実と参加率の向上
3. 仲間づくりと会員満足度の向上
4. 地域を元気にする活動の推進
5. 全国・全道大会への積極的参加
6. 今こそ知り合い、学び合い、助け合いを進めよう

とがち支部

〈スローガン〉 『優れた創造力、逞しき意志、炎ゆる情熱』

◎ 〈重点方針〉

1. 経営指針の成文化と実践を通じて企業力を高める
「労使見解」の精神に立ち戻り、社員とのパートナーシップの下、「働く環境づくり」と「付加価値向上」を目指そう。共育、共同求人、障がい者雇用、就業規則の定期的改定に取り組もう。
2. 企業の社会的価値を高める SDGs 経営を推進する
SDGs（持続可能な開発のための17のグローバル目標と169のターゲットからなる、国連の開発目標）の周知と普及に努め、働きがいの創造、新ビジネスの創出、企業価値の向上を実現しよう。
3. 地域経済循環の必要性を啓蒙し豊かな地域を創造する
「中小企業は地域経済の繁栄を保障する」という同友会理念に基づき、地域経済循環を意識した商取引、経済活動を心がけ、日本で一番元気の良い地域、美しいまちづくりに貢献しよう。
4. 1,000名会員をめざす、充実した支部づくり
北海道同友会50年、とがち支部45年の歴史と伝統を継承しつつ、新しい時代を切り開く先進的な学びと事業活動を通じて、会員1,000名をめざす強靱な支部を創造しよう。

2020年度専門委員会活動方針(案)

組織・企画委員会

①北海道同友会創立60周年に向けて、10年ビジョンを作成し、活動の質、会員数共に全国をリードする組織作りを目指し、長期的に会員組織率10%の達成を追及します。困難な時こそ励まし合える仲間の輪を広げ、地域の企業や行政、金融機関に頼りにされる組織を目指そう。

②役員と事務局が連携し、会員と定期的にコミュニケー

ションを図ることで、新型コロナウイルス感染症の収束後にはこれまで以上に会を活用をいただけるよう会員との絆づくりに取り組もう。

③Webを利用した会合の持ち方など、各支部の活動事例や、会員増強と会員フォローの取り組みを交流し、成果を全道に広げよう。

経営指針委員会

全道経営指針委員会の目的と役割

労使見解にうたわれている企業家精神を基本とした経営指針づくりは、経営者の責務であると同時に、全社一丸体制づくりの基本でもあります。新しい時代の要請に応えるために、自社の存在意義をあらためて問い直し、『21世紀型中小企業づくり』の大切さを全道会員企業に広め、経営指針成文化と実践の取り組みを支援します。

①全道の会員に経営指針の大切さを広める活動を行います。2019年度までの経営指針研究会修了生は累計790名です。

②労使見解をベースに、「経営指針成文化と実践の手引き」「働く環境づくりの手引き」「企業変革支援プログラム」の学び合いを継続的にを行います。

③企業変革支援プログラムの活用と普及を推進します。

・各支部の経営指針委員がプログラムの活用を始めます。

・経営指針講座(研究会)のカリキュラムに組み込み系統的に学びます。

④SDGs(持続可能な開発目標)の視点を持って、世界基準に合致した経営指針成文化運動を目指します。

《活動計画》

①ブロック会議を開催して経験と情報を交換します。

②全道会員の経営指針づくりの実態調査を行います。

③全道経営指針委員会の拡大一泊研修会を開催します。

④他の委員会との連携をはかり経営指針成文化と実践運動を推進します。

共同求人委員会

1. 共同求人活動の理念を広げ、「人を生かす経営」を踏まえた企業づくりの波及を目指す

同友会運動の「良い会社をつくる」目的を達成するための一つの軸として、三位一体(経営指針、共育、共同求人)のひとつとしての共同求人の考え方(理念)の理解を、各支部の共同求人委員会に広げていく。

また、共同求人から見る「人を生かす経営」に取り組むことで、持続可能な企業づくりに貢献するという考え方の波及を目指していく。

2. 地域への同友会理念の浸透を図ると共に、若者に地域で働く意義を伝える運動を推進する

いかにして若者が地域に残り、企業と共に育ちあえる持続可能な地域を作っていくのかという展望に立ち、大学や教育機関、教職員の方々、若者との対話の機会を増やし、同友会企業の社会的認知度の向上に努める活動を広げていく。

共育委員会

1. 「人を生かす経営」の根幹である「共育」について会員経営者に理解を深めてもらいます。
2. 各支部の共育委員が「労使見解」について理解を深めます。支部の研修会の報告者には、経営者の実践報告を組み入れるように工夫しましょう。
3. 全道共育委員会が各支部の情報を共有できる場としての役割を果たします。
4. 「人を生かす経営」推進連携会議を通して、共同求人、厚生労働、経営指針、障害者雇用における同友会理念を学び、社員教育のあり方を学びます。

経営厚生労働委員会

同友会がめざす21世紀型中小企業の原点となる中同協「労使見解」を基本に、全道の中小企業が直面する“事業継続課題”・“厚生課題”・“労働課題”の学習及び問題解決への企画及び立案を目的とします。また、上記の目的を達成するために、他の専門委員会との連携強化を推進していきます。

“事業継続課題”……次世代へ事業を継続・発展させるための課題

“厚生課題”……経営者と従業員の健康で豊かな生活を送るための課題

“労働課題”……従業員の雇用および労働環境に関わる課題

〈活動計画〉

1. 事業承継問題に継続的に関わる

今年度も、委員会に専門家を招いて学習会を開催し、事業承継問題の最新情報や取り組みを学びます。また、全道各支部に情報発信し、会員との共有を図ります。

2. 「人を生かす経営」の視点から働く環境の見直しを図る
「人を生かす経営」の合同学習会を全道各委員会に呼び掛けて、共に学び合う機会をつくります。また、「10人未満の会社の就業規則作り」など活用し、就業規則の作成を全道的に広めます。

3. 厚生課題を積極的に取り組む

中同協や全道各支部での取り組みが進んでいない厚生課題の課題整理や進め方等を検討します。厚生課題の現状把握と解決のヒントとなるような学習会を開催して、各支部への情報提供を行います。

4. SDGsの学習を通じて、持続可能な企業づくりと地域づくりを進める

企業も地域も継続することが、豊かな社会や生活の土台となります。SDGsが目指す17の目標と169のターゲットについて、委員会にて学習会を開催し、各支部での学び合いを推進します。

政策委員会

①中小企業憲章の理念を広め、他団体とも連携し中小企業振興基本条例の制定の動きを加速します。

- ・中小企業の日(7月20日)ならびに中小企業魅力発信月間(7月)を活用し、中小企業憲章ならびに中小企業振興基本条例への理解を深める活動に取り組みます。
- ・他団体との連携を強め、中小企業振興基本条例制定の取り組みを推進します。
- ・制定した条例の活用状況の経験交流や調査を行い、条例運動の推進に活かします。

②中小企業を取り巻く時代・環境変化を踏まえた中小企

業政策のあり方を検証します。

- ・中小企業が被る新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた上で、中小企業に必要な支援施策を考え、会内外に積極的に提言していきます。
- ・同友会景況調査(DOR)のサンプル数を増やし、中小企業の実態と変化を捉え、積極的に問題提起します。
- ・金融や税制問題などの変化と中小企業経営への影響を検証・提起する学びの場を創出します。

③持続可能な地域をめざし、学びと交流を通じて実践につなげます。

-
- ・「人口減少問題」「SDGs（持続可能な開発目標）」「エネルギーシフト」などの学習と検討に取り組み、各支部での実践につなげます。
 - ・中小企業の視点で北海道経済活性化について議論し、

適切な情報提供等に努めます。

- ・新型コロナウイルス感染症に関する経営支援情報の提供等に努めます。

障害者問題委員会

1. 委員会で障害者問題と「人が生きる経営」について学び合います。
2. 委員会での学びを活かし、全道のすべての支部で障害者に関わる問題について学び合い、学習会等の情報共有、お互いの交流が進む組織づくりを進め、活動の具体化を支援します。
3. 障がい者の就労に関する自治体の制度、中同協や全国の活動事例の情報収集をすすめ、より充実した活動

づくりに取り組みます。

4. 他の委員会との交流も進め、障害のある方の就労への啓蒙と他委員会の学びの取り込みを進めます。

※委員会の目的

- ・「人が生きる経営」と障害者雇用をさらに推し進めよう。
- ・そのための認識を深め、全道の支部に広げましょう。

〈第2号議案〉 2019年度決算書

〈第5号議案〉 2020年度予算(案)

〈第3号議案〉 2020年度理事候補名簿

2019年度決算報告

1. 概要 (P60 ~ P61)

2019年度は、創立50周年記念事業を実施し、本部・札幌事務所の取得という大きな事業に取り組みました。法人全体の収支は、経常収益計が490,961千円、経常費用計が521,558千円、当期経常増減額は△30,597千円、経常外増減額43,546千円、最終の当期一般正味財産増減額は12,949千円となりました。

2. 予算との差異の要因 (P60 ~ P61、P67)

〈収入〉

- ①全道で会員増強を進めた結果、会員数は106名の純増となりました。入会者は505名となり入会金収入は予算比100.1%に到達いたしました。また、下半期以降入会の方もいるため、会費収入の達成率は99.8%でした。
- ②受託事業収入は290.5%となりました。予算に含まれていなかった事業は、「UIJ ターン就職個別相談会開催事業」(くしろ支部)の1本です。
- ③雑収益は666.3%でした。今年度は建物等の資産購入が多く、消費税の還付を受けることなどによるものです。

〈支出〉

- ④事業費および管理費の退職給付費用が540.5%となっているのは、事務局員の退職給付に備えるため、必要額相当分を計上したことによるものです。

3. 財産状況 (P58 ~ P59)

〈流動資産〉

- ・「未収入金」は、年度末時点で未収入となっている書籍代等です。未納の入会金および年会費は含まれていません。
- ・「受託事業未収入金」は、受託事業の経費立て替え分を計上したものです。

〈固定資産〉

- ・特定資産は「特定資産管理運用規程」に基づき計上しました。財源、当期の増加額、残高については、P62 ~ P63をご参照ください。
- ・「建物」は、全道会員の新たな拠点として「デ・アウネさっぽろビル」の最上階に本部・札幌事務所を168,274千円で取得しました。なお、旧事務所残存価額13,496千円は除却し、同額を「固定資産除却損」で計上しました。
- ・「土地」は、本部・札幌事務所移転にともない敷地利用権として24,372千円で取得しました。なお、旧所有土地23,400千円を56,703千円で売却し、差額の33,303千円を「固定資産売却益」で計上いたしました。

〈流動負債〉

- ・「前受会費」は、2019年度中に入金になった同友会の会費のうち、2020年4月以降の年会費を計上したものです。
- ・「前受金」は、同友会会費以外で2019年度中に入金になった各活動の参加費や年会費のうち、2020年4月以降対象の活動収入を計上したものです。

以上

事務所整備引当特定資産	(40,000,000)	(0)		
50周年事業引当特定資産	(4,530,374)	(0)		
特定資産(支部)	13,457,751	71,908,841		
車輛購入引当特定資産	(2,684,719)	(0)	68,310,774	132,993,260
活動強化引当特定資産	(6,221,938)	(0)		
情報システム強化引当特定資産	(1,500,000)	(0)		
事務所整備引当特定資産	(48,544)	(0)	248,674,402	261,623,799
人材育成活動引当特定資産	(3,002,550)	(0)	106,461,357	121,994,624
固定資産取得引当特定資産	(0)	(40,297,666)	(11,467,458)	(1,706,214)
事務所移転費用引当特定資産	(0)	(10,400,000)	(1,833,770)	(1,833,770)
周年事業引当特定資産	(0)	(21,211,175)	(40,000,000)	0
その他固定資産	61,971,576	226,813,886	(842,039)	(929,642)
建物	(20,574,180)	(172,243,762)	142,213,045	139,629,175
車輛	(1,801,837)	(1,187,233)	(2,684,719)	(0)
什器備品	(3,406,107)	(7,589,059)	(6,221,938)	(0)
土地	(23,400,000)	(24,372,480)	(1,500,000)	(0)
電話加入権	(851,327)	(839,327)	(48,544)	(0)
敷金	(2,964,045)	(3,219,045)	(3,002,550)	(0)
出資金	(2,970,000)	(2,970,000)	(0)	(40,297,666)
リサイクル預託金	(163,440)	(163,440)	(0)	(10,400,000)
リース資産	(5,840,640)	(14,229,540)	(0)	(21,211,175)
小計B	193,390,929	342,572,711	(20,141,559)	(19,793,651)
合計(A+B)	344,060,908	423,429,862	248,674,402	261,623,799
			344,060,908	423,429,862

【 正味財産 】

一般正味財産

<一般正味財産(本部)>

(内 教育振興引当特定資産)

(内 災害見舞引当特定資産)

(内 事務所整備引当特定資産)

(内 部会・研究会)

<一般正味財産(支部)>

(内 車輛購入引当特定資産)

(内 活動強化引当特定資産)

(内 情報システム強化引当特定資産)

(内 事務所整備引当特定資産)

(内 人材育成活動引当特定資産)

(内 固定資産取得引当特定資産)

(内 事務所移転費用引当特定資産)

(内 周年事業引当特定資産)

(内 部会・研究会)

小計E

合計(C+D+E)

財務・法人運営委員会が作成した2019年度貸借対照表・正味財産増減計算書に基づき、帳票・証券類と照合監査を行った結果、正確であり、細心の注意を払って資金の運用管理がなされていることを確認致しました。

高野一夫



2020年4月30日 監事

池市俊彦



2020年5月1日 監事

一般社団法人北海道中小企業家同友会 結合 正味財産増減計算書
自 2019年4月1日 至 2020年3月31日

財務・法人運営委員長	監事	監事	会計責任者	事務局長	出納責任者
					

科目	2019年度予算	2019年度実績	進捗率
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
1) 受取入金金	9,820,000	9,825,000	100.1%
2) 受取会費	360,000,000	359,110,000	99.8%
3) 受取還元入金金	0	0	-
4) 受取還元会費	0	0	-
事業還元金	0	0	-
5) 法人運営会費収入	7,791,000	6,824,323	87.6%
6) 事業収益	118,963,046	108,996,652	91.6%
(公益目的事業収入)	(0)	(0)	-
(学び合い活動会費収入)	(70,292,846)	(71,070,892)	(101.1%)
(社員教育負担金収入)	(12,831,000)	(10,475,420)	(81.6%)
(共同求人負担金収入)	(29,072,000)	(20,650,500)	(71.0%)
(広報宣伝負担金収入)	(4,424,000)	(3,798,280)	(85.9%)
(図書等販売事業収入)	(1,600,000)	(1,153,750)	(72.1%)
(受託事業収入)	(583,200)	(1,694,000)	(290.5%)
(受託調査事業収入)	(160,000)	(153,810)	(96.1%)
(賃借事業収入)	(0)	(0)	-
7) 受取寄付金	20,000	525,000	2625.0%
8) 雑収益	796,000	5,303,863	666.3%
9) 法人資産使用料収入	0	0	-
10) 会議室使用料収入	240,000	376,500	156.9%
経常収益計	497,630,046	490,961,338	98.7%
(2) 経常費用			
1) 事業費	419,434,906	404,523,167	96.4%
給料手当	176,201,684	171,667,031	97.4%
賞与	21,291,325	21,041,093	98.8%
退職給付費用	929,000	5,021,245	540.5%
福利厚生費	29,531,771	28,199,475	95.5%
退職金	18,347,750	18,412,780	100.4%
会合費	78,452,823	75,375,002	96.1%
図書等販売費用	1,275,000	936,716	73.5%
研修会費	9,714,980	7,308,439	75.2%
支払調査料	112,000	106,476	95.1%
交通費	5,152,900	3,838,742	74.5%
出張宿泊費	1,537,488	1,258,369	81.8%
通信費	19,031,010	18,905,434	99.3%
情報システム整備費	2,996,986	3,483,902	116.2%
減価償却費	1,956,574	1,991,110	101.8%
消耗什器備品費	1,957,650	1,651,443	84.4%
消耗品費	1,776,300	1,769,431	99.6%
修繕費	237,150	120,311	50.7%
印刷費	17,751,410	14,632,390	82.4%
水道光熱費	4,784,603	4,832,044	101.0%
賃借料	12,505,289	12,539,246	100.3%
法人資産使用料	0	0	-
リース料	5,263,663	5,070,136	96.3%
諸謝金	1,713,060	1,338,018	78.1%
租税公課	4,988,070	2,758,417	55.3%
委託費	0	0	-
雑費	1,926,420	2,265,917	117.6%
2) 管理費	115,398,402	117,034,981	101.4%
役員報酬	12,800,000	12,799,992	100.0%

給料手当	13,677,464	13,456,255	98.4%
賞与	1,927,135	1,904,489	98.8%
退職給付費用	71,000	383,755	540.5%
役員退職慰労引当金繰入額	0	1,000,000	-
福利厚生費	6,220,983	5,948,630	95.6%
退職金	1,402,250	1,407,220	100.4%
会議費	14,599,512	14,221,003	97.4%
事務局研修費	1,892,000	2,432,593	128.6%
出張宿泊費	437,100	320,455	73.3%
出張費	2,650,672	2,569,741	96.9%
通信費	4,140,313	4,251,830	102.7%
ID使用料	674,400	648,580	96.2%
情報システム整備費	2,940,660	2,708,156	92.1%
減価償却費	4,751,544	5,513,920	116.0%
消耗什器備品費	347,350	566,880	163.2%
消耗品費	183,700	216,037	117.6%
修繕費	17,850	55,495	310.9%
印刷費	2,335,090	2,747,399	117.7%
調査研究費	4,757,930	4,449,715	93.5%
水道光熱費	406,017	409,441	100.8%
賃借料	2,144,399	1,277,580	59.6%
法人資産使用料	0	0	-
保険料	2,007,160	2,110,062	105.1%
リース料	1,712,171	1,215,742	71.0%
諸謝金	4,052,944	4,101,803	101.2%
慶弔費	935,000	1,465,125	156.7%
租税公課	4,003,778	3,864,633	96.5%
支部助成金	0	0	-
支部事業助成金	0	0	-
中間協関係費	21,520,560	21,974,508	102.1%
賦課金	144,000	144,000	100.0%
支払利息	132,220	158,914	120.2%
雑費	2,513,200	2,711,028	107.9%
経常費用計	534,833,308	521,558,148	97.5%
当期経常増減額	△ 37,203,262	△ 30,596,810	
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
1) 退職給付引当金取崩益	19,750,000	19,820,000	100.4%
2) 賞与引当金取崩益	23,218,460	22,945,582	98.8%
3) 50周年事業引当金取崩益	4,530,374	4,530,374	100.0%
4) 前期損益修正益	0	0	-
5) 50周年事業収入	21,170,000	22,096,000	104.4%
6) 固定資産売却益	33,303,020	33,303,020	100.0%
7) 支部正味財産受贈益	0	0	-
経常外収益計	101,971,854	102,694,976	100.7%
(2) 経常外費用			
1) 移転費用	2,000,000	2,661,018	133.1%
2) 原状回復費	0	0	-
3) 賞与引当金繰入額	23,218,460	22,592,254	97.3%
4) 50周年事業費用	24,630,374	20,387,201	82.8%
5) 固定資産除却損	13,663,250	13,508,296	98.9%
6) 法人特定資産繰入	0	0	-
経常外費用計	63,512,084	59,148,769	93.1%
当期経常外増減額	38,459,770	43,546,207	
3. 予備費の部			
予備費	0	0	-
当期一般正味財産増減額	1,256,508	12,949,397	
一般正味財産期首残高	248,674,402	248,674,402	
一般正味財産期末残高	249,930,910	261,623,799	
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	
Ⅲ 正味財産期末残高	249,930,910	261,623,799	

財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を抱かせる事業又は状況はない。

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当無し。
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
取得原価主義及び先入先出法に拠る。
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ①建物……定額法に拠る。
 - ②什器備品及び車輛……定額法に拠る。
 - ③リース資産
……所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法に拠る。
- (4) 引当金の計上基準
 - ①退職給付引当金……事務局員の退職給付に備えるため、事務局員就業規則に基づき、期末退職給与の自己都合要支給額に相当する金額を計上している。
 - ②賞与引当金……事務局員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
 - ③常勤役員退職慰労引当金……常勤役員の退職慰労給付に備えるため、役員規程に基づき、期末退職慰労金に相当する金額を計上している。
 - ④50周年事業引当金……創立50周年事業に対する費用計上に備えるため、計上見込額のうち当期に帰属する額を計上していたが、事業開催にともない全額取り崩している。
- (5) リース取引の処理方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引について、リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下のものについては、賃貸借取引に係る方法に準じて計上している。
リース料総額が300万円を超えるものについては、リース資産と未払リース料（リース負債）に両建て計上している。
- (6) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式に拠っている。

3. 会計方針の変更

該当無し。

4. 特定資産の増減額及びその残高

(単位:円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
退職給付引当特定資産	43,480,000	0	19,820,000	23,660,000
常勤役員退職慰労金引当特定資産	16,650,000	0	0	16,650,000
教育振興引当特定資産	11,467,458	238,756	10,000,000	1,706,214
車輛購入引当特定資産	2,684,719	0	2,684,719	0
活動強化引当特定資産	6,221,938	0	6,221,938	0
災害見舞引当特定資産	1,833,770	4,005,838	4,005,838	1,833,770
情報システム強化引当特定資産	1,500,000	0	1,500,000	0
事務所整備引当特定資産	40,048,544	10,000,000	50,048,544	0
人材育成活動引当特定資産	3,002,550	0	3,002,550	0
50周年事業引当特定資産	4,530,374	0	4,530,374	0
固定資産取得引当特定資産	0	40,297,666	0	40,297,666
事務所移転費用特定資産	0	10,400,000	0	10,400,000
周年事業引当特定資産	0	21,991,175	780,000	21,211,175
合計	131,419,353	86,933,435	102,593,963	115,758,825

※災害積立特定資産、支部財政支援特定資産は2020年度より計上されます。

5. 特定資産の財源等の内訳

(単位:円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対応する 額)
特定資産				
退職給付引当特定資産	23,660,000	—	—	23,660,000
常勤役員退職慰労金引当特定資産	16,650,000	—	—	16,650,000
教育振興引当特定資産	1,706,214	—	1,706,214	—
災害見舞引当特定資産	1,833,770	—	1,833,770	—
固定資産取得引当特定資産	40,297,666	—	40,297,666	—
事務所移転費用特定資産	10,400,000	—	10,400,000	—
周年事業引当特定資産	21,211,175	—	21,211,175	—
合計	115,758,825	—	75,448,825	40,310,000

6. 担保に供している資産
該当なし。

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位:円)

科目	取得価額	減価償却累計額	期中除却損	当期末残高
建物	207,278,237	21,538,181	13,496,294	172,243,762
車輛	12,431,447	11,244,214	0	1,187,233
什器備品	13,396,019	5,806,958	2	7,589,059
合計	233,105,703	38,589,353	13,496,296	181,020,054

8. 保証債務等の偶発債務
該当なし。

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし。

10. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	当期増加額	当期減少額	当期末残高	支部名
苫小牧市空き店舗活用事業補助金	苫小牧市	190,000	190,000	0	苫小牧・西胆振
令和元年度産学官連携支援事業	産学官連携支援協議会	21,000	21,000	0	とち
合計		211,000	211,000	0	

11. 基金及び代替基金の増減額及びその残高
該当なし。

12. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
該当なし。

13. 関連当事者との取引の内容
該当なし。

14. その他
該当なし。

財 産 目 録

2020年3月31日現在

一般社団法人北海道中小企業家同友会

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)			
現金	手元保管	運転資金として。	2,360,233
普通預金	北海道銀行 本店営業部等	運転資金として。	67,152,132
定期預金			0
郵便振替	ゆうちょ銀行 二七九店	運転資金として。	120,846
未収入金	2019年度分収入		112,055
受託事業等未収入金	UIJターン就職個別相談会開催事業		550,000
未収消費税	2019年度消費税	2019年度還付分	6,062,717
前払費用		車両保険料等。	1,747,332
貯蔵品	切手・用紙在庫等	郵便用等。	300,992
図書	54種2,477冊	収益事業で販売をしている。	1,395,552
立替金		中同協会合費、懇親会キャンセル料等。	1,055,292
本部	本部に対する未収入金・未払金		0
流動資産合計			80,857,151
(固定資産)			
基本財産			0
特定資産	退職給付引当資産	定期預金 北海道銀行 本店営業部等 普通預金 北洋銀行 本店営業部	事務局員の退職金支払いの財源として積み立てている。
	常勤役員退職慰労金引当特定資産	普通預金 北洋銀行 苗穂支店	常勤役員に対する退任慰労金の支払いの財源として積み立てている。
	教育振興引当特定資産	普通預金 北海道銀行 本店営業部	学習活動・社員教育の諸活動支援の目的で保有し、運用益を該当事業の財源として使用している。
	災害見舞引当特定資産	普通預金 北海道銀行 本店営業部等	災害時に支援・寄付を行うために積み立てている。

財 産 目 録

2020年3月31日現在

一般社団法人北海道中小企業家同友会

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
事務所整備積立特定資産	普通預金 北洋銀行 本店営業部等	事務所購入の財源として積み立てている。	0
50周年事業引当特定資産	普通預金 北洋銀行 苗穂支店	北海道同友会50周年事業の財源として積み立てている。	0
固定資産取得引当特定資産	普通預金 北洋銀行 本店営業部等	固定資産を取得するための財源として積み立てている。	40,297,666
事務所移転費用引当特定資産	普通預金 北洋銀行 本店営業部等	事務所移転のための財源として積み立てている。	10,400,000
周年事業引当特定資産	普通預金 北洋銀行 本店営業部等	周年事業の財源として積み立てている。	21,211,175
その他固定資産	建物	553.915㎡ 札幌市東区北6条東4丁目 13階部分の一部 他建物付属設備	専有部分 172,243,762
	車輛	15台	1,187,233
	什器備品	ネットワーク機器、電話設備 他	各事業及び管理業務で使用している。 7,589,059
	土地	5,101.39㎡ 札幌市東区北6条東4丁目1番 7	敷地利用権(所有権) 10,000分の337 24,372,480
	電話加入権	事務所用等	839,327
	敷金	事務所用	3,219,045
	出資金	(協)札幌総合卸センター等	出資金として。 2,970,000
	リサイクル預託金	15台	163,440
	リース資産	会員管理システム等	各事業及び管理業務で使用している。 14,229,540
固定資産合計			342,572,711
資産合計			423,429,862

財 産 目 録

2020年3月31日現在

一般社団法人北海道中小企業家同友会

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動負債)			
未払い金	2019年度分費用未払い分	各事業及び管理業務で使用している。使用する物品等の未払い。	5,741,963
前受会費	2020年度以降会費	2019年度中入金の会費の内、2020年4月分以降の会費。	6,730,000
前受金	第68期同友会大学受講料等	翌年度参加費収入等。	1,913,300
預り金	報酬源泉徴収税等		1,475,748
賞与引当金	職員に対するもの	2020年度支払予定賞与の内、2019年度該当分。	5,668,512
1年以内返済予定未払リース料	(株)札幌北洋リース等	会員管理システム、什器備品	3,275,280
未払消費税			0
前受託事業等収益			0
1年以内返済予定長期借入金	北海道銀行、北洋銀行		4,008,000
支部	支部に対する未収入金・未払金		0
流動負債合計			28,812,803
(固定負債)			
長期未払いリース料	(株)札幌北洋リース等	会員管理システム、什器備品	10,954,260
長期借入金	北海道銀行、北洋銀行		75,324,000
退職金給付引当金	従業員に対するもの	事務局員に対する退職金の支払いに備えたもの。	29,065,000
常勤役員退職慰労金引当金	常勤役員に対するもの	常勤役員に対する退任慰労金の支払いに備えたもの。	17,650,000
50周年事業引当金	普通預金 北洋銀行 苗穂支店	50周年事業に関する費用に備えたもの。	0
固定負債合計			132,993,260
負債合計			161,806,063
正味財産			261,623,799

一般社団法人北海道中小企業家同友会 2019年度決算の経常損益概要
自 2019年4月1日 至 2020年3月31日

単位：千円

	全体 (A+B) (構成比)	同友会事業 (A) (構成比)	道研・全道行事 (字ひあひ) (A-1) (構成比)	社員教育 (A-2) (構成比)	共同求人 (A-3) (構成比)	しんぶん発行、 図書販売他 (A-4) (構成比)	法人会計 (A-5) (構成比)	受託事業 (B) (構成比)	障がい者雇用促進の ための啓発事業 (札幌・苫小牧) (B-1)	UJターン就職個別 相談会開催事業 (くしろ支部) (B-2)
入金収入	9,825 (2.0%)	9,825 (2.0%)					9,825			
会費収入	359,110 (73.1%)	359,110 (73.4%)					359,110			
事業収入	114,127 (23.2%)	114,127 (23.3%)	71,071 (62.3%)	10,475 (9.2%)	20,651 (18.1%)	5,106 (4.5%)	6,824 (6.0%)			
受託事業	1,694 (0.3%)						1,694 (100.0%)	594	1,100	
その他収入	6,205 (1.3%)	6,205 (1.3%)					6,205 (100.0%)	0 (0.0%)		
経常収入計	490,961 (100.0%)	489,267 (100.0%)	71,071	10,475	20,651	5,106	381,965	594	1,100	
人件費	281,242 (53.9%)	280,624 (54.0%)	214,304 (76.4%)	12,183 (4.3%)	13,781 (4.9%)	3,456 (1.2%)	36,900 (13.1%)	618 (36.5%)	0	618
会合費等	101,718 (19.5%)	100,890 (19.4%)	69,696 (69.1%)	7,409 (7.3%)	6,089 (6.0%)	1,043 (1.0%)	16,654 (16.5%)	828 (46.9%)	413	415
交通費	7,987 (1.5%)	7,987 (1.5%)	4,248 (53.2%)	376 (4.7%)	473 (5.9%)	0 (0.0%)	2,890 (36.2%)	0 (0.0%)	0	0
通信費	29,998 (5.8%)	29,936 (5.8%)	7,519 (25.1%)	672 (2.2%)	943 (3.2%)	13,193 (44.1%)	7,609 (25.4%)	62 (3.7%)	59	3
印刷費	17,380 (3.3%)	17,353 (3.3%)	6,039 (34.6%)	549 (3.2%)	3,072 (17.7%)	4,946 (28.5%)	2,747 (15.8%)	26 (1.6%)	26	0
賃借料・水道光熱費	19,058 (3.7%)	19,058 (3.7%)	14,498 (76.1%)	1,318 (6.9%)	1,426 (7.5%)	129 (0.7%)	1,687 (8.9%)	0 (0.0%)	0	0
中同協関係費	21,975 (4.2%)	21,975 (4.2%)					21,975 (100.0%)			
租税公課	6,623 (1.3%)	6,561 (1.3%)	1,833 (27.9%)	216 (3.3%)	379 (5.8%)	269 (4.1%)	3,865 (58.9%)	62 (3.6%)	0	62
その他	35,577 (6.8%)	35,479 (6.8%)	9,635 (27.2%)	853 (2.4%)	1,004 (2.8%)	1,279 (3.6%)	22,709 (64.0%)	98 (5.8%)	95	3
経常費用計	521,558 (100.0%)	519,864 (100.0%)	327,772	23,576	27,167	24,315	117,035	1,694 (100.0%)	594	1,100
経常増減額	△ 30,597	△ 30,597	△ 256,701	△ 13,101	△ 6,516	△ 19,209	264,930	0	0	0

※内部取引消去を各科目で行っています。

(注)単位未満を四捨五入しているため計や差引が合わないところがあります。

2020年度予算(案)提案

1. 概要

2020年度の予算(案)は、各支部予算と本部の予算(案)を結合したものです。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響もあり、経常収益計は477,824千円、前年度予算対比で4%減、経常費用計は495,939千円、前年度予算対比で7.3%減となり、当期経常増減額は△18,115千円となります。
- ・経常外収支の内訳は、細川修専務理事の退任と中上雅之事務局次長の常勤役員選任に伴う退職金支払により引当金取崩益15,800千円、前苫小牧事務所の原状回復費900千円等です。
- ・広報誌「北海道同友」は昨年は50周年記念誌として発行したため、広告料収入は経常外収益に入っていますが、2020年度は各種事業収入の中に見込んでいます。
- ・これらを合わせ、最終の一般正味財産増減額は3,215千円の赤字予算となりました。

2. 積算内容

〈経常収入〉

- ①入会金収入は新規入会433名を見込んでおります。また会費収入については、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、2020年度期首会員数5,921名で期中平均会員数を算出しました。
- ②例会などの「学び合い活動」や社員教育、共同求人などの事業収入は各支部予算を積み上げたものに、本部前年実績に新型コロナウイルス感染症の影響を勘案して積算しました。
- ③受託事業収入は、札幌・南空知支部で605千円規模の受託事業の実施を予定しています。

〈経常支出〉

- ④人件費は昨年度より2名少ない常勤役員・事務局員58名で積算しました。
- ⑤新型コロナウイルス感染症の影響により、合同入社式・新入社員研修会、総会懇親会の中止等により、会合費等は前年実績比で15,823千円減となりました。また、中同協関係費もWebでの会議が増えることを見込み、出張費が縮減されています。

一般社団法人北海道中小企業家同友会 2020年度収支予算書(案)

自 2020年4月1日 至 2021年3月31日

(単位:円)

科目	20年度予算 ①	19年度実績	19年度予算 ②	増減 ①→②	予算対比 ①/②	備考
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
1) 受取入金	8,660,000	9,825,000	9,820,000	△ 1,160,000	88.2%	入会433名
2) 受取会費	355,260,000	359,110,000	360,000,000	△ 4,740,000	98.7%	期中平均会費5921名
3) 受取還元入金	0	0	0	0	-	
4) 受取還元会費	0	0	0	0	-	
事業還元金	0	0	0	0	-	
5) 法人運営金収入	2,662,500	6,824,323	7,791,000	△ 5,128,500	34.2%	
6) 事業収益	108,351,250	108,996,632	118,963,046	△ 10,611,796	91.1%	
(公益目的事業収入)	(0)	(0)	(0)	(0)	-	
(学び心活動金収入)	(59,651,250)	(71,070,892)	(70,292,846)	(△10,641,996)	84.9%	
(社員教育負担金収入)	(11,830,500)	(10,475,420)	(12,831,000)	(△1,000,500)	92.2%	
(共同求人負担金収入)	(19,941,000)	(20,650,500)	(29,072,000)	(△9,131,000)	68.6%	
(広報宣伝負担金収入)	(4,804,000)	(3,798,280)	(4,424,000)	(10,380,000)	33.4%	
(図書販売事業収入)	(1,269,500)	(1,153,750)	(1,600,000)	(△330,500)	79.3%	
(委託事業収入)	(605,000)	(1,694,000)	(883,200)	(1,883,200)	103.7%	
(委託購書事業収入)	(250,000)	(153,810)	(160,000)	(90,000)	156.3%	
(貸費事業収入)	(0)	(0)	(0)	(0)	-	
7) 受取寄付金	20,000	525,000	20,000	20,000	100.0%	
8) 雑収益	708,000	5,303,863	796,000	△ 88,000	88.9%	
9) 法人資産増殖料収入	0	0	0	0	-	
10) 会議室使用料収入	2,162,000	376,500	240,000	1,922,000	900.8%	
経常収益計	477,823,750	490,961,338	497,630,046	△ 19,806,296	96.0%	
(2) 経常費用						
1) 事業費	391,878,541	404,523,167	419,434,906	△ 27,556,365	93.4%	
総務手当	172,450,906	171,667,031	176,201,684	△ 3,750,778	97.9%	
賞与	20,560,246	21,041,093	21,291,325	△ 731,079	96.6%	
退職給付費用	0	5,021,245	929,000	△ 929,000	0.0%	
福利厚生費	27,977,551	28,199,475	29,531,771	△ 1,554,220	94.7%	
退職金	14,678,200	18,412,780	18,347,750	△ 3,669,550	80.0%	
会費	67,337,420	75,375,002	78,452,823	△ 1,115,403	85.8%	
図書販売販売費用	1,046,000	936,716	1,275,000	△ 229,000	82.0%	
研修会費	8,865,754	7,308,439	9,714,980	△ 849,226	91.3%	
支払調査料	175,000	106,476	112,000	63,000	156.3%	
交通費	4,621,037	3,838,742	5,152,900	△ 531,863	89.7%	
出張宿泊費	1,087,368	1,258,369	1,537,488	△ 450,120	70.7%	
通信費	19,592,790	18,905,434	19,031,010	561,780	103.0%	
情報システム整備費	2,466,362	3,483,902	2,996,966	△ 550,624	82.3%	
減価償却費	1,776,853	1,991,110	1,956,574	△ 179,721	90.8%	
消耗什器備品費	952,320	1,651,443	1,957,650	△ 1,005,330	48.6%	
消耗品費	1,762,350	1,789,431	1,776,300	△ 13,950	99.2%	
修繕費	186,000	120,311	237,150	△ 51,150	78.4%	
印刷費	15,693,700	14,632,390	17,751,410	△ 2,057,710	88.4%	
水電光熱費	5,224,862	4,832,044	4,784,603	440,259	109.2%	
賃借料	12,850,713	12,539,246	12,505,289	345,424	102.8%	
法人資産使用料	0	0	0	0	-	
リース料	4,266,891	5,070,136	5,263,663	△ 996,772	81.1%	
諸謝金	1,613,676	1,338,018	1,713,060	△ 99,384	94.2%	
租税公課	4,310,040	2,758,417	4,988,070	△ 678,030	86.4%	
委託費	0	0	0	0	-	
雑費	2,382,502	2,265,917	1,926,420	456,082	123.7%	
2) 管理費	104,060,025	117,034,981	115,398,402	△ 11,338,377	90.2%	
役員報酬	12,784,998	12,799,992	12,800,000	△ 15,002	99.9%	

総務手当	13,478,945	13,456,255	13,677,464	△ 198,519	98.5%
賞与	1,860,962	1,904,489	1,927,135	△ 66,173	96.6%
退職給付費用	0	383,755	71,000	△ 71,000	0.0%
役員退職慰労引当金繰入額	0	1,000,000	0	0	-
福利厚生費	5,893,580	5,948,630	6,220,983	△ 327,403	94.7%
退職金	1,121,800	1,407,220	1,402,250	△ 280,450	80.0%
会議費	6,376,922	14,221,003	14,599,512	△ 8,222,590	43.7%
事務局研修費	480,000	2,432,593	1,892,000	△ 1,412,000	25.4%
交通費	397,069	320,455	437,100	△ 40,031	90.8%
出張宿泊費	1,325,615	2,569,741	2,650,672	△ 1,325,057	50.0%
通信費	3,638,094	4,251,830	4,140,313	△ 502,219	87.9%
ID使用料	1,034,600	648,590	674,400	△ 360,200	153.4%
情報システム整備費	3,048,560	2,708,156	2,940,660	△ 107,900	103.7%
減価償却費	7,613,733	5,513,920	4,751,544	2,862,189	160.2%
消耗什器備品費	671,680	566,880	347,350	324,330	193.4%
消耗品費	182,650	216,037	183,700	△ 1,050	99.4%
修繕費	14,000	55,495	17,850	△ 3,850	78.4%
印刷費	2,080,300	2,747,399	2,335,090	△ 254,790	89.1%
調査研究費	4,238,930	4,449,715	4,757,930	△ 519,000	89.1%
水道光熱費	439,154	409,441	406,017	33,137	108.2%
賃借料	3,259,130	1,277,580	2,144,399	1,114,731	152.0%
法人経費使用料	0	0	0	0	-
保険料	2,125,980	2,110,062	2,007,160	1,18,820	105.9%
リース料	1,726,795	1,215,742	1,712,171	14,624	100.9%
雑費	3,143,915	4,101,803	4,052,944	△ 909,029	77.6%
庶務費	930,000	1,465,125	935,000	△ 5,000	99.5%
租税公課	1,950,860	3,864,633	4,003,778	△ 2,032,918	48.7%
支那助成金	0	0	0	0	-
支部事業助成金	0	0	0	0	-
中間協関係費	20,783,120	21,974,508	21,520,560	△ 737,440	96.6%
賦課金	144,000	144,000	144,000	0	100.0%
支払利息	617,336	158,914	132,220	485,116	466.9%
雑費	2,697,297	2,711,028	2,513,208	184,097	107.3%
経費費用計	495,938,566	521,558,148	534,833,308	△ 38,894,742	92.7%
当期経常増減額	△ 18,114,816	△ 30,596,810	△ 37,203,262	19,088,446	
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
1) 退職給付引当金取崩益	5,300,000	19,820,000	19,750,000	△ 14,450,000	26.8%
2) 労働役員退職慰勞引当金取崩益	10,500,000	0	0	10,500,000	-
3) 賞与引当金取崩益	22,421,208	22,945,582	23,218,460	△ 797,252	96.6%
4) 50周年事業引当金取崩益	0	4,530,374	4,530,374	△ 4,530,374	0.0%
5) 前期繰越修正益	0	0	0	0	-
6) 50周年事業収入	0	22,096,000	21,170,000	△ 21,170,000	0.0%
7) 固定資産売却益	0	33,303,020	33,303,020	△ 33,303,020	0.0%
8) 支部正味財産変動益	0	0	0	0	-
(2) 経常外費用	38,221,208	102,694,976	101,971,864	△ 63,750,646	37.5%
1) 移転費用	0	2,661,018	2,000,000	△ 2,000,000	0.0%
2) 原状回復費	900,000	0	0	900,000	-
3) 賞与引当金繰入額	22,421,208	22,592,254	23,218,460	△ 797,252	96.6%
4) 50周年事業費用	0	20,387,201	24,630,374	△ 24,630,374	0.0%
5) 固定資産除却損	0	13,508,296	13,663,250	△ 13,663,250	0.0%
6) 支部正味財産変動	0	0	0	0	-
7) 支部正味財産変動	0	0	0	0	-
経常外費用計	23,321,208	59,148,769	63,512,084	△ 40,190,876	36.7%
当期経常外増減額	14,900,000	43,546,207	38,459,770	△ 23,559,770	
3. 予備金の部					
予備費	0	0	0	0	-
当期一般正味財産増減額	△ 3,214,816	12,949,397	1,256,508	△ 4,471,324	
一般正味財産期末残高	261,623,799	248,674,402	248,674,402	12,949,397	
一般正味財産期末未償高	258,408,983	261,623,799	249,930,910	8,478,073	
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	
指定正味財産期末未償高	0	0	0	0	
III 正味財産期末残高	258,408,983	261,623,799	249,930,910	8,478,073	

一般社団法人北海道中小企業家同友会 2020年度予算案(概要)

自 2020年4月1日 ~ 至 2021年3月31日

(単位:千円)

	2020年度 予算案(A)	(構成比)	2019年度 実績(B)	(構成比)	差額 (A-B)	2019年度 予算(C)	差額 (A-C)	2020年度 予算備考	科目備考
入会金収入	8,660 (1.8%)		9,825 (2.0%)		△ 1,165	9,820	△ 1,160	入会433名	受取入会金
会費収入	355,260 (74.3%)		359,110 (73.1%)		△ 3,850	360,000	△ 4,740	期中平均会員数5,921名	受取会費
事業収入	110,409 (23.1%)		114,127 (23.2%)		△ 3,718	126,171	△ 15,762		学び合い、社員教育、共同求人、広報宣伝、 図書等販売、受託調査事業、賃貸事業
受託事業	605 (0.1%)		1,894 (0.3%)		△ 1,089	583	22		受託事業、公益目的事業
その他収入	2,890 (0.6%)		6,205 (1.3%)		△ 3,315	1,056	1,834		受取寄付金、雑収益、会議室使用料収入
(内、事業管理入件費)	(0)		(0)		(0)	(0)	(0)		
経常収入計	477,824 (100.0%)		490,961 (100.0%)		△ 13,138	497,630	△ 19,806		
人件費	270,807 (54.6%)		281,242 (53.9%)		△ 10,435	282,400	△ 11,593		役員報酬、給料手当、賞与、退職給付費用、役員退職慰労引当金 繰入額、福利厚生費、退職金
(内、受託事業入件費)	(0)		(0)		(0)	(0)	(0)		
会合費等	85,895 (17.3%)		101,718 (19.5%)		△ 15,823	107,759	△ 21,865		会合費、図書等販売費用、研修会費、(事)諸謝金 支払調査料、会議費、事務局研修費、 支社調査料
交通費	7,431 (1.5%)		7,987 (1.5%)		△ 556	9,778	△ 2,347		交通費、出張宿泊費
通信費	29,780 (6.0%)		29,998 (5.8%)		△ 217	29,783	△ 3		通信費、情報システム整備費、ID使用料
印刷費	17,774 (3.6%)		17,380 (3.3%)		394	20,087	△ 2,312		印刷費
賃借料・水道光熱費	21,774 (4.4%)		19,058 (3.7%)		2,716	19,840	1,934		賃借料、水道光熱費
中間協関係費	20,783 (4.2%)		21,975 (4.2%)		△ 1,191	21,521	△ 737		中間協関係費
租税公課	6,261 (1.3%)		6,823 (1.3%)		△ 362	8,992	△ 2,731		租税公課
その他	35,433 (7.1%)		35,577 (6.8%)		△ 144	34,673	760		減価償却費、消耗什器備品費、消耗品費、修繕費、 リース料、雑費、支払利息、調査研究費、保険料、慶弔費、 福謝金、倉庫諸謝金
経常費用計	495,939 (100.0%)		521,558 (100.0%)		△ 25,620	534,833	△ 38,895		
経常増減額	△ 18,115		△ 30,597		12,482	△ 37,203	19,088		
経常外増減	14,900		43,546		△ 28,646	38,460	△ 23,560		予備費
一般正味財産増減額	△ 3,215		12,949		△ 16,164	1,257	△ 4,471		

※内部取引消去を各科目で行っています。

支部助成金	95,743	97,455	△ 1,712	97,892	△ 2,089	※結合では内部取引消去を行うため計上されません
-------	--------	--------	---------	--------	---------	-------------------------

(注) 単位未満を四捨五入しているため計や差引が合わないことがあります。

一般社団法人北海道中小企業家同友会 2020年度予算案(経常損益概要)

自 2020年4月1日 ~ 至 2021年3月31日

単位:千円

	全体 (A+B)	同友会事業 (A)	道研・全道行事 (学びあい) (A-1)	社員教育 (A-2)	共同求人 (A-3)	しんぶん発行、 図書販売他 (A-4)	法人会計 (A-5)	受託事業 (B)	障がい者雇用推進の ための啓発事業実施 業務 (札幌・南空知) (B-1)
入会収入	8,660 (1.8%)	8,660 (1.8%)					8,660 (100.0%)		
会費収入	355,260 (74.3%)	355,260 (74.4%)					355,260 (100.0%)		
事業収入	110,409 (23.1%)	110,409 (23.1%)	59,651 (54.0%)	11,831 (10.7%)	19,941 (18.1%)	16,324 (14.8%)	2,663 (2.4%)		
受託事業	605 (0.1%)							605 (100.0%)	605
その他収入	2,890 (0.6%)	2,890 (0.6%)					2,890 (100.0%)	0 (0.0%)	
経常収入計	477,824 (100.0%)	477,219 (100.0%)	59,651	11,831	19,941	16,324	369,473	605 (100.0%)	605
人件費	270,807 (54.6%)	270,807 (54.7%)	207,193 (76.5%)	11,822 (4.4%)	13,367 (4.9%)	3,285 (1.2%)	35,140 (13.0%)	0 (0.0%)	0
会合費等	85,895 (17.3%)	85,543 (17.3%)	63,908 (74.7%)	8,987 (10.5%)	4,570 (5.3%)	1,221 (1.4%)	6,857 (8.0%)	352 (68.2%)	352
交通費	7,431 (1.5%)	7,431 (1.5%)	4,671 (62.9%)	414 (5.6%)	624 (8.4%)	0 (0.0%)	1,723 (23.2%)	0 (0.0%)	0
通信費	29,780 (6.0%)	29,717 (6.0%)	8,057 (27.1%)	720 (2.4%)	1,091 (3.7%)	12,126 (40.8%)	7,721 (26.0%)	64 (10.5%)	64
印刷費	17,774 (3.6%)	17,686 (3.6%)	5,465 (30.9%)	498 (2.8%)	1,512 (8.5%)	8,130 (46.0%)	2,080 (11.8%)	88 (14.5%)	88
賃借料・水道光熱費	21,774 (4.4%)	21,774 (4.4%)	15,331 (70.4%)	1,364 (6.3%)	1,375 (6.3%)	6 (0.0%)	3,698 (17.0%)	0 (0.0%)	0
中同協関係費	20,783 (4.2%)	20,783 (4.2%)					20,783 (100.0%)	0 (0.0%)	0
租税公課	6,261 (1.3%)	6,261 (1.3%)	2,955 (47.2%)	340 (5.4%)	580 (9.3%)	435 (6.9%)	1,951 (31.2%)	0 (0.0%)	0
その他	35,433 (7.1%)	35,332 (7.1%)	9,274 (26.2%)	822 (2.3%)	972 (2.8%)	158 (0.4%)	24,106 (68.2%)	101 (16.7%)	101
経常費用計	495,939 (100.0%)	495,334 (100.0%)	316,854	24,967	24,090	25,362	104,060	605 (100.0%)	605
経常増減額	△ 18,115	△ 18,115	△ 257,203	△ 13,137	△ 4,149	△ 9,038	265,412	0	0

※内部取引消去を各科目で行っています。

(注)単位未満を四捨五入しているため計や差引が合わないところがあります。

一般社団法人北海道中小企業家同友会 2019年度決算・2020年度予算案 (支部別集計)

単位：千円

	収入の部		支出の部		損益の部	
	2019年度予算	2019年度実績	2019年度予算	2019年度実績	2019年度予算	2019年度実績
△経常損益△						
札幌支部・南空知支部	58,818	56,784	58,818	55,734	0	1,050
しりべし・小樽支部	9,803	9,221	9,803	8,131	0	1,090
とちか支部	31,399	32,538	31,303	31,448	96	1,090
くしろ支部	21,051	22,710	21,036	21,042	15	1,668
オホーツク支部	8,845	9,083	8,814	8,751	31	331
道北あさひかわ支部	27,575	27,892	28,291	27,994	△716	△102
函館支部	15,875	15,422	15,721	13,722	154	1,700
苫小牧・西胆振支部	8,357	8,000	8,342	7,191	15	809
本部	422,013	416,356	459,860	454,590	△37,847	△38,233
内部取引消去	△106,106	△107,045	△107,156	△107,045	1,050	0
(A) 経常損益 小計	497,630	490,961	534,833	521,558	△37,203	△30,597
<経常外損益>						
本部 退職金引当金繰戻勘定	19,750	19,820	0	-	19,750	19,820
本部 賞与引当金繰戻・繰入勘定	23,218	22,946	23,218	22,592	0	353
本部 50周年記念事業勘定	25,700	26,626	24,630	20,387	1,070	6,239
移転費用等	0	0	2,000	2,661	△2,000	△2,661
前期損益修正損益	0	0	0	0	0	0
固定資産除却損益	33,303	33,303	13,663	13,508	19,640	19,795
予備費	0	0	0	0	0	0
(B) 経常外損益 小計	101,972	102,695	63,512	59,149	38,460	43,546
(A)+(B) 合計	599,602	593,656	598,345	580,707	1,257	12,949
2020年度予算	2020年度実績	2020年度予算	2020年度実績	2020年度予算	2020年度実績	2020年度予算
△経常損益△						
札幌支部・南空知支部	58,818	56,784	58,818	55,734	0	1,050
しりべし・小樽支部	9,803	9,221	9,803	8,131	0	1,090
とちか支部	31,399	32,538	31,303	31,448	96	1,090
くしろ支部	21,051	22,710	21,036	21,042	15	1,668
オホーツク支部	8,845	9,083	8,814	8,751	31	331
道北あさひかわ支部	27,575	27,892	28,291	27,994	△716	△102
函館支部	15,875	15,422	15,721	13,722	154	1,700
苫小牧・西胆振支部	8,357	8,000	8,342	7,191	15	809
本部	422,013	416,356	459,860	454,590	△37,847	△38,233
内部取引消去	△106,106	△107,045	△107,156	△107,045	1,050	0
(A) 経常損益 小計	497,630	490,961	534,833	521,558	△37,203	△30,597
<経常外損益>						
本部 退職金引当金繰戻勘定	19,750	19,820	0	-	19,750	19,820
本部 賞与引当金繰戻・繰入勘定	23,218	22,946	23,218	22,592	0	353
本部 50周年記念事業勘定	25,700	26,626	24,630	20,387	1,070	6,239
移転費用等	0	0	2,000	2,661	△2,000	△2,661
前期損益修正損益	0	0	0	0	0	0
固定資産除却損益	33,303	33,303	13,663	13,508	19,640	19,795
予備費	0	0	0	0	0	0
(B) 経常外損益 小計	101,972	102,695	63,512	59,149	38,460	43,546
(A)+(B) 合計	599,602	593,656	598,345	580,707	1,257	12,949
2020年度予算	2020年度実績	2020年度予算	2020年度実績	2020年度予算	2020年度実績	2020年度予算
△経常損益△						
札幌支部・南空知支部	58,818	56,784	58,818	55,734	0	1,050
しりべし・小樽支部	9,803	9,221	9,803	8,131	0	1,090
とちか支部	31,399	32,538	31,303	31,448	96	1,090
くしろ支部	21,051	22,710	21,036	21,042	15	1,668
オホーツク支部	8,845	9,083	8,814	8,751	31	331
道北あさひかわ支部	27,575	27,892	28,291	27,994	△716	△102
函館支部	15,875	15,422	15,721	13,722	154	1,700
苫小牧・西胆振支部	8,357	8,000	8,342	7,191	15	809
本部	422,013	416,356	459,860	454,590	△37,847	△38,233
内部取引消去	△106,106	△107,045	△107,156	△107,045	1,050	0
(A) 経常損益 小計	497,630	490,961	534,833	521,558	△37,203	△30,597
<経常外損益>						
本部 退職金引当金繰戻勘定	19,750	19,820	0	-	19,750	19,820
本部 賞与引当金繰戻・繰入勘定	23,218	22,946	23,218	22,592	0	353
本部 50周年記念事業勘定	25,700	26,626	24,630	20,387	1,070	6,239
移転費用等	0	0	2,000	2,661	△2,000	△2,661
前期損益修正損益	0	0	0	0	0	0
固定資産除却損益	33,303	33,303	13,663	13,508	19,640	19,795
予備費	0	0	0	0	0	0
(B) 経常外損益 小計	101,972	102,695	63,512	59,149	38,460	43,546
(A)+(B) 合計	599,602	593,656	598,345	580,707	1,257	12,949
2020年度予算	2020年度実績	2020年度予算	2020年度実績	2020年度予算	2020年度実績	2020年度予算
△経常損益△						
札幌支部・南空知支部	58,818	56,784	58,818	55,734	0	1,050
しりべし・小樽支部	9,803	9,221	9,803	8,131	0	1,090
とちか支部	31,399	32,538	31,303	31,448	96	1,090
くしろ支部	21,051	22,710	21,036	21,042	15	1,668
オホーツク支部	8,845	9,083	8,814	8,751	31	331
道北あさひかわ支部	27,575	27,892	28,291	27,994	△716	△102
函館支部	15,875	15,422	15,721	13,722	154	1,700
苫小牧・西胆振支部	8,357	8,000	8,342	7,191	15	809
本部	422,013	416,356	459,860	454,590	△37,847	△38,233
内部取引消去	△106,106	△107,045	△107,156	△107,045	1,050	0
(A) 経常損益 小計	497,630	490,961	534,833	521,558	△37,203	△30,597
<経常外損益>						
本部 退職金引当金繰戻勘定	19,750	19,820	0	-	19,750	19,820
本部 賞与引当金繰戻・繰入勘定	23,218	22,946	23,218	22,592	0	353
本部 50周年記念事業勘定	25,700	26,626	24,630	20,387	1,070	6,239
移転費用等	0	0	2,000	2,661	△2,000	△2,661
前期損益修正損益	0	0	0	0	0	0
固定資産除却損益	33,303	33,303	13,663	13,508	19,640	19,795
予備費	0	0	0	0	0	0
(B) 経常外損益 小計	101,972	102,695	63,512	59,149	38,460	43,546
(A)+(B) 合計	599,602	593,656	598,345	580,707	1,257	12,949

(注) 単位未満を四捨五入しているため計や差引が合わないところがあります。

一般社団法人北海道中小企業家同友会 2019年度決算・2020年度予算案（事業別集計）

単位：千円

科目	収入の部		支出の部		増益の部	
	2019年度予算	2019年度実績	2019年度予算	2019年度実績	2019年度予算	2020年度実績
<経常増益>						
公益目的事業	0	0	0	0	0	0
共益事業						
(字ひ合い活動)	116,620	105,995	423,983	408,465	△307,363	△302,470
(社員教育事業)	(70,293)	(71,071)	(341,363)	(335,138)	(△271,070)	(△264,067)
(共同求人活動)	(12,831)	(10,475)	(27,122)	(24,229)	(△14,291)	(△13,753)
(広報宣伝)	(29,072)	(20,651)	(35,476)	(27,819)	(△6,404)	(△7,169)
	(4,424)	(3,798)	(20,022)	(21,279)	(△15,598)	(△17,481)
収益事業						
(図書等販売(本部・とち))	2,343	3,002	4,123	4,729	△1,780	△1,728
(障がい者雇用推進のための啓発事業実施業務(札幌市より札幌・南空知支部受託))	(1,600)	(1,154)	(3,173)	(2,680)	(△1,573)	(△1,526)
(UIJター-就職個別相談会開催事業(釧路市よりしろ支部受託))	(583)	(594)	(583)	(594)	(0)	(0)
(信用調査事業(本部))	(0)	(1,100)	(0)	(1,100)	(0)	(0)
	(160)	(154)	(367)	(356)	(△207)	(△202)
法人会計	484,773	489,010	213,883	215,409	270,890	273,601
内部取引消去	△106,106	△107,045	△107,156	△107,045	1,050	0
(A) 経常増益 小計	497,630	490,961	534,833	521,558	△37,203	△30,597
<経常外増益>						
本部 退職金引当金繰戻金勘定	19,750	19,820	0	-	19,750	19,820
本部 賞与引当金繰戻金・繰入勘定	23,218	22,946	23,218	22,592	0	353
本部 50周年記念事業勘定	25,700	26,626	24,630	20,387	1,070	6,239
移転費用等	0	0	2,000	2,661	△2,000	△2,661
前期増益修正増益	0	0	0	0	0	0
固定資産売却増益	33,303	33,303	13,663	13,508	19,640	19,795
予備費	0	-	0	0	0	0
(B) 経常外増益 小計	101,972	102,695	63,512	59,149	38,460	43,546
(A)+(B) 合計	599,602	593,656	598,345	580,707	1,257	12,949
						△3,215

(注)単位未満を四捨五入しているため計や差引が合わないところがあります。

一般社団法人北海道中小企業家同友会 2020年度理事候補名簿

(氏名50音順 敬称略)

(理事)				高 橋 泰 助 (株)アイズ	代表取締役	函館
	池 川 和 人 (株)ティーピーパック	代表取締役	札幌	高 原 淳 ソーゴ印刷(株)	代表取締役社長	とかち
	石 橋 榮 紀 浜中町農業協同組合	代表理事会長	くしろ	新 高 村 智 也 (株)アイデアシーディー	代表取締役	札幌
	石 見 秀 樹 日の出運輸(株)	代表取締役社長	西胆振	谷 越 律 夫 (有)谷越印刷	代表取締役	札幌
新	伊 藤 好 男 佐山建設工業(株)	常務取締役	とかち	田 村 友 朗 ファイナンシャルプランナー事務所アップデート	代表	オホーツク
	植 田 英 隆 (株)りんゆう観光	取締役相談役	札幌	富 田 訓 司 (株)リペアサービス	代表取締役	札幌
	宇佐美 隆 (株)宇佐美商会	代表取締役	札幌	新 中 上 雅 之 (一社)北海道中小企業家同友会	員外	
	薄 井 タカ子 税理士法人薄井会計	代表社員	道北あさひかわ	長 江 勉 長江建材(株)	取締役会長	くしろ
新	内 山 亘 理 (有)内山新聞店	代表取締役	札幌	新 成 澤 則 充 (株)ナリテツ	代表取締役社長	くしろ
新	江 野 英 嗣 山崎建設工業(株)	代表取締役社長	札幌	新 成 田 孔 一 (株)マリエッタ	代表取締役	とかち
	大 塚 博 貴 北海道自動車共済協同組合	専務理事	札幌	西 村 達 一 郎 (株)フレアサービス	代表取締役	道北あさひかわ
	大 野 頌 (株)はりぞんとあーと	代表取締役	札幌	羽 沢 卓 志 リプラス(株)	道央圏担当執行役員	南空知
	大 野 泰 裕 (株)大野ファーム	代表取締役	とかち	新 畠 澤 顕 秀 (株)北海道ソイルリサーチ	代表取締役	苫小牧
新	小 野 浩 二 (株)秀岳荘	代表取締役社長	札幌	早 川 元 (株)マルコシ・シーガル	代表取締役	くしろ
新	小野寺 慎 吾 (株)ミドリ機材	代表取締役	とかち	平 塚 勝 也 (株)平塚建具製作所	代表取締役会長	南空知
	柏 村 章 夫 Ambitious Farm (株)	代表取締役	札幌	福 山 恵 太 郎 ベル食品(株)	代表取締役会長	札幌
	柏 谷 匡 胤 横関建設工業(株)	代表取締役社長	しりべし・小樽	藤 井 幸 一 サンマルコ食品(株)	代表取締役社長	札幌
新	加 藤 景 幡本印刷(株)	代表取締役社長	札幌	藤 山 幸 伸 キョーツー(株)	代表取締役社長	函館
	嘉 堂 聖 也 カドウフーズ(株)	代表取締役	函館	本 田 哲 本田興業(株)	代表取締役	しりべし・小樽
	上参郷 光 祐 (株)樽石	代表取締役社長	しりべし・小樽	本 間 和 幸 平和石油(株)	代表取締役	函館
	河 合 昭 徳 ネットトヨタ北見(株)	代表取締役会長	オホーツク	前 川 裕 一 (株)ブレンドワークス	代表取締役	札幌
新	北 村 直 也 (株)つながり	代表取締役	とかち	松 木 剛 (株)北海道建設新聞社	代表取締役会長	札幌
	木 内 敏 子 (株)ダスキン釧路	代表取締役会長	くしろ	松 田 互 (株)小樽海洋水産	代表取締役	しりべし・小樽
新	日 下 雪 夫 (株)津村測量設計	代表取締役	くしろ	新 松 田 英 明 (株)ネオプロセス	代表取締役	とかち
	敬 禮 匡 (株)レイジックス	代表取締役	札幌	松 原 雅 人 (株)タム	代表取締役	とかち
	佐々木 和 秀 (株)ワコーバイオケミカル	代表取締役	札幌	新 水 上 崇 三葉製菓(株)	代表取締役	道北あさひかわ
	佐々木 ひとみ (有)ホクレア 行政書士 佐々木ひとみ事務所	代表取締役	札幌	守 和 彦 (株)ダテハキ	取締役会長	札幌
新	佐々木 雄二郎 (株)ササキ工芸	代表取締役	道北あさひかわ	森 川 唯 志 森川綜合紙器(株)	代表取締役	道北あさひかわ
新	佐 藤 邦 彦 アートクリーン(有)	代表取締役	道北あさひかわ	森 俊 一 日新運輸(株)	代表取締役社長	道北あさひかわ
	佐 藤 紀 雄 (一社)北海道中小企業家同友会	員外		八重崎 聖 子 社会保険労務士法人 熊谷・八重崎事務所	社会保険労務士	札幌
	佐 藤 弘 子 (株)ポブラ館	代表取締役	道北あさひかわ	安 井 清 吉 (株)ライナーネットワーク	代表取締役	道北あさひかわ
	佐 藤 将 道 (有)UP.START.COMPANY	代表取締役	函館	新 柳 下 真 人 クレアル工業(株)	代表取締役	札幌
	洪 谷 光 敏 赤坂木材(株)	代表取締役	オホーツク	山 田 俊 幸 山田総合設計(株)	代表取締役	函館
	神 野 裕 三 北海道オフィス・マシン(株)	代表取締役社長	札幌	横 山 敏 章 横山製粉(株)	代表取締役	札幌
新	須 藤 正 之 須藤建設(株)	代表取締役社長	西胆振	新 吉 村 亮 輔 (有)吉村工作所	代表取締役	西胆振
	曾我部 元 親 北泉開発(株)	代表取締役	くしろ	新 若 月 裕 之 (株)丸亀	代表取締役社長	札幌
	曾 根 一 (株)ネクサス	会長	とかち	新 渡 辺 幸 洋 渡辺農機(株)	代表取締役	道北あさひかわ
	高 坂 重 勝 八百ねっと高坂農園	代表	函館	渡 辺 美 智 留 岩見沢液化ガス(株)	代表取締役	南空知
	高 島 幸 志 朗 (株)宏陽	代表取締役社長	札幌			
新	高 橋 宗 靖 (株)高橋工業	代表取締役	くしろ	(監事)		
新	高 橋 健 (有)高橋設備工業	代表取締役	しりべし・小樽	池 戸 俊 幸 (株)戦略会計ネットワーク	代表取締役	札幌
	高 橋 憲 司 (有)志のぶ	代表取締役	苫小牧	高 野 一 夫 高野公認会計士事務所	所長	札幌

※監事の任期は2年で、今回は非改選です。

資料

入会を呼びかける3つのポイント

イ 会員をふやすメリットは何か？

会員の中には、「会員数がふえるとつながりがうすれ、中身が薄くなるのではないか」と心配される方もいらっしゃると思います。

しかし、例会、研究会、その他の活動をきめ細かに展開することによって補っていけることは、すでに実証済みです。

私たちは、会員がふえることによって得られるメリットは次のような点であると考えます。

- ① 会員の数がふえることは、中小企業経営者に役立つ“辞書の一頁”がふえることで、会員をふやすのは自分の教師を新たに迎えることです。
- ② 新しい会員が絶えず入会することによって、例会や研究会に新風が吹きこまれます。
- ③ 会員間の取り引き基盤を拡大し、安心して取り引きのできる対象先がふえます。
- ④ 会員の数は、社会的な発言力と比例し、会員の数がふえることは、中小企業の社会的地位を引き上げ、その要望を実現するための力になります。
- ⑤ より積極的で、幅の広い運動をすすめるための財政的な基盤を確立します。

□ 会員になることによって得られるメリットとは何か

- ① 同友会の会員は気取らず、若々しく新しい時代に即応できる感覚と力を身につけることができます。
- ② 労使問題については全国的な経験が蓄積されており、“人の問題”にかけては、他のいかなる団体にも見られない、具体的な援助が得られます。
- ③ 同友会は率直に、親しく、真剣に学びあう雰囲気に入れ、本当の意味で心のよりどころとなり、孤独感から開放され、良き友人、アドバイザーを得ることができます。
- ④ 行政当局、政党、労働組合、銀行、弁護士、税理士、司法書士、興信所等あらゆる方面とのつながりがあり、事務局に電話一本いただければほとんどの問題の解決の糸口がみつけれられます。

- ⑤ 多忙な経営者にかわって、情報をキャッチし、あるいは会員の体験発表などいち早く広報紙（誌）で、流してくれます。
- ⑥ 賃上げ、ボーナスなどのほか、中小企業にとって当面する問題を早く適切にとりあげ、それぞれが、腹づもりや情報をもって話しあい、決断のための大きなたすけが得られます。
- ⑦ 現代の経営者として、苦しみながらも頑張っていることの意味と目的が明確になり、確信と誇りがもてるようになります。

ハ どのように入会をよびかけるとよいか

会員をふやすには、まず、会員自身が同友会から得られるメリットを十分汲み尽くし、その底知れない“力”と“魅力”を感じとっていただくことです。

同友会のもっている“力”と“魅力”は中小企業家が真剣に取り組んできた“汗”と“血”の結晶なのです。同友会のなかに一貫して流れるあたたかさ、若々しさと大局観、これは真面目な中小企業家が苦労して築きあげた同友会の誇りです。

会員をふやすには、やはり会員が自分と親しい人、知っている人に日常的に同友会の魅力について話して下さることが一番確実です。

具体的な方法として、次のようなことが考えられます。

- ① 同友会の例会や、社員教室、経営相談などで「よかった」とお感じになったことを、お知り合いの経営者に話していただき、入会をよびかける。
 - ② 同友会の広報紙（誌）やニュースは、支障がない限り、社内や出入りする人に見せていただき、その人たちが知っている経営者によびかける。
 - ③ 同友会の催しには、それらの方々に電話をして、一緒に参加していただく。
 - ④ 対象者を事務局に連絡し、できるだけ事務局と一緒に訪問して、具体的な悩みなどの相談にのる。
- 以上のほか、お互いに工夫して、「同友会に入会をよびかけることは、誠意をもって相手を援けるのだ」という確信をもって、全会員が心掛けて参りたいと思います。

同友会における社員教育

■はじめに

日本経済において、中小企業が果している役割の大きさはいまさら述べる必要はありません。生産・流通の分野では50%～60%を占め、わが国の就業労働者の約80%が中小企業で働いています。中小企業において日本の経済は保たれないし、国民の生活も成りたちません。ですから、中小企業の経営を守り、繁栄をめざすということは、国民生活の安定と向上をめざすということに直結しているわけです。また、中小企業の経営者が自企業の発展に努力することは、国民の負託に応える社会的な責務であるといえます。

私ども「中小企業家同友会」はそうした全国的な負託に応えるべく『3つの目的』を掲げて運動をすすめて参りました。その中心的な課題は「自主的に強靱な経営体質をつくる」ことです。そのためには『人材の確保と育成』が鍵となります。北海道からはじまった『共同求人活動』が全国各同友会にひろがり、『社員教育活動』と結合して、さまざまな形で発展しているのはそのあらわれです。

中小企業の場合は、残念ながら経営基盤が脆弱ですから『人材』は容易に来てくれませんし、『教育』の機会にも恵まれません。また、当面の厳しい経営環境を切り抜けるために、「すぐ役立つ人材」や「儲けに直結するアイデア」を求めがちです。即効的に人材は得られないとは知りながら願望として求め続ける、これが偽らざる中小企業の現実です。

厳しい現実の中で、私たちはいつまでも堂々めぐりをしているわけには参りません。「急がば廻れ」です。『人材』とは何か、『教育』とは何か、の原点をみつめ、同友会らしい企業内教育のありかたを探り、その解決の方向についての問題提起をしたいと思えます。

■人材とは何か

企業が求めている人材は企業に高い収益を安定してもたらししてくれる働き手です。しかし、それがどんな人物でも、どんな方法でも良いというわけではありません。企業人としての手腕力量が問われる前に、人間として社会的に信頼される人物であることが大切です。ながい同友会運動の検証を経て、私たちが考える望ましい人間像の5つの条件をあげてみましょう。

第1に、周囲から信頼され、他人に思いやりがあり、リーダーシップがとれる人。

第2に、仕事と人生との関わりをしっかりと自覚し仕事の中によるこびや生きがいを見出すことができる人。

第3に物事を大局的な立場で本質的に判断でき、自主的・創造的に対応できる人。

第4に、心身ともに健康で、私生活を自ら律していける人。

第5に、人との触れ合いを大切に、積極的な謙虚さをもってたえず成長をとげていく人。

以上ですべてを言いつくしたとは思われませんが、基本的なポイントをあげてみました。ひとことで要約すると、「豊かな人間性に裏打ちされた知識と感性の持主で健康な人」ということになります。これは、長年の経営体験の中から経営者が従業員に求める人間像として集約されたものです。現代に生きる人間像ともいえるものです。売り上げを伸ばしたい、もっと利益をあげたい、だから良い人材が欲しい、という要求から出発していろいろ論議してつめた結果は、「まともな人間らしい人間がほしいのだ」ということに帰結したのです。修羅場をくぐり抜けるような厳しい経営環境の下では、あれこれの手法の前に「まず人間である」ことの大切さを確認したものです。

■教育の原点

私たちは、人間としてのベースが不確かな社員たちに、あれこれの技術や技能を教え込んでみても、結果としては社会のためにも本人のためにもならないことを体験的に学びました。教育の原点は「まともな人間」を育てるところにあります。*『教育基本法』は、「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない」と、その前文に明記しています。そして第1条には、「人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっぴ、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と、教育の目的を明らかにしています。教育基本法は、学校教育、家庭教育、社会教育、企業内教育など、『教育』と名のつくすべてのものの基本をさし示したいわば「教育に関する憲法」ともいえるべき法律です。ですから前文には、「日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育を確立するため、この法律を制定する」と書いています。

私たち経営者も憲法や教育基本法にたちかえって、教育の問題を考えなければならないということです。家庭も学校も、まともな人間を育てる機能を失ない、そのシワが中小企業によせられています。だからこそ、求める人材を自力で育てる運動に取り組まなければならないなっています。

政治的・経済的な不利に加えて、教育的な重荷をも背

負わなければならない現実があります。でもそういう立場にあるからこそ本物の教育をよみがえらせる力をもっているともいえるのです。現情勢が私たち中小企業家に「新しい任務を負って頑張るって欲しい」と要請しているのだという自負をもちたいと思います。

■社員教育の効果と限界

社員教育の必要性は認めながら「規模が小さいから手がまわらない」「うちの社員に勉強しろと言ったって無理だ」などの声も聞かれます。また、「とりたてて教育などと騒ぎたてなくても、毎日の仕事を通じて体で覚えていくさ」と楽観的な現実論もあります。どれも本音だと思います。社員教育のもっとも具体的で効果のあるおすすめ方は日常の仕事を通じて行うことです。それが基本だと思います。しかし、その教育には限界があります。どうしても、日常業務の範囲から抜けきれず、多面的に検討したり深く掘り下げることになりにくいからです。

その欠点を補うために、外部から講師を招いて社員全員に話して貰う方法もかなりひろがってきました。何回か続けることによって社内全体に視点をかえてみつけることの大切さが理解されるようになります。この方法は、全社員がある程度関心をもち理解できる範囲で、という配慮が要求されます。そうでないと、聞いた後ディスカッションや質問が全員のものとして生きてこないからです。そうした配慮をしてもなお、満足する社員とそうでない社員がいることを念頭におく必要があります。

外部で開催されるさまざまな講習会や研修会に社員を参加させる企業もふえてきました。本人の立場、経歴、関心に合わせて出席させることができますし、他社の人たちとの競い合いの雰囲気もあって効果があります。感想文とかレポートの提出を求めて参加しなかった社員にも知らせ、学習する意欲を育てるうえでも一定の効果が期待できます。なんとと言っても、必要な人に必要なことを学んで貰うという点で確実な教育法と言えましょう。ただ、最近では営利を目的とする、あやしげな中身のないゼミも流行していますので、事前に十分な調査が求められます。

社員教育の方法は、それぞれの企業に実情に応じて選択して組み合わせることが大切です。どのような方法を選ぶにせよ、(1) 継続して粘り強く行うこと。(2) 経営理念と人間としての生き甲斐とを結合して理解できるように考慮すること。(3) 最終的には人格の完成をめざす自主的な学習意欲を引き出すこと。(4) 経営者自身も常に学びつつ、社員にとっての良き師、アドバイザーとしての援助を怠らないこと、が社員教育をすすめて行く上で大切なポイントになります。

■自主的に学ぶ気風を

人間は、自分が欲しいと思ったときは全力を傾注して手に入れようと努力します。ただやみくもに「勉強しろ、勉強が大切だ」と言われても、具体的に自分にどのような関わりがあるのかが解らなければ、本気で取り組むものではありません。押しつけが効くのは、自我が確立しない幼児期までで、それとても功罪半ばしてよし悪しは判断し難いのです。

企業内の教育は、人間としての誇りにかけて学びたい、学ぶのだ、という自覚と意欲を育てることに眼目をおくべきでしょう。最近「教育力のある企業が生き残る」とよく言われます。それは、企業も人間も社会的な存在であり、激動する情勢にフレキシブルに対応できることが存続の条件であることなのだと思います。

『激動の時代』といわれている現在の情勢が、歴史的な大転換期の到来を告げる前ぶれであるのとらえるのか、単なる事象の多様化としてみるのかでは、その対応は全く異なってきます。私たちは前者だと考えています。だからこそ、その激動に対応できるだけの力を貯えておかなければならないと考えていますし、その必要性を訴えているのです。いわば、新しい時代の対応準備として学ぶことが要求されているからです。

そういう意味からも、経営者が社内に学習の気風を育てることは歴史的な使命だと言えるわけです。

■同友会の社員教育

私たちがいま取り組んでいる社員教育が「自分たちが欲しい『人材』を自分たちで育てる」という外に、もっと大きな社会的な意味をもっているのだということをご理解ねがいたいと思います。

同友会の社員教育の理念は企業の内外に「共に育ち合う土壌をつくる」ところにあります。中小企業は地域の人々に支えられながら地域の人びとの暮らしを支えています。

地域社会から信頼される企業、信頼される経営者と従業員との集団にする、さらに、「人間が人間としてまともに生きたい」というまともな要求に立脚してそれを守り育てて行く、そういう関係をつくり上げて行きたいというのが同友会のねがいです。そのために努力をして行くというのが会員の決意でもあります。

従って、同友会における社員教育は、たとえ技術・技能・マナーの教育であっても一貫して次のことを追求したいものです。

- (1) お互いに現代に生きる人間としてどう生きたらよいか。
- (2) 現在の内外情勢はどのように変化しようとしているのか、何故なのか、どうすれば多くの人びとが望む方向に変えることが出来るのか。

(3) 中小企業の地域社会に果している役割をしっかりと認識する。

(4) 働くことと、生き甲斐との関係をつかんで、働きながら学ぶことの意味を知る。

(5) 経営者と従業員が共に学び合いながら、高次元での労使の信頼関係・団結を確立する。

以上のことを保障するところに、他の研修会と同友会が行う社員教育とのちがいがあのです。そのためには、カリキュラム、講師陣、運営について『同友会らしい責任』をもつ必要があります。当然ながら、講師、受講者が、共に自主的、民主的に参加し、共に成果を得、その成果をひろく会内にひろめるように心掛けることも忘れては

なりません。第15回中同協総会の宣言は、同友会の求人と、とりわけ教育の問題を簡潔に表現しています。

「国民の大多数が働いている中小企業は、これからの時代をになう人間を育てるための『たよれる学校』でもあります。その誇りと自覚をもって社会的責務を果たすことにより中小企業の繁栄は約束されます。」というところに深い意味がこめられています。もう一度宣言の精神にたちかえり、共同求人と社員教育にいつそうの努力を続けて参りたいと思います。

※ここでの「教育基本法」は、1946年に制定された旧法です。この法律は、2006年に全面改定されました。

社員教育の今日的意義

■なぜ社員教育なのか

このところ各地同友会で、「社員教育」が切実な要求になっています。この厳しい経営環境の中で、「企業は人なり」が理屈抜きで実感されるようになったからでしょう。そこで、改めてみなさんと「同友会における社会教育」について、いくつかのことを考えてみたいと思います。

同友会は一貫して、「社内に共学・共育の土壌を育て、活力ある企業づくりを」と、呼びかけてきました。それは、激動する今日の情勢が、歴史的な大転換期の前ぶれだとの認識にたっています。従来の価値観や惰性に安住していたのでは、個人も企業も対応できなくなります。科学性・社会性・人間性に裏付けられた認識力が問われる歴史的な局面です。その課題に真正面から取り組まなければ、主体性をもって人間として生きたり、企業が繁栄することができなくなります。

しかし、残念ながら中小企業の現状は、「勉強ざらい、頑張りざらい、真面目ざらい」な社員が少なくありません。経営者がいくら「勉強しろ」といってもなかなかその気になってくれません。つい「勝手にしろ」と言いたくもなります。でも、これからの時代を生きるためには、どんな人でも今のままの知識や力量では足りません。よりフレキシブルな対応力と、的確に判断できる分別力が求められます。豊かな人間としての総合的な力がなければ、周りの人にも、お客さまにもあてにされる存在にはなれません。現状のままで気のきいた暮らしを夢見ることは、客観的にはごう慢、怠惰ということになります。そんな人の集団では、企業の

繁栄はおろか生き残りも困難な環境です。

■社員による「会社の私物化」

この激動期、従来の惰性の上にあぐらをかく傾向から脱却できなければ、時代から取り残され、個人も企業も社会的に存立する基盤を失います。だからこそ、科学的な愛情を込めてそうした傾向を克服しなければなりません。それが今日における中小企業の生き残りをかけた、リストラの中心課題です。

「おれは勉強ざらいだけど、言われた仕事はちゃんとやっている。あんまり冷たいこと言わないでよ」。こんな態度に出会うと、つい経営者はたじろいでしまいます。それが本人の主体性を尊重することだとか、やさしさであるかのように勘違いしているように見受けられます。しかしそれは、「社員が会社を私物化する」ことを許す、経営者としては無責任な態度といえないでしょうか。

従来「会社の私物化」は、経営者側の問題と一面的に考えられてきました。しかし、「個人のわがままで、会社を駄目にする」行為をとがめる意味で、私物化が問題なので、社員が社会人としての自覚を持たず、わがままを通して、「しょうがない奴だ、まー放っておけ」と、あっさり許す態度は、それこそ経営者として社会的に許されるものではありません。経営者にとって、社員にとって、またお客さまにとっても大切な会社です。いわば社会の公器というべき企業の存続を危うくするので、

■問いかけの気風を

「そんなこと言っても、うちには部下を教育できる幹部がいない」。よく聞く経営者の嘆きです。それは、同友会が提唱する共育の意味をよくご理解ねがえないことでもあります。

中小企業の社員教育は、仕事の中で起こる問題を、社

内みんなの教材として学び合うことが基本です。日頃からあらゆる情報を共有しあって、ミス、クレーム、事故、成果などなんでも「なぜ起こり、どう対応すべきか」、みんなが真剣に考える習慣を身につけておくことが大切なのです。OJT (on the job training) を通して「みんなが先生、みんなが生徒」の関係を職場の隅々に浸透させることです。それが、同友会が提唱する共育的土壌づくりです。

その間いかけ合いがどれだけのレベルで責任を持ちあえるか。納得が得られる筋が通った分かりやすい話ができるのは誰か。よく見極め、的確な指導と援助が必要です。自主性を尊重し過ぎて放任に陥り、「スズメの学校」や「小田原評定」になることは避けたいものです。幹部も経営者も、その学び合いをコーディネートし指導するなかで、共に成長できるのです。

「無いからできない」ではなく、「必要なことは断じてやる」努力を積み重ねてこそできるようになるのです。経営者なら誰も仕事を通してそうした体験を持っているはず。人間の力量は大半が、必要に迫られ必死になって頑張ることで身につくものです。

今の社会環境と情勢は、中小企業の経営者に、現代における最高の教育者であることを熱烈に求めています。

■困難な時にこそ真価が

あえていえば「中小企業はないものだらけの経営体」です。だから、経営者と社員の人的な資源こそが頼みの綱です。当然ながら社員の採用にあたっては、企業の将来と、社員の処遇を慎重に考えあわせませす。

同友会は、①良い会社をつくろう②良い経営者になろう

③良い経営環境をつくろう、の三つの目的を掲げて運動を進めています。①と②は経営者と社員の協力次第でなんとかなるでしょう。しかし、③は自己努力だけではどうにもならない要素があります。円高、金融の引き締め、自然災害、国際的な紛争などがそれです。ですから、中小企業は持てる力を総動員して頑張っても、いつも安全で優位な地位を保てるとは限りません。

いざという時に、どう対応できるかが企業としての実力です。仮に、全社員が自らの賃金を下げても、「団結して会社を守ろう」とする動きがでてくるようなら、素晴らしい企業です。社員が本音のところで、「自分を長いこと大切にしてくれてきた、この会社こそが自己実現の場なんだ」という思いを持たなければ、とてもそんなことは期待できないからです。また、社員が「みんなで団結して頑張れば、必ず良い会社にできる」という確信を持っていないければ、そんな動きは現れてきません。

いざという時、外部の支援が得られるかどうかの決定的な分かれ道は、「経営者と社員の信頼と協力」の関係です。またそれは、どんな時でも企業の生命力であることを確認しておきたいと思います。

この厳しい経営環境の中で、同友会が社員教育に一貫して取り組んできた成果が、そこかしこにはっきりと表れています。これからも、経営者と社員の「共育関係」をいっそう強化し、発展させて行きたいものです。

1994年7月25日

「中小企業家しんぶん」

北海道中小企業家同友会 相談役 大久保尚孝

同友会の社員教育の考え方

今、様々なところが社員教育をやっており、その考え方を整理すると次のようにまとめることができます。

- ① 人間を極限状態にまで追い込み、思考を停止させて、ある行為を強制的にやらせる「特訓」の類です。これはとうてい教育とは言えず、人間を獣のレベルまで押し下げて、ムチで調教するようなもので効果も持続しません。
- ② 人間を興奮と催眠状態にし、おだてて自信をつけさせ、マインドコントロールする「自己啓発セミナー」の類です。しかし、このやり方では知的な力が蓄積されず、激動の時代を生き抜く確かな人間力が養われません。

③ いわゆる「マニュアル教育」です。「マニュアル」はわかりやすく作られていますので、一見速効性があるように錯覚します。しかし、人間は育った環境も違い、個性的で多様な存在です。同じ人間であっても、気分感情は常に変化しています。ですから、人間を相手に商売をしている限り、万人に通用する完全なマニュアルなど作れるはずはないのです。マニュアル教育の部分的・一時的・段階的な効果を認めつつ、その限界性もきちんと押さえておくことが大切です。

④ 人間を歴史的かつ科学的にとらえ、科学的認識力を高め、中小企業で働く意義と人生とのかかわりをしっかりと理解し、人間としての誇りにかけて自ら成長していく力を育てる教育です。同友会の社員教育は、基本的にこのような考えに立っています。

この教育理念は、人間を社会環境から切り離し、心や精神のあり方を一面的に強調する宗教的・道徳的な

教育とは違います。心や精神のあり方を一面的に強調する教育は、人間を社会的存在として科学的にとらえておりませんので、結果としてあまり効果は期待できないでしょう。

以上の4つの社員教育の考え方を大きく分けると、2つの流れがあることがわかります。ひとつは、基礎的学力を軽視し、知性を豊かに育てる視点が欠き、感情や感覚面を特別に重視する流れです。第2は基礎的学力や科学的認識力を重視し、豊かな知性をベースに豊かな感性を育てようとする流れです。「できないのも個性のうち」とし、「関心・意欲・態度」を一面的に重視し、「基礎的学力」を軽

視する「新学力観」が学校教育の中に広まりつつある現在、人間として確かな未来を保障するものは何かをしっかりと見定めなければなりません。

「学習権とは、読み書きの権利であり、問い続け、深く考える権利であり、想像し、創造する権利であり、自分自身の世界を読みとり、歴史をつづる権利であり、あらゆる教育の手だてを得る権利であり、個人的・集団的力量を発達させる権利である」と謳う「ユネスコ学習権宣言」はそのための指針です。今後とも、この「学習権宣言」を基本にすえた社員教育をすすめてまいりたいものです。

(『北海道同友』第27回定時総会特集号より)

共同求人活動を進める上での留意点

各地とも共同求人委員会を中心に、さらに活動の充実をはかっていく上で、次の点を留意して進めることが大切です。

- ① 共同求人活動に参加する意義を会内に系統的に宣伝し、参加企業の数を毎年ふやしていきましょう。新卒者を計画的に採用することは、企業の若返りをはかり、高齢化対策になります。新卒者を採用するためには、経営指針の作成、社内諸規定の整備など企業体質の近代化が迫られます。そのため、同友会の共同求人活動に参加することは、企業の体質改善をはかる契機となっています。また、毎年参加することは社会的にも企業の前向きな姿勢をアピールすることになります。
- ② 企業の欲しい人材を獲得できるかどうかはトップの熱意にかかっており、トップが先頭に立って学生や大学に働きかけることが大切です。共同求人委員会や事務局、あるいは自社の人事担当者任せにせず、経営者が熱心に参加することによって成果が上がります。
- ③ 学校と同友会とのパイプを太くし、教師、就職課の皆さんに同友会の理念と共同求人活動の性格をよく理解

してもらうことが大切です。就職ガイダンスへの講師派遣、教育懇談会での交流を通じて、同友会の教育理念、経営姿勢を理解いただき、未来を担う若者たちを共に育てる協力関係をつくっていきましょう。

- ④ 他団体が行う合同会社説明会、あるいは営利目的のリクルート事業と同友会の共同求人活動は全く違います。同友会の行う共同求人活動は、中小企業に対する正しい認識を広める社会運動であり、また、次代を担う若者を人間的に育て上げる教育運動でもあります。私たちは、そこに確信をもち、使命感をもって取り組みたいものです。また、入社後の社員教育活動と連動させ、次元の高い同友会運動を創造する気構えで共同求人活動をすすめていきましょう。
- ⑤ 他県就職者への企業紹介が学校側に大変好評です。これは全国ネットワークを持つ同友会の強味と魅力の一つです。まだ十分とはいえませんが、まだ共同求人活動を行っていない県でも、学生の就職相談には親身になって対応しましょう。
- ⑥ 共同求人活動参加企業にかぎらず、中途就職者のお世話などは全会員企業を対象に考え、実施することによって「就職のことならいつでも同友会へ」の気運を会の内外に高め、実績をつくっていきましょう。また障害者雇用についても、できることから着手していきたいものです。

(中同協第20回定時総会活動方針より)

中小企業における労使関係の見解 (労使見解)

1. 経営者の責任

われわれ中小企業をとりまく情勢や環境は、ますますきびしさを加え、その中で中小企業経営を維持し発展させることは並大抵のことではありません。しかし、だからといってわれわれ中小企業経営者が情勢の困難さを口実にして経営者としての責任を十分果たさなかつたり、あきらめたり、なげやりにすることが間違いであることはいまでもありません。

経営者は「中小企業だから、なんにも言わなくても労働者や労働組合はわかってくれるはずだ」という期待や甘えは捨て去らねばなりません。これでは自らの責任を果たしているとはいえないのです。

経営者である以上、いかに環境がきびしくとも、時代の変化に対応して、経営を維持し発展させる責任があります。

経営者は企業の全機能をフルに発揮させて、企業の合理化を促進して生産性を高め、企業発展に必要な生産と利益を確保するために、全力を傾注しなければなりません。

そのためには、われわれ経営者は資金計画、利益計画など長期的にも英知を結集して経営を計画し、経営全般について明確な指針をつくるのがなによりも大切です。同時に現在ほどはげしく移り変わる情勢の変化に対応できる経営者の能力（判断力と実行力）を要求される時代はありません。

新製品、新技術の開発につとめ、幹部を育て、社員教育を推進するなど、経営者としてやらねばならぬことは山ほどありますが、なによりも実際の仕事を遂行する労働者の生活を保障するとともに、高い志気のもとに、労働者の自発性が発揮される状態を企業内に確立する努力が決定的に重要です。

経営の全機能を十分に発揮させるキーポイントは、正しい労使関係を樹立することであるといっても過言ではありません。

2. 対等な労使関係

労使関係とは労働者が労働力を提供し、使用者はその代償として賃金を支払うという一定の雇用関係であると同時に、現代においてはこれを軸として生じた社会的関係でもあります。

企業内においては、労働者は一定の契約にもとづいて経営者に労働力を提供するわけですが、労働者の全人格を束縛するわけではありません。

契約は双方対等の立場で取り交わされることがたてまえですから、労働者が契約内容に不満をもち、改訂を求め

ることは、むしろ当然のことと割り切って考えなければなりません。その意味で労使は相互に独立した人格と権利をもった対等な関係にあるといえます。

憲法や労働三法などによって労働者は個人的にも、労働組合としても基本的権利が定められています。経営者としては、労働者、労働組合の基本的権利は尊重するという精神がなければ、話し合いの根底基盤が失われることになり、とても正常な労使関係の確立はのぞめません。

しかし、以上のことは〈1. 経営者の責任〉の項と対立するものではありません。すなわち、人格としてまったく対等であるが、企業の労働時間内では経営権の下における管理機構や、業務指示の系統は従業員にとって尊重されるべきものです。

3. 労使関係における問題の処理について

中小企業経営者と労働者は経営内において雇用と被雇用の関係という点で立場がまったくちがうわけですから、労使の矛盾や紛争がまったくなくなるということは決してありません。

労使の間で日常不断に生まれてくる労働諸条件やその他多くの問題の処理については、労使が対等な立場で徹底的に話し合い、労働組合のあるところでは団体交渉の場において解決することが原則であると考えます。

団体交渉の内容方法は労使双方の意識水準、歴史の過程、全人格がすべて投影されるわけですから、一定の公式などあるはずはありません。

つまらないことから相互不信を招かないような、ごく一般的な手法は必要不可欠ですが、基本的には誠心誠意交渉にのぞむ経営者の姿勢、態度こそ、もっとも大切なことです。経営者が労働者の立場、考え方、感情をできるかぎり理解しようという姿勢は話し合いの前提でありますし、また労働条件の改善について実行できること、また必要なことは積極的に取り組むという姿勢が大事です。

しかし同時に、いわゆるものわりの良い経営者がイコール経営的にすぐれた経営者とはいえません。

労働条件の改善について、直ちに実行できること、実行について検討してみること、当面は不可能なことなどははっきりさせることが必要です。

もし、それを実行しなければ経営は前進しないし、経営者として従業員にも責任を負えないような重要問題については、全情熱をかたむけて労働者を説得し、あらゆる角度から理解と協力を求める努力をつくさなければなりません。

労使のコミュニケーションをよくすることは経営者の責任です。「当社の労働者は、ものわかりが悪い」といくら愚痴をこぼしても問題は一步も前進しません。そのためには、労使間の問題を団体交渉の場で話し合うだけでは不十分です。

職場内の会社組織を通じ、その他あらゆる機会をとらえて、労使の意思の疎通をはかり、それぞれの業界や企業のおかれている現状や、経営者の考え、姿勢をはっきり説明すると同時に、労働者の意見や、感情をできるだけ正しくうけとめる常日頃の努力が必要です。

4. 賃金と労使関係について

労働者と労働組合は、高い経済要求をもっており、労働時間の短縮をつよくのぞんでいます。経済的要求については、高度成長政策、インフレ政策のもとでの労働者の生活実態をよく考え、産業別、業種別、地域別、同業同規模企業などの賃金実態、初任給などを比較検討し、その上で誠意をもって話し合い、交渉するという態度を堅持します。

しかし現実には、企業の力量をよく見きわめ、企業発展の経営計画をあきらかにしめし、長期、短期の展望のなかで、妥協できる節度のある賃金の引き上げをはかることがのぞましいと考えます。そのためにも

1. 社会的な賃金水準、賃上げ相場
2. 企業における実際的な支払い能力、力量
3. 物価の動向

という三つの側面を正確につかみ、労働者に誠意をもって説得し、解決をはかり、一方、その支払い能力を保证するための経営計画を、労働者に周知徹底させることが必要です。このように節度ある賃金の引き上げをはかるためにも労使が協力しなければ達成できないでしょう。

経営者は昇給の時期、その最低率(額)および賞与の時期、その最低率(額)と方法などについて明確にできるものは規定化するよう努力すべきです。

また、労働者と労働組合が、きわめて強い関心をもって労働時間の短縮についても社会的趨勢としてこれをとらえ、一步一步着実に、産業別や業界の水準に遅れぬよう、そのプログラムを事前に組む必要があります。

5. 労使における新しい問題

産業構造高度化の進展と、ぎりぎりまでの近代化、合理化の進行の過程の中で労働者の人間性回復の問題が新しく登場します。

労働者の職場選択の最大の要素として「やりがいのある仕事」が第一位にランクされています。労働者の雇用の促進と定着性の問題を考えてみても、このことは、非常に大切です。労使関係には、ただたんに経済的な労働条件だけでは解決できない要素があることを重視する必要があります。

ります。

労働は苦痛であるという面もありますが、その中で労働者は「やりがいのある仕事」、労働に対する誇りと喜びを求めていることも事実です。

技術革新の進む中で、仕事はますます単純化され合理化されるので、なおいっそう、労働者の労働に対する自発性と創意性をいかに作り出していかは、とくに中小企業家の関心をもつべき大きな課題です。

6. 労使関係の新しい次元への発展

われわれは、労使関係について長い苦悩にみちた失敗の経験と、いくつかの成功の経験をもっています。しかし、まだ経験を一般化するまでに経験の交流と討議を経たいません。

労働組合がつくられて間もない経営、頻繁にストライキを反復され、労使紛争のたえない経営、二つの分裂した労組のある経営、労働組合がつくられ、長い年月を経て相互の切磋琢磨によって高い次元にまで達した労使関係をもつ経営などがあります。

われわれ中小企業家は、その企業内の労働者と労働組合の団結の強さの度合い、上部組織の関係、その思想意識の状態などに十分対応できる能力をもたなければならぬと考えます。

中小企業においては、家族的で人間のふれあいのある労使の関係、労働組合のあるなしにかかわらず、積極的に労働条件を改善するとともに、意志疎通をはかることによって、相互の信頼感が十分に形成されている労使関係など、中小企業として、社会経済情勢の変化に即応した労使の関係がつくられてきました。

しかしある程度の認識や関心をもっていても、労働組合の結成時や社会経済情勢の激変期、また、誠意をもって話し合っているにもかかわらず団体交渉において行きづまりが生じた場合などは、労使の親近感が急速に崩れることさえあります。

中小企業といえども、時には対立や紛争状態も避けられない場合があり、このような過程をたどりながら、新しい次元の相互の信頼へとすすむものと考えます。

労使は、相互に独立した権利主体として認めあい、話し合い、交渉して労使問題を処理し、生産と企業と生活の防衛にあたっては、相互に理解しあって協力する新しい型の労使関係をつくるべきであると考えます。このような中小企業における労使の関係が成立する条件はいま、社会的に成熟しつつあります。

7. 中小企業における労働運動へのわれわれの期待

中同協(同友会)は、中小企業をとりまく社会的、経済的、政治的環境を改善し、中小企業の経営を守り、安定させ、

日本経済の自主的、平和的な繁栄をめざして運動しています。

それは、大企業優先政策のもとで、財政、税制、金融、資材、労働力の雇用や下請関係、大企業との競争関係の面で多くの改善しなければならない問題をかかえているからです。

そしてまた、中小企業に働く労働者の生活についても深い関心をはらい、その労働条件の改善についても努力をつづけてきました。しかし、必ずしも大企業の水準に達していない状態については着実に改善をはからなければならないと考えています。

また中小企業家がいかに企業努力を払ったとしても、労使関係に横たわるすべての問題を企業内で解決することは不可能であり、労働者、労働組合の生活と権利を保障するために、民主的な相互協力関係をきずきあげる持続的な努力が双方に課せられると考えます。相互にその立場を尊重しあい、相手に対して一面的な見方や敵対視する態度を改めることが必要です。

公営企業や大企業とちがって、中小企業における「労働運動の要求とたたかい」においては、中小企業の現実に立脚して、節度ある「たたかい」を期待するとともに、労使間の矛盾、問題の処理にあたっては、話し合いを基本とするルールを尊重して解決点を見出すことを期待します。

国民生活のゆたかな繁栄のために中小企業の存立と繁栄は欠くことのできないものであり、中小企業における労働者、労働組合にとってもその安定性のある企業と職場は

生活の場であり、社会的に活動するよりどころとして正しく理解するよう期待します。

8. 中小企業の労使双方にとっての共通課題

前にも述べたように「中小企業家がいかにして企業努力を払ったとしても、労使関係に横たわるすべての問題を企業内で解決することは不可能」です。

なかでも、物価問題、住宅問題、社会保障問題、福利厚生施設問題などは企業内では解決できず、当然政府ならびに自治体の問題、政治的に解決をはからなければならないきわめて重大な問題です。

これらの問題を解決するために積極的に運動することは、中小企業家としての責任であり、また、自己の経営の労使関係にも重大なかわりがあるのだ、という自覚をもって同友会運動をより積極的に前進させなければなりません。

広く中小企業をとりまく諸環境の改善をめざす同友会運動は、そこに働く労働者の問題でもあり、その意味において中小企業経営者と中小企業労働者とは、同じ基盤に立っていると考えます。

中小企業家同友会全国協議会は、ここに参加する中小企業家のたえまない努力によって、ここに述べられているような労使関係の改善と確立のために奮闘するとともに、全国のすべての中小企業家と労働各団体にもこの見解の理解を求め、ひろめるよう努力するものです。

(1975年同協発表)

上手な司会、楽しい討論

●はじめに

同友会における学び合いは、会員がそれぞれの経験や知識を持ち寄って、本音で十分論議し、新しい知識を身につけたり、正確にもものを見る力を養うのが基本です。ですから、どんな会合であろうと出席者に「今日は参加してよかった」と、思ってもらえるようにすることが大切です。そのためには、まず何よりも『気軽に安心してものが言える雰囲気』をつくることです。そのムードづくりに責任を持つのが司会者です。さらに、司会者は発言を引き出す演出家でもあります。言ってしまうと司会者の人柄や力量が討論の成否を分けるのです。

ではどうすれば、楽しいムードで中身の濃い論議を引き出すことができるのか、同友会運動を進めるためと、司会者の立場から皆さんと一緒に考えてみたいと思います。

●十分な準備から

1. まず、テーマがどんな経過で決められたのかを、主催者と司会者がよく知っていることが肝腎です。そうすると、参加される皆さんがどんな問題意識を持つてくるか、およその見通しがたちます。それに応えるためには、どんな資料を揃え、どんな話が求められるかも分かります。それを発表者や講師にも予め伝えることです。失礼にならない程度にお話の概略を伺っておくことも大切です。出来れば、レジュメを書いていただき、印刷して配っておければなおよいわけです。参加者の人数、年齢構成、キャリア、関心の持ち方等も、なるべく深く広く把握しておきたいところです。それに応じて、座席の配置も考えたいからです。
2. 参加者が一方的に話を聞くだけでなく、自らも発言して、参加意識をもって十分納得していただけるようにするためには、極力バズセッション方式(小グループに分かれて意見を出し合い、その結論を持ち寄って大勢の意見をまとめる方法)をとりいれるようにしたいものです。参加者が多い場合には、予めグループ(7~8名、多くても10名)を分けてセッティングしておくほうが、時間を節約しスムーズに進行させることができます。グループ討論の司会者を決めておくことは勿論ですが、討論が『楽しく』『中身濃く』十分に『深まる』ためには、司会者をサポート出来るそれなりの人を各グループに配置しておく(2~3名)ことも考えたいところです。

●司会者の心がけ

1. 司会者は、当日のテーマについて豊富に情報を集め、よく勉強しておくことが何より大切です。情勢との関わり、経営からの見方、社会一般の認識、階層別の意識差等、そして今そのテーマについて、「同友会の理念に照らしてどう対応すべきなのか、何故か」を考えてみることです。そこから、どんなところから初め、どのように議論を進めればよいかの見当がついてきます。

2. 司会者は、開会の30~40分前には会場に入りたいところです。会場のセッティングや、参加者の様子を見ておくことが大切だからです。初顔の人、馴染の人、業種や年齢別に声を掛け、参加者の最もホットなニーズを引き出すのです。早く来る方はおしなべて積極的な人ですから、司会者の強い見方(?)です。また、担当の事務局員から参加者の意識状況等もよく聞いて、「今日はどのくらいのレベルで論議が可能か」を予測してみます。
3. 席には早くついて、後から来た人に声を掛け、名刺交換を積極的にしたいところです。そうして親しみの持てるムードをつくるのです。そこで交わした一言二言を、発言を求めるときの呼び水として活かすことができれば最高です。要は、出席者の気分や感情を尊重しながら人柄や関心事をしっかりつかむことです。

●討論の進め方

1. まず自らを参加者に紹介する(笑顔で、明るく、歯切れよく、それが好ましい話し方、ムードなんだとなげなく伝える。)
2. 参加者を順番に紹介する。(司会が一人ひとりを紹介するか、自己紹介かは、その時の状況によるが、あまり時間をかけない。)
3. テーマが設定された経過と意味について説明し、討論すべきポイントを示す。(簡潔に、討論の方向や水準を示唆する。)
4. 討論のポイント毎にどのくらいの時間を取るかを明確に示す。
5. 「一回の発言は3分位で」と、はっきり言う。(厳守する)
6. 最初の発言者を指名する。(ムード・メーカーなので厳選)
7. アトランダムに発言を求める。(席順に回すと緊迫感を失う。)
8. 誤解を招きそうな発言があったり、討論がテーマから逸れそうになったら、ベテランに発言を求め、補い、軌道修正を図る。(さりげなく、如才なく)
9. 司会は、『餅つきの合いの手係り』と心得、感動を顔やゼスチャーで楽しくやや大きめに表現し、発言を自然に促すように気を配る。(どんどん手があがるようなムードをつくる。)
10. 発言にいちいち解説を加えたり、自説を述べたりしないように心がけたい。(座がしらせるし、聞き手はそれなりに取捨選択をしているもの。)
11. 時間できっぱり討論を打ち切り、参加者に礼を述べる。
12. 最後に、発言者の奥底に秘められた本音と琴線に触れながら、参加者全員が「そうそう、そうなんだ!」と、心から納得し、思わず拍手を送りたくなるようなまとめを簡潔に行う。(このまとめが、参加者に満足を与えるかどうかの分かれ目)

司会者は、最も恵まれた立場にあります。参加者を本音で結び感動を創る脚本家であり、名優であり、演出家だからです!

1992.8.13 北海道中小企業家同友会
相談役 大久保尚孝

●ユネスコ 学習権宣言（抜粋）

一九八五年三月二十九日

第4回ユネスコ国際成人教育会議

学習権を承認するか否かは、人類にとって、これまでもまして重要な課題となっている。

学習権とは、

読み書きの権利であり、

問い続け、深く考える権利であり、

想像し、創造する権利であり、

自分自身の世界を読みとり、歴史をつづる権利であり、

あらゆる教育の手だてを得る権利であり、

個人的・集団的力量を発達させる権利である。

成人教育パリ会議は、この権利の重要性を再確認する。

学習権は未来のためにとっておかれる文化的ぜいたく品ではない。

それは、生き残るといふ問題が解決されてから生じる権利ではない。

それは基礎的な欲求が満たされたあとに行使されるようなものではない。

学習権は、人間の存在にとって不可欠な手段である。

もし、世界の人々が、食糧の生産やその他の基本的な人間の欲求が満た

されることを望むならば、世界の人々は学習権をもたなければならぬ。

もし、女性も男性も、より健康な生活を営もうとするならば、彼らは学習

権をもたなければならない。

もし、わたしたちが戦争を避けようとするならば、平和に生きることを学

び、お互いに理解し合うことを学ばねばならない。

。学習こそはキーワードである。

学習権なくしては、人間的発達はあり得ない。

学習権なくして、農業や工業の躍進も地域の健康の増進もなく、そし

て、さらに学習条件の改善もないであろう。

この権利なしには、都市や農村で働く人たちの生活水準の向上もないで

あろう。

端的にいえば、このように学習権を理解することは、今日の人類にとつ

て決定的に重要な諸問題を解決するために、わたしたちがなしうる最善の

貢献の一つなのである。

しかし、学習権はたんなる経済発展の手段ではない。それは基本的権利

の一つとしてとらえられなければならない。学習活動はあらゆる教育活動の

中心に位置づけられ、人々を、なりゆきまかせの客体から、自らの歴史を

つくる主体に変えていくものである。

それは基本的人権の一つであり、その正当性は普遍的である。学習権

は、人類の一部のものに限定されてはならない。すなわち、男性や工業国や

有産階級や、学校教育を受けられる幸運な若者たちだけの、排他的特権で

あつてはならない。本パリ会議は、すべての国に対し、この権利を具体化

し、すべての人々が効果的にそれを行使するのに必要な条件をつくるよう

に要望する。

（以下 略）

総会宣言 (21世紀型中小企業づくり)

私たちは、「ひろげよう同友会の輪を、ひろめよう同友会の理念を」のスローガンを掲げ、7月8日、9日の両日にわたり第25回定時総会を、フロンティア精神の気に満ちる北海道の地で開きました。折しも、世界的な不況からの脱出を求めて東京サミットが開催され、新しい政治のありようをめぐって衆議院選挙が激烈に展開されるといふ、まさに内外情勢が激しく揺れ動くまっ只中でした。

そうした情勢をしっかりと踏まえて、これからの日本における中小企業経営について、真剣に論議し謙虚に学びました。その結果、経営活動と同友会運動が不離一体であることを確信し、同友会の理念に基づいて地道な努力を積み重ねていくことが、企業発展の何よりの保障であることを改めて確認しました。

最近の景気動向や国民の生活意識の変化は、日本における中小企業の役割の大きさを浮き彫りにしています。中小企業こそが、国民の暮らしを支え、地域に活力をもたらし、日本の未来を担うものであることが、広く認識されるようになってきました。それらは、同友会が提唱してきた、企業の『科学性・社会性・人間性』が強く求められる時代だということでもあります。

いま世界は、人類史的ともいえる激動の時代を迎えています。日本も、金権腐敗政治からの脱却を求める国民の世論が高まり大きな変化が始まっています。私たちは、いかなることもあっても、地域の発展と、平和で民主的な社会をねがっています。そのための努力を惜しんでほならないと考えます。すべての人が、人間らしく豊かに暮らせる環境であってこそ、中小企業の繁栄があるからです。

そうした新しい時代の要請に応えるため、本総会に『21世紀型中小企業づくり』なる課題が提起されました。それは次の2点に要約される、いわ

ば『同友会型企業』ともいうべき、新しい時代が求める企業のありようであります。

第1に、自社の存在意義を改めて問いなおすとともに、社会的使命感に燃えて事業活動を行い、国民と地域社会からの信頼や期待に高い水準で応えられる企業。

第2に、社員の創意や自主性が十分に発揮できる社風と理念が確立され、労使が共に育ちあい、高まりあいの意欲に燃え、活力に満ちた豊かな人間集団としての企業。

ごく当たり前な企業像でありながら、具現化への道程(みちのり)は決して平坦なものではありません。しかし、今まさに直面している政治、社会、経済構造の急激な変化に対応するためには、なんとしても追求しなければならぬ経営課題です。また、中小企業にかけられる期待に応えるため、不可欠要件でもあります。

この2日間、情報を交換し認識を深めるにつれ、当面する経営環境がどれ程厳しいものであるかを再認識させられました。中小企業の経営にとって、容易ならざる現実ではありますが、私たちは自らを鍛える試練と考え、全国同友4万人の仲間と力を合わせて、困難を克服して行こうと誓い合いました。さらに、自主・民主・連帯の絆を強化しながら、同友会の理念に立って、企業経営と同友会運動にいつそうの情熱を傾けて行こうと、決意を新たにしました。

私たちのその誓いと決意を胸に、21世紀に向けて、中小企業に課せられた歴史的使命を果たすべく、力強く前進して行くことを、本総会の名において宣言します。

1993年7月9日

中小企業家同友会全国協議会第25回定時総会

・中小企業が誇りを持って自立することや、地域への貢献を始め社会的課題に取り組むことを高く評価する

・家族経営の持つ意義への意識を強め、また、事業承継を円滑化する

・中小企業の声を聴き、どんな問題も中小企業の立場で考え、政策評価につなげる

・地域経済団体、取引先企業、民間金融機関、教育・研究機関や産業支援人材などの更なる理解と協力を促す

・地方自治体との連携を一層強める

・政府一体となって取り組むこととする。

3. 行動指針

政府は、以下の柱に沿って具体的な取組を進める。

一. 中小企業の立場から経営支援を充実・徹底する

中小企業の技術力向上のため、ものづくり分野を始めとする技術開発、教育・研究機関、他企業などとの共同研究を支援するとともに、競争力の鍵となる企業集積の維持・発展を図る。また、業種間での連携・共同化や知的財産の活用を進め、中小企業の事業能力を強める。経営支援の効果を高めるため、支援人材を育成・増強し、地域経済団体との連携による支援体制を充実する。

二. 人材の育成・確保を支援する

中小企業の要諦は人材にある。働く人々が積極的に自己研鑽に取り組めるよう能力開発の機会を確保する。魅力ある中小企業への就業や起業を促し、人材が大企業信仰にとらわれないよう、各学校教育階を通じて健全な勤労観や職業観を形成する教育を充実する。また、女性、高齢者や障害者を含め働く人々

にとって質の高い職場環境を目指す。

三. 起業・新事業展開のしやすい環境を整える

資金調達を始めとする起業・新分野進出時の障壁を取り除く。また、医療、介護、一次産業関連分野や情報通信技術関連分野など今後の日本を支える成長分野において、中小企業が積極的な事業を展開できるような制度改革に取り組む。国際的に開かれた先進的な起業環境を目指す。

四. 海外展開を支援する

中小企業が海外市場の開拓に取り組めるよう、官民が連携した取組を強める。また、支援人材を活用しつつ、海外の市場動向、見本市関連などの情報の提供、販路拡大活動の支援、知的財産権トラブルの解決などの支援を行う。中小企業の国際人材の育成や外国人材の活用のための支援をも進め、中小企業の真の国際化につなげる。

五. 公正な市場環境を整える

中小企業の正当な利益を守る法令を厳格に執行し、大企業による代金の支払遅延・減額を防止するとともに、中小企業に不合理な負担を招く過剰な品質の要求などの行為を駆逐する。また、国及び地方自治体が中小企業からの調達に配慮し、受注機会の確保や増大に努める。

六. 中小企業向けの金融を円滑化する

不況、災害などから中小企業を守り、また、経営革新や技術開発などを促すための政策金融や、起業、転業、新事業展開などのための資金供給を充実する。金融供与に当たっては、中小企業の知的資産を始め事業力や経営者の資質を重視し、不動産担保や保証人への依存を減らす。そのためにも、中小企

業の実態に則した会計制度を整え、経営状況の明確化、経営者自身による事業の説明能力の向上、資金調達力の強化を促す。

七. 地域及び社会に貢献できるような体制を整備する

中小企業が、商店街や地域経済団体と連携して行うものも含め、高齢化・過疎化、環境問題など地域や社会が抱える課題を解決しようとする活動を広く支援する。祭りや、まちおこしなど地域のつながりを強める活動への中小企業の参加を支援する。また、熟練技能や伝統技能の継承を後押しする。

八. 中小企業への影響を考慮し政策を総合的に進め、政策評価に中小企業の声を生かす

関係省庁の連携は、起業・転業・新事業展開への支援策の有効性を高める。中小企業庁を始め、関係省庁が、これまで以上に一体性を強めて、産業、雇用、社会保障、教育、金融、財政、税制など総合的に中小企業政策を進める。その際、地域経済団体の協力を得つつ、全国の中小企業の声を広く聴き、政策効果の検証に反映する。

(結び)

世界経済は、成長の中心を欧米からアジアなどの新興国に移し、また、情報や金融が短時間のうちに動くという構造的な変化を激しくしている。一方で、我が国では少子高齢化が進む中、これからは、一人ひとりが、力を伸ばし発揮することが、かつてなく重要性を高め、国の死命を制することになる。したがって、起業、挑戦意欲、創意工夫の積み重ねが一層活発となるような社会への変革なくしては、この国の将来は危うい。変革の担い手としての中小企業への大いなる期待、そして、中小企業が果敢に挑戦できるような経済社会の実現に向けての決意を政府として宣言する。

中小企業憲章

平成二十二年六月十八日

閣議決定

中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である。常に時代の先駆けとして積極果敢に挑戦を続け、多くの難局に遭っても、これを乗り越えてきた。戦後復興期には、生活必需品への旺盛な内需を捉えるとともに、輸出で新市場を開拓した。オイルショック時には、省エネを進め、国全体の石油依存度低下にも寄与した。急激な円高に翻弄されても、産地で連携して新分野に挑み、バブル崩壊後もインターネットの活用などで活路を見出した。

我が国は、現在、世界的な不況、環境・エネルギー制約、少子高齢化などによる停滞に直面している。中小企業がその力と才能を発揮することが、疲弊する地方経済を活気づけ、同時にアジアなどの新興国の成長も取り込み日本の新しい未来を切り拓く上で不可欠である。

政府が中核となり、国の総力を挙げて、中小企業の持つ個性や可能性を存分に伸ばし、自立する中小企業を励まし、困っている中小企業を支え、そして、どんな問題も中小企業の立場で考えていく。これにより、中小企業が光り輝き、もって、安定的で活力ある経済と豊かな国民生活が実現されるよう、ここに中小企業憲章を定める。

1. 基本理念

中小企業は、経済やくらしを支え、牽引する。創意工夫を凝らし、技術を磨き、雇用の大部分を支え、くらしに潤いを与える。意思決定の素早さや行動力、個性豊かな得意分野や多種多様な可能性を持

つ。経営者は、企業家精神に溢れ、自らの才覚で事業を営みながら、家族のみならず従業員を守る責任を果たす。中小企業は、経営者と従業員が一体感を発揮し、一人ひとりの努力が目に見える形で成果に結びつき易い場である。

中小企業は、社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす。小規模企業の多くは家族経営形態を採り、地域社会の安定をもたらす。

このように中小企業は、国家の財産ともいえるべき存在である。一方で、中小企業の多くは、資金や人材などに制約があるため、外からの変化に弱く、不公平な取引を強いられるなど数多くの困難に晒されてきた。この中で、大企業に重きを置く風潮や価値観が形成されてきた。しかし、金融分野に端を発する国際的な市場経済の混乱は、却って大企業の弱さを露わにし、世界的にもこれまで以上に中小企業への期待が高まっている。国内では、少子高齢化、経済社会の停滞などにより、将来への不安が増している。不安解消の鍵となる医療、福祉、情報通信技術、地球温暖化問題を始めとする環境・エネルギーなどは、市場の成長が期待できる分野でもある。中小企業の力がこれらの分野で発揮され、豊かな経済、安心できる社会、そして人々の活力をもたらす、日本が世界に先駆けて未来を切り拓くモデルを示す。

難局の克服への展開が求められるこのような時代にこそ、これまで以上に意欲を持って努力と創意工夫を重ねることに高い価値を置かなければならない。中小企業は、その大いなる担い手である。

2. 基本原則

中小企業政策に取り組むに当たっては、基本理念を踏まえ、以下の原則に依る。

一、経済活力の源泉である中小企業が、その力を思う存分に発揮できるよう支援する
資金、人材、海外展開力などの経営資源の確保を支援し、中小企業の持てる力の発揮を促す。その際、経営資源の確保が特に困難であることの多い小規模企業に配慮する。中小企業組合、業種間連携などの取組を支援し、力の発揮を増幅する。

二、起業を増やす

起業は、人々が潜在力と意欲を、組織の枠にとらわれず発揮することを可能にし、雇用を増やす。起業促進策を抜本的に充実し、日本経済を一段と活性化させる。

三、創意工夫で、新しい市場を切り拓く 中小企業の挑戦を促す

中小企業の持つ多様な力を発揮し、創意工夫で経営革新を行うなど多くの分野で自由に挑戦できるように、制約の少ない市場を整える。また、中小企業の海外への事業展開を促し、支える政策を充実する。

四、公正な市場環境を整える

力の大きい企業との間で実質的に対等な取引や競争ができず、中小企業の自立性が損なわれることのないよう、市場を公正に保つ努力を不断に払う。

五、セーフティネットを整備し、 中小企業の安心を確保する

中小企業は、経済や社会の変化の影響を受け易いので、金融や共済制度などの面で、セーフティネットを整える。また、再生の途をより利用し易いものとし、再挑戦を容易にする。

これらの原則に依り、政策を実施するに当たっては、

中小企業振興基本条例をすべての地方自治体に ～第27回全道経営者“共育”研究集会宣言～

私たちは、9月5日、6日の両日「オホーツクブルーの空のもと、磨け、輝け企業家の心」をメインテーマに、第27回全道経営者“共育”研究集会を北見で開催しました。そこでは、原油・原材料の異常な高騰という複雑で厳しい経営環境を突破するために、400名の参加者が11の分科会で学びを深め、自主・民主・連帯の精神で地域と共に同友会三つの目的を全面的に実践することが、新たな経営環境を切り拓くことを確認いたしました。

私たちは、2003年の全国総会で提案された「中小企業憲章」についての学びを深め、2006年の第38回定時総会から「中小企業振興基本条例の改定・制定」を重点方針に掲げてまいりました。2007年4月には、全道の先陣を切って帯広市が「帯広市中小企業振興基本条例」を施行、翌2008年4月には政令都市初の「札幌市中小企業振興条例」が施行されています。釧路市や別海町なども、条例づくりに向けて動きだし、全道各地にうねりとなって広がりつつあります。

「中小企業振興基本条例」の制定は、①地域資源を見直し、②中小企業のはたす役割と責任を再認識し、③行政や他団体との協力・協同関係を強めることによって、中小企業と地域経済に新たな可能性を生み出します。

私たちは2日間の学びを地域の中で生かすために、自社の体質強化に取り組むとともに、全道すべての地方自治体が「中小企業振興基本条例」の改定・制定に取り組むよう働きかけていこうではありませんか。

「すべての市町村に中小企業振興基本条例を、会員のいない市町村には新しい会員を増やそう！」を合言葉に運動の輪を広げ、中小企業と北海道の未来を自らの手で創りあげて参りましょう。その誓いと決意を胸に、明日から新たな前進を始めることを本研究集会の名において宣言します。

2008年9月6日

北海道中小企業家同友会
第27回全道経営者“共育”研究集会

中小企業等振興基本条例（理念型）制定自治体

* 2020年4月27日現在／北海道中小企業家同友会調べ

	制定自治体	人口（人）	人口 構成比	面積 (km ²)	面積 構成比	条例施行日
1	帯広市	169,327	3.1%	619	0.7%	2007年 4月 1日
2	下川町	3,547	0.1%	644	0.8%	2007年 12月 26日
3	札幌市	1,952,356	36.3%	1,121	1.3%	2008年 4月 1日
4	北広島市	59,064	1.1%	119	0.1%	2008年 11月 1日
5	釧路市	174,742	3.3%	1,363	1.6%	2009年 4月 1日
6	別海町	15,273	0.3%	1,320	1.6%	2009年 4月 1日
7	函館市	265,979	4.9%	678	0.8%	2010年 4月 1日
8	中標津町	23,774	0.4%	685	0.8%	2010年 4月 1日
9	厚岸町	9,778	0.2%	739	0.9%	2011年 4月 1日
10	弟子屈町	7,758	0.1%	775	0.9%	2011年 4月 1日
11	旭川市	339,605	6.3%	748	0.9%	2011年 7月 1日
12	倶知安町	15,018	0.3%	261	0.3%	2012年 12月 14日
13	苫小牧市	172,737	3.2%	561	0.7%	2013年 4月 1日
14	北見市	121,226	2.3%	1,428	1.7%	2013年 4月 1日
15	恵庭市	69,702	1.3%	295	0.4%	2013年 4月 1日
16	登別市	49,625	0.9%	212	0.3%	2013年 7月 4日
17	音威子府村	832	0.0%	276	0.3%	2014年 4月 1日
18	北斗市	46,390	0.9%	397	0.5%	2015年 4月 1日
19	根室市	26,917	0.5%	513	0.6%	2015年 4月 1日
20	新得町	6,288	0.1%	1,064	1.3%	2015年 12月 1日
21	室蘭市	88,564	1.6%	81	0.1%	2016年 4月 1日
22	名寄市	29,048	0.5%	535	0.6%	2016年 6月 6日
23	陸別町	2,475	0.1%	609	0.7%	2016年 6月 14日
24	真狩村	2,103	0.0%	114	0.1%	2016年 6月 22日
25	島牧村	1,495	0.0%	437	0.5%	2016年 10月 1日
26	士幌町	6,135	0.1%	259	0.3%	2017年 3月 7日
27	西興部村	1,116	0.0%	308	0.4%	2017年 3月 9日
28	稚内市	36,380	0.7%	761	0.9%	2017年 4月 1日
29	足寄町	6,989	0.1%	1,408	1.7%	2017年 4月 1日
30	羅臼町	5,415	0.1%	397	0.5%	2017年 4月 1日
31	比布町	3,781	0.1%	87	0.1%	2017年 4月 1日
32	更別村	3,185	0.1%	177	0.2%	2017年 4月 1日
33	木古内町	4,547	0.1%	222	0.3%	2017年 6月 21日
34	鹿部町	4,227	0.1%	110	0.1%	2017年 9月 5日
35	北竜町	1,981	0.0%	159	0.2%	2017年 9月 12日
36	福島町	4,422	0.1%	187	0.2%	2018年 3月 14日
37	七飯町	28,120	0.5%	217	0.3%	2018年 3月 16日
38	鹿追町	5,542	0.1%	403	0.5%	2018年 3月 22日
39	標津町	5,243	0.1%	625	0.8%	2018年 4月 1日

	制定自治体	人口（人）	人口 構成比	面積 (km ²)	面積 構成比	条例施行日
40	和寒町	3,596	0.1%	225	0.3%	2018年 4月 1日
41	津別町	5,008	0.1%	717	0.9%	2018年 4月 1日
42	滝上町	2,721	0.1%	767	0.9%	2018年 4月 1日
43	訓子府町	5,100	0.1%	191	0.2%	2018年 4月 1日
44	斜里町	12,231	0.2%	737	0.9%	2018年 4月 1日
45	日高町	12,378	0.2%	992	1.2%	2018年 4月 1日
46	浜頓別町	3,881	0.1%	402	0.5%	2018年 6月 6日
47	小樽市	121,924	2.3%	244	0.3%	2018年 7月 3日
48	利尻町	2,303	0.0%	77	0.1%	2019年 4月 1日
49	雄武町	4,525	0.1%	637	0.8%	2019年 4月 1日
50	紋別市	23,109	0.4%	831	1.0%	2019年 6月 17日
51	佐呂間町	5,362	0.1%	405	0.5%	2019年 6月 18日
52	沼田町	3,181	0.1%	283	0.3%	2019年 6月 24日
	小計	3,976,025	73.9%	27,422	32.9%	
	全道計	5,381,733	100.0%	83,424	100.0%	

* 全市町村の29.1% * 制定順。人口は2015年10月1日現在（国勢調査）

個人の尊厳の尊重を ハラスメントで傷つく人が一人もない活動にしていきましょう

2015年7月10日

中小企業家同友会全国協議会 会長 鋤柄修

- 1 「経営者の資質の向上」を目的に掲げるとともに、個人の尊厳の尊重を重視し「人間尊重経営」をすすめている中同協では、行事及び活動におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントは、会員や事務局の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、その力の有効な発揮を妨げ、また、同友会にとっても会内秩序や活動を阻害し、社会的評価に影響を与える問題と考えています。また、性別役割分担意識に基づく言動は、男女共同参画を阻害し、セクシュアルハラスメントの発生の原因や背景となることがありますので、注意していきたいものです。
- 2 中同協行事及び活動では下記の行為はやめましょう
 - 1) 「他人に不快な思いをさせ、同友会の秩序、風紀を乱す行為」
 - ① 性的な冗談、からかい、質問
 - ② わいせつ行為や図画の閲覧、配付、掲示
 - ③ その他、他人に不快感を与える性的な言動
 - 2) 「他人の人権を侵害したり、業務を妨害したり、退職を強要する行為」
 - ④ 性的な噂の流布
 - ⑤ 身体への不必要な接触
 - ⑥ 性的な言動により会員や事務局員等の活動意欲を低下させ、能力発揮を阻害する行為
 - 3) 「脅迫、傷害、賭博又はこれに類する行為及び恥辱等の行為」
 - ⑦ 交際、性的な関係の強要
 - ⑧ 性的な言動に対して拒否等を行った会員や事務局員に対する不利益な扱い
 - 4) 「立場の優位性を背景にした適正な範囲を超える言動や精神的・身体的な苦痛を与える行為」
 - ⑨ 立場の優位性を背景にした言動
 - ⑩ いじめ、仲間はずれ、暴力などに類する精神的、身体的苦痛を与える行為
など
- 3 中同協行事内の企画（懇親会など）は、「同友会理念」に沿うものとし、参加者同士が交流とする場となるよう、上記2の内容を含め、以下のようなことに配慮しましょう。
 - 1) 性別役割分担を助長するもの（懇親会での接待係など）は行いません
 - 2) 会の私物化にもつながり品性が疑われるような企画は、参加者に不快感を与えますので行いません
 - 3) 二次会会場となる店などがパーティー会場内で「営業活動」を行うことはやめましょう
 - 4) セクシャルハラスメントが起きないように、設営者と参加者自身が節度ある雰囲気をつくりましょう
 - 5) 飲酒の強制は行わないようにしましょう

- 4 この呼びかけの対象は、同友会会員や事務局および会員対象者など中同協行事及び活動にかかわる方すべての方を含みます。また、セクシャルハラスメントの場合は異性に対する行為だけでなく、同性に対する行為も対象となります。相手の立場に立って、普段の言動を振り返り、ハラスメントのない個人の尊厳を尊重する同友会を作っていきましょう。
- 5 会員や事務局がハラスメント行為を行った場合、当該同友会で状況を聞き取り、再発しないようにしてください。
その場合、次の要素を総合的に判断し、対応しましょう。
- ① 行為の具体的態様（時間・場所・内容・程度）
 - ② 当事者同士の関係（会内役職、立場等）
 - ③ 被害者の対応（訴え等）・心情等
- 6 相談窓口
中同協におけるハラスメントに関する相談（苦情を含む）窓口は次の通りです。電話、メールでの相談も受け付けますので、一人で悩まずにご相談ください。
また、実際に生じている場合だけでなく、生じる可能性がある場合や放置すれば中同協行事及び活動の環境が悪化するおそれがある場合や上記2に当たるかどうか微妙な場合も含め、広く相談に対応し、事案に対処します。
中小企業家同友会全国協議会 ホームページ DOYUNET 「ご意見」欄
<http://www.doyu.jp/mail/>
中小企業家同友会全国協議会 事務局 TEL：03-5215-0877 FAX：03-5215-0878
〒102-0074 東京都千代田区九段南 4-7-16 市ヶ谷 KT ビル 3F
相談には公平に、相談者だけでなく行為者についても、プライバシーを守って対応しますので安心してご相談ください。
- 7 相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に不利益な取扱いはいりません。
- 8 相談を受けた場合には、事実関係を迅速かつ正確に確認し、事実が確認できた場合には、被害者に対する配慮のための措置及び行為者に対する措置を講じます。また、再発防止策を講じる等適切に対処します。
- 9 セクシャルハラスメントやパワーハラスメント防止に向けた学習を各同友会でも行いましょう。また、本取り組みを通じて、各企業でも取り組みを広げましょう。

参考文献：以下いずれも厚生労働省ホームページから

パンフレット「事業主のみなさん 職場のセクシャルハラスメント対策はあなたの義務です!!」

パンフレット「パワーハラスメント対策導入マニュアル～予防から事後対応までサポートガイド」

一般社団法人北海道中小企業家同友会 事務局指針

2017年6月24日

事務局指針

北海道同友会事務局は同友会運動の主体者として、会員と共に、中小企業の繁栄による北海道経済の発展に寄与して来ました。

同友会運動は道なき道を切り拓く運動として生まれ、その先進的な取組みは中小企業や地域から大きな期待が寄せられています。

私たち同友会事務局は、これからも中小企業や地域経済を守り、繁栄させる集団としてまい進していきます。

1. 同友会理念に基づき、中小企業の繁栄と地域の発展に取り組みます。
2. 会員と共に高い目標に挑戦することで成長する集団を目指します。
3. 謙虚に学びあい、連帯し、同友会運動を推進していきます。
4. 互いに信頼し、一人ひとりが豊かな人生をおくる事が出来る事務局をつくります。

事務局行動指針

1. 会員の声を聴き取り、信頼関係を構築し、活動へ反映させます。
2. 同友会運動を通じて、創造的に会員・地域の課題解決を推進します。
3. 同友会運動を広げる「会員増強」に取り組みます。
4. 会員のパートナーとして、多面的な要求に応えられる学習に努めます。
5. 「入局して良かった」「働き続けて良かった」「人生が豊かになった」という事務局を役員とも連携しながら、自分たちの知恵と努力でつくります。

**一般社団法人
北海道中小企業家同友会諸規程**

一般社団法人北海道中小企業家同友会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人 北海道中小企業家同友会といいます。

(主たる事務所等)

第2条 この法人は主たる事務所を札幌市に置きます。
2. この法人は、理事会の決議により従たる事務所（以下、支部と呼びます）を設置することができます。

第2章 目的及び事業等

(目 的)

第3条 この法人は、中小企業家の自主的・民主的な組織として次のことを目的に活動をすすめます。

- (1) 同友会は、ひろく会員の経験と知識を交流して、企業の自主的近代化と強靱な経営体質をつくることをめざします。（良い会社をつくろう）
- (2) 同友会は、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけることをめざします。（良い経営者になろう）
- (3) 同友会は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく経済・社会・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本と北海道経済の自主的・平和的な繁栄をめざします。（良い経営環境をつくろう）

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を会員の力を合せて達成して行くために、次のような事業を行います。

- (1) 経験・知識・技術・経済などあらゆる分野にわたる交流を図り、“知りあい・学びあい・援けあい”を促す運動。
- (2) 労使が共に学びあう立場からの各種教室の開催をはじめ、労使の信頼と協力関係の確立など、中小企業における労使問題を創造的に解決して行くための活動。
- (3) 中小企業の労働力の確保と定着化をはかるための共同求人活動、職業紹介事業。
- (4) 会員の相互の親しみと信頼を基礎に、自主的な共同・協業化をすすめる活動。
- (5) 会員に情報を提供し、会の団結をはかるために必要な資料、機関誌（紙）の発行。

(6) 学識経験者、他団体などに蓄積された知恵をひろく吸収する活動。

(7) 中小企業の経営を守り、繁栄を促すために、国や地方自治体、その他に対する働きかけ。

(8) 中小企業家の幅広い協力と団結をつくりあげるために、中小企業家同友会全国協議会に加盟しその発展強化を図るとともに、あらゆる中小企業関係団体との協調、交流をすすめる活動。

(9) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業。

第3章 会員及び社員

(会員及び社員)

第5条 この法人の趣旨に賛同する中小企業家、およびそれに準ずる者は、誰でも会員になることができます。

2. この法人は、会員の中から選出された代議員をもって、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下、「法人法」という）上の社員とします。
3. 会員は、代議員によって行使される社員（代議員）総会の議決権を除き、法人法に規定された社員（代議員）の権利を、社員（代議員）と同様にこの法人に対して行使することができます。

(代 議 員)

第6条 代議員の定数は、支部均等割り分（一支部3名）と支部会員比例分（会員20名につき1名）の合計とします。なお、会員比例分の基準日は理事会で定めることとします。

2. 代議員は会員で構成される支部の定時総会で選任します。
3. 代議員の任期は、選任された日から翌事業年度の定時支部総会の終結までとし、再任を妨げません。
4. 代議員は、会員の資格を喪失した場合には、その地位を失います。
5. 代議員が欠けた場合には、当該代議員を選出した支部において総会を開催し欠員を補充することができます。この場合の代議員の任期は、前任者の残任期間とします。

(入会)

第7条 この法人に入会を希望する者は、会員1名以上もしくは事務局の推薦を得て入会申込書に入会金・会費をそえて申し込み、常任理事会の承認を得るものとします。

(入会金、会費)

第8条 入会金は20,000円、会費は一名につき月額5,000円とし原則として6カ月分を前納するものとします。但し、再入会の場合の入会金は5,000円とします。会費には、中小企業家同友会全国協議会分担金、機関誌・紙代が含まれます。

(会員の退会等)

第9条 会員が退会を希望する場合は、常任理事会に対し退会の申し出をし、任意に退会することができます。

2. 会員が著しく会の規律を乱したり、名誉を汚すような言動を行った場合、社員(代議員)総会の決議により退会していただくこともあります。

3. 会員がたびたびの請求にもかかわらず、会費を1年間滞納した場合は、会員資格を喪失するものとします。

4. 前3項の場合は、当月分までの会費を納入し、すでに納入した入会金・前納会費は返戻しません。

(運営)

第10条 この法人は、会員の悩み・意見・要求を基礎に運営され、考え方・経験・年齢にかかわらず会員は誰もが対等平等な関係であり、民主的な運営をなによりも大切にします。

(政党との関係)

第11条 この法人は、目的を達成するためにすべての政党とわけへだてのない関係を築きます。また、この法人は、会員個人の思想信条の自由を保障し、特定の政党と特別な関係を持ちません。

第4章 機関

(社員(代議員)総会)

第12条 社員(代議員)総会は最高の決定機関で、①活動の総括、②活動方針の決定、③決算及び予算の承認、④定款の変更、⑤理事、監事の選任、解任、⑥解散、⑦その他法令・定款で定めた事項を決議します。

2. 総会は、議決権数の3分の2以上の出席(委

任状を含みます)で成立します。議決権は、社員(代議員)1名につき1個とします。議決は全員一致をめざして討議を深め、出席者の3分の2以上の賛成によるものとします。但し、本項に、法令に別段の定めがあるときを除きます。

3. 定時総会は、毎事業年度の終了後3カ月以内に年1回開催し、理事会の決議に基づき代表理事が招集します。臨時総会は必要がある場合に開催します。総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事会に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができます。

(社員(代議員)総会議事録)

第13条 社員(代議員)総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければなりません。

(理事会)

第14条 この法人に理事会を設けます。

2. 理事会は、この法人の業務執行を決定する機関で、過半数の出席で成立し、原則として3カ月に1回開催します。理事会の招集は代表理事が行います。

3. 前項の外、理事会は、代表理事と専務理事が共に必要と認めるとき、および理事の3分の1以上の申出があった場合に開催します。

4. 議決は全員一致をめざして討議を深め、出席者の3分の2以上の賛成によるものとします。

5. 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなします。

(理事会議事録)

第15条 理事会の決議については、法令で定めるところにより、議事録を作成します。

2. 代表理事は、前項の議事録に署名又は記名押印します。

(常任理事会)

第16条 常任理事会は、社員(代議員)総会、理事会の決定に従い、理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項を議決します。

2. 常任理事会は、代表理事と専務理事が共に必要と認めるときに代表理事が招集し、過半数の出席で成立します。

3. 議決は全員一致をめざして討議を深め、出席者の3分の2以上の賛成によるものとします。

(各機関に対する意見表明)

第17条 会員は誰もが、会のいかなる機関に対しても自由に意見を述べる事ができます。各機関では、提出された意見に対し誠実に検討・審議し、回答いたします。

第5章 役員

(役員)

第18条 この法人に次の役員を置きます。

- (1) 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の業務を執行します。理事は、50名以上90名以内とし、社員（代議員）総会で選任します。理事は会員より選任しますが、必要あるときは会員外からも選任できるものとします。
- (2) 代表理事は、会務の全般を統括し、内外にこの法人を代表します。代表理事の人数は理事会が決定し、理事会において選定します。
- (3) 副代表理事は、代表理事をたすけて業務の全般を補佐し、代表理事に事故ある時はその職務を代行します。副代表理事の人数は理事会が決定し、理事会において選任します。
- (4) 専務理事は、代表理事、副代表理事をたすけて会の総務を統括し、代表理事、副代表理事に事故あるときはその職務を代行します。専務理事は1名とし、理事会において選任します。
- (5) 常任理事は、本会の常務を審議処理します。常任理事は30名以内とし、理事会において選任します。
- (6) 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成します。監事は、社員（代議員）総会において会員から2名選任します。
- (7) 名誉役員：理事会は、理事経験者、その他永年にわたりこの法人の発展に貢献した会員にたいして、相談役・顧問等を委嘱することができます。

(役員任期)

第19条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員（代議員）総会の終結の時までとし、再任を妨げません。
2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員（代議員）総会の終結の時までとし、再任を妨げません。

第6章 支部・委員会及び事務局

(支部)

第20条 この法人は、地域単位ごとに支部を設置します。支部の設立は理事会の決定によります。支部活動は、社員（代議員）総会、理事会の方針に沿って行い、その運営については別に定める支部運営規程によるものとします。

(委員会)

第21条 この法人の事業を推進するために、理事会は必要な委員会を設置します。委員会の設置・運営に関する取り決めは総務運営規程によるものとします。

(事務局)

第22条 この法人は、運営を円滑に行うため事務局を設け、事務局員をおきます。事務局員の任免、待遇については常任理事会が決定します。

第7章 会計及び資産

(財政・基金)

第23条 この法人の財政は、入会金・会費・特別会費・寄附金・その他の収入で運営します。
2. この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができます。
3. 拠出された基金はこの法人が解散するときまで返還しません。
4. 社員（代議員）総会において基金の返還について決議した後の基金の返還に関する具体的事項については理事会が決定します。

(事業年度)

第24条 この法人の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとします。

(剰余金の分配の禁止)

第25条 この法人は、剰余金を分配することができません。

第8章 定款の変更及び解散・残余財産の帰属

(定款の変更)

第26条 この定款の変更は、社員（代議員）総会の決議を必要とします。

(解散)

第27条 この法人は、社員（代議員）総会の議決その他法令で定められた事由により解散します。

(残余財産の帰属)

第28条 この法人が解散したときに残存する財産は、類似の目的を持つ一般社団法人に譲渡するものとします。

第9章 公告の方法

(公 告)

第29条 この法人の公告は電子公告により行います。ただし、やむをえない事由により電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法により行います。

第10章 附 則

(最初の事業年度)

第30条 この法人の最初の事業年度は、法人成立の日から平成22年3月31日までとします。

(法令の準拠)

第31条 この定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令によるものとします。

(設立時社員の氏名及び住所)

第32条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、別紙のとおりとします。

(実施期日)

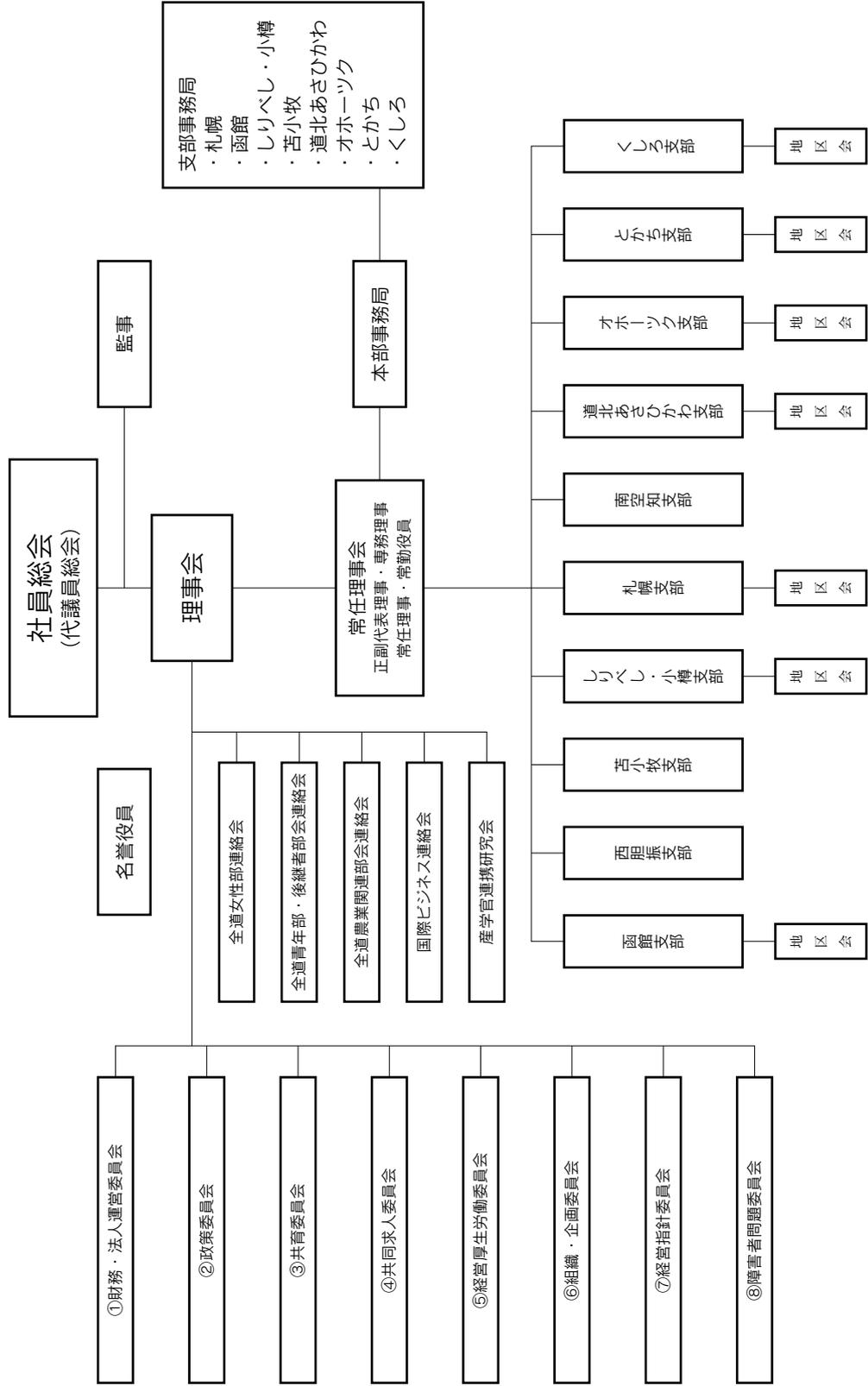
第33条 平成27年5月27日変更後の本定款第8条は、平成27年10月1日から実施するものとします。

以上、一般社団法人北海道中小企業家同友会を設立するため、別紙記載の発起人の定款作成代理人である蛭田清樹郎は、電磁的記録を以て本定款を作成し、電子署名する。

平成21年5月18日

平成22年5月21日	第42回社員総会にて一部変更
平成24年5月29日	第44回社員総会にて一部変更
平成25年5月28日	第45回社員総会にて一部変更
平成27年5月27日	第47回社員総会にて一部変更
平成28年5月25日	第48回社員総会にて一部変更

一般社団法人北海道中小企業家同友会 2020年度組織図



一般社団法人北海道中小企業家同友会 支部運営規程

第1条 この規程は、一般社団法人北海道中小企業家同友会定款第20条に基づいて支部を運営するための基準を定めたものです。

第2条 この規程に定めのない事項は、理事会の決定に従ってその地域の実情に適應するかたちで具体化し運営するものとします。

第3条 支部には次の機関を置きます。

(1) 支部総会

支部総会は支部の最高の決定機関で、定時総会は年1回、原則として道の社員総会の前に開催し、支部長が召集します。支部総会は会員の過半数の出席(委任状を含みます)で成立します。

臨時総会は、支部会員の3分の1以上の要請、支部幹事会が必要と認めたときに開催します。

支部総会の議決は全員一致をめざして討議を深め、出席者の3分の2以上の賛成によるものとします。

(2) 幹事会

幹事会は、支部の業務執行を決定する機関で、原則として3カ月に1回開催します。幹事会は支部長が召集し、正・副支部長と幹事で構成します。幹事会は、構成員の過半数(委任状を含む)の出席によって成立します。

幹事会の議決は全員一致をめざして討議を深め、出席者の3分の2以上の賛成によるものとします。

第4条 支部には次の役員を置きます。

(1) 幹事

若干名とし、支部総会で選出します。

(2) 支部長

支部会務を統括し、内外に支部を代表します。支部長は、幹事の互選とします。

(3) 副支部長

支部長をたすけて会務を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行します。副支部長は若干名とし、幹事の互選とします。

(4) 幹事長

支部の内務活動を統括し、支部長又は副支部長に事故あるときは支部長の職務を代行します。幹事長は幹事の互選とします。

(5) 会計監査

2名を支部総会で選出します。

(6) 名誉役員：幹事会は永年にわたり支部の発展に貢献した会員にたいして、相談役・顧問等を委嘱することができます。

なお、役員の内任期は1年とし、再選は妨げません。

第5条 支部の財政は、入会金・会費の中から理事会によって定められた支部還元金及び寄付金、その他の収入でまかないます。予算及び決算は総会の承認を得るものとします。

ただし、独自の財政を持って活動するにいたらない支部は、理事会の決定により隣接する支部と共同で財政を持つことができます。

第6条 支部には、実情に応じて地区会を置くことができます。地区会の運営は、支部幹事会で選ばれた地区幹事を中心に行います。

第7条 この規程の改定は理事会が行います。

〈付 則〉

第8条 この規程は、1983年4月22日より実施します。
(1986年3月17日第12回理事会において一部改正)
(1987年3月24日第8回理事会において一部改正)
(1988年2月23日第5回理事会において一部改正)
(2010年3月18日第5回理事会において一部改正)
(2010年6月17日第2回理事会において一部改正)

一般社団法人北海道中小企業家同友会 総務運営規程

第1章 総 則

第1条 この規程は、定款の精神に基づいて、会を自主的、民主的に運営するための基準を定めたものです。

第2条 この規程に定めていない事項は、理事会の決定に従います。

第2章 会員資格と入会審査

第3条 定款第5条が定める「中小企業家」とは、原則として「中小企業」の代表者、役員を指します。「中小企業」の範囲及び解釈については入会希望者が判断し、中小企業基本法の規定や、法人であるか否か、企業の規模、株式公開の有無、大企業との資本関係にこだわるものではありません。

第4条 定款第5条が定める「それに準ずる者」には、拠点の長を含みます。

第5条 次の場合は入会資格を有しません。

- ①地方公共団体等の行政機関
- ②銀行・信用金庫・信用組合の金融機関
- ③宗教団体
- ④信用調査会社
- ⑤保険会社（保険会社の社員の籍を持たない代理業の方は資格を有します）
- ⑥反社会的企業と認められる場合
- ⑦支店・営業所・工場・出張所など、何らかの拠点を道内に置いていない場合

第6条 入会審査に関しては、第5条に抵触する恐れがある場合は、推薦者及び該当支部の意見を聞いた上で常任理事会に上程するか否かを組織・企画委員長、専務理事、事務局長で事前審議を行います。それ以外の場合は、入会申込書が届いた直後の常任理事会に遅滞なく上程するものとします。

第3章 理事会の権限と運営

第7条 理事会は、一般社団及び一般財団法人に関する法律に基づき、以下の権限を持ち、またこの権限を理事に委任することはできません。

- 一 重要な財産の処分及び譲り受け
- 二 多額の借財
- 三 重要な使用人の選任及び解任
- 四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- 五 理事の職務の執行が法令及び定款に適合する

ことを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

第8条 総会で新しく選任された理事は、総会后ただちに第1回理事会を開催し、代表理事、専務理事、中同協幹事候補を互選します。第1回理事会は事務局長が司会するものとします。

第9条 第2回理事会は、総会開催日より少なくとも30日以内に開催し下記に定める各種委員会、支部担当等の分担を決めます。

(1) 委員会

- ①財務・法人運営委員会
- ②政策委員会
- ③共有委員会
- ④共同求人委員会
- ⑤経営厚生労働委員会
- ⑥産学官連携委員会
- ⑦障害者問題委員会
- ⑧組織・企画委員会
- ⑨経営指針委員会
- ⑩環境問題委員会
- ⑪広報・情報委員会

(2) 特別委員会

上記の委員会のほか、理事会は一定の期間を定めて特別委員会を設置することができます。

(3) 支部

- ①札幌支部
- ②くしろ支部
- ③とちか支部
- ④道北あさひかわ支部
- ⑤函館支部
- ⑥しりべし・小樽支部
- ⑦南空知支部
- ⑧苫小牧支部
- ⑨西胆振支部
- ⑩オホーツク支部

第10条 前条(1)の各委員会の正副委員長は、分担が決まった後理事会で選任します。

第11条 任期中に、やむを得ない事情で理事が辞任を申し出た場合は理事会の承認を得たのち、ニュース、機関紙などで全会員に報告するものとします。

第12条 理事会は、定款の定めに基づいて原則として3カ月に1回開催し、会の運営、組織全般について全理事がよく掌握し、会員の要望に応じて積極的に活動するようにつとめます。欠席した理事には、文書その他の方法で討議の内容、決定を知らせるようにします。

第13条 各理事は、常に会員の要望に耳を傾け、例会その他の催しには可能な限り出席して会員と接触し、会の新鮮な活動を保障するようにつとめます。

第14条 理事会の議長はもちまわりとして、理事会において次回理事会の開催日と共に決定します。

第4章 表彰と制裁

第15条 会員が著しく会の名誉と発展のために貢献した

場合、理事会の決定により表彰します。その方法については、その都度理事会が決めます。

第5章 謝礼、旅費、宿泊費

第16条 会員が例会、研究会、その他で発表をつとめる場合は、“共に学びあい、援けあう”精神にてらして、原則として謝礼は支払わないものとします。ただし、弁護士、税理士、コンサルタントなどの専門職の立場から発表を依頼した場合は、専務理事、事務局長が協議の上薄謝を呈することがあります。

第17条 理事または会員が同友会活動として公的に出張する場合には、旅費、食費、宿泊代の実費を支給します。ただし、会社の所用と兼ねた場合には、その割合に応じて妥当な額とします。

第6章 慶弔、見舞金等

第18条 会員の身辺に慶弔事があった場合、ならびに会員が病気や災害にあったときなどには、代表理事、専務理事、事務局長が必要と認めた場合、20,000円の範囲内において慶弔、見舞の意を表することとします。

なお、事情によってとくに増額を要すると思われる場合は、上記3者が協議して処理し、次回に開催される理事会に報告するものとします。

第7章 常勤役員の待遇

第19条 役員は原則無報酬とします。ただし、常勤する役員には報酬を支給することができます。支給額については、総額を総会で決議し、個別の報酬額は常任理事会が決定します。

第20条 常勤役員の勤務、服務については、常勤役員規程によるものとします。

第21条 常勤役員が同友会の役員として得た講演料、原稿料などは、同友会の収入とします。

第22条 常勤役員の退職金は、常任理事会の発議によって理事会が決定します。

第23条 常勤役員が他の公職に就任する場合は、理事会の承認を得るものとします。ただし、緊急を要し、理事会開催までに許諾の回答が必要な場合は、代表理事、組織・企画委員長の承認を得、次回の理事会において事後承諾を得るものとします。理事会において否認された場合は、公職を辞任するものとします。

第8章 会計処理

第24条 会計処理は別に定める「会計処理規程」によるものとします。

第9章 役員候補の推薦、選考

第25条 常任理事会は役員選考委員会を設置し、委員を指名します。

第26条 会員は誰もが自由に立候補し、また予め本人の承諾をうけて誰もが推薦できるものとし、少なくとも総会の50日前までに、所属する支部の幹事会に立候補、推薦の届出ができるよう全会員に公告します。

第27条 理事会は次期役員候補につき、支部ごとの推薦人数と、常任理事会による推薦人数を決めます。

第28条 支部幹事会は、立候補及び会員推薦の候補者を含めて、理事会で決定した人数を上限として役員選考委員会に推薦するものとします。

第29条 常任理事会は、法人運営に必要な本部役員を次期理事候補、監事候補として役員選考委員会に推薦します。

第30条 役員選考委員会は次期役員候補を選考し、理事会に提案するものとします。

第31条 役員選考委員長は、理事会を代表して次期役員を総会に提案します。

第32条 役員選考の基準は次の通りとします。

- (1) 同友会の理念をよく理解し、人格、識見共にすぐれ、社会的信望が厚い人。
- (2) 業種、年齢、性別、業容、地域なども十分に配慮し、各業界地域の要望や状況が反映され、会内に常に新風が吹きこまれるような構成にします。
- (3) 現役員の再任にあたっては、理事会をはじめ各種企画への出席状況、大局的な立場から見ての貢献可能条件などを考慮に入れます。
- (4) 新旧の交代を心掛けると共に、運動の連続性、理事会の果すべき役割の大きさなどを勘案して、無責任な輪番制、総入れ替えなどは行わないものとします。

第10章 付 則

第33条 この規程は、1978年3月1日より発効します。

第34条 この規程の改廃は理事会が行います。

(1978年10月26日開催の理事会において、第14条を改正、即日発効しました。)

(1986年4月17日開催の理事会において、第4条、第7条を改正、即日発効しました。)

(1990年3月23日開催の理事会において、第4条(1)を改正、即日発効しました。)

(1991年2月20日開催の理事会において、第38条を改正、即日発効しました。)

(1993年3月23日開催の理事会において、第4条

(1)、第 27 条・28 条を改正、即日発効しました。
(1998 年 3 月 24 日開催の理事会において、第 4 条、第 5 条を改正、即日発効しました。)
(2001 年 12 月 11 日開催の理事会において、第 4 条、第 12 条、第 15 条、第 18 条、第 19 条、第 22 条、第 25 条、第 27 条以下、30 条までを改正、即日発効しました。)
(2002 年 7 月 3 日開催の理事会において、第 4 条(2)を改正、即日発効しました。)
(2010 年 3 月 18 日開催の理事会において、第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 5 条、第 8 条、第 12 条、第 13 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 27 条、第 28 条、第 29 条、第 30 条を改正。第 21 条以下第 26 条、第

32 条以下第 39 条を削除、即日発効しました。)
(2010 年 6 月 17 日開催の理事会において、第 24 条を改正、即日発効しました。)
(2011 年 5 月 11 日開催の理事会において、第 5 条(3)を改正、即日発効しました。)
(2013 年 3 月 22 日開催の理事会において、第 2 章全部と第 27 条を追加。第 9 条、第 28 条、第 29 条を改正、即日発効しました。)
(2013 年 5 月 17 日開催の理事会において、第 9 条を改正、即日発効しました。)
(2016 年 6 月 13 日開催の理事会において、第 9 条(1)(3)、第 19 条を改正、即日発効しました。)
(2017 年 5 月 23 日開催の理事会において、第 9 条(1)、第 20 条を改正、即日発効しました。)

一般社団法人北海道中小企業家同友会 会計処理規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人北海道中小企業家同友会（以下、当会という）の定款、総務運営規程、支部運営規程に基づき、当会における会計処理に関する基本を定めたものです。当会の正味財産増減の状況並びに財政状態について、それぞれの内容を正確かつ迅速に把握し、活動の効率的な運営を図ることを目的とします。

(適 用)

第2条 会計処理は、定款、総務運営規程、支部運営規程及び本規程の定めによるほか、公益法人会計基準に準拠して処理されなければならないものとします。

(財務・法人運営委員会)

第3条 理事会は財務・法人運営委員会を設置します。

- 2 財務・法人運営委員会は代表理事の委任を受けて当会の会計を管理します。
- 3 財務・法人運営委員会は、少なくとも3カ月に一度、財務内容を理事会に報告し承認を得るものとします。

(会計責任者)

第4条 当会の会計責任者は専務理事とします。

- 2 支部会計の会計責任者は支部事務局長とします。

(会 計 年 度)

第5条 当会の会計年度は、定款の定める事業年度にしたがい、毎年4月1日から翌年3月末日までとします。

(会 計 区 分)

第6条 会計区分は、次のとおりとします。

- (1) 公益目的事業会計
- (2) 共益事業等会計
- (3) 収益事業等会計
- (4) 法人会計

- 2 前項の(1)(2)(3)(4)の事業については、内容に応じて更に区分するものとします。
- 3 内部取引がある場合には、別途把握し、内部取引消去を行うものとします。

(会 計 単 位)

第7条 当会は、本部会計と支部会計を会計単位とし、結合して法人の会計とします。

(帳簿書類の保存期間)

第8条 経理に関する帳簿、伝票及び書類の保存期間は次のとおりとします。

- (1) 財務諸表及び付属明細書並びに財産目録、収支予算書 永久
- (2) 会計帳簿及び会計伝票 10年
- (3) 証ひょう書類 10年
- (4) その他の書類 7年

- 2 前項の保存期間は、決算に関する理事会終結の日から起算するものとします。
- 3 帳簿等を焼却その他の処分が付する場合は、事前に経理責任者の指示又は承認によって行うものとします。

第2章 勘定科目及び会計帳簿

(勘定科目の設定)

第9条 各会計区分においては、収入及び支出の状況並びに財政状態を的確に把握するために必要な勘定科目を設けます。

- 2 各勘定科目の名称、性質及び処理基準については、財務・法人運営委員会で定めるものとします。

(勘定処理の原則)

第10条 勘定処理を行うに当たっては、特に次の原則に留意しなければなりません。

- (1) すべての収入及び支出は予算に基づいて処理しなければなりません。
- (2) 収入科目と支出の科目とは直接相殺してはなりません。
- (3) その他、一般に公正妥当と認められた会計処理の基準に準拠して行います。

(会 計 帳 簿)

第11条 会計帳簿は次のとおりとします。

- (1) 主要簿
 - ア 仕訳帳
 - イ 総勘定元帳
- (2) 補助簿・証憑
 - ア 現金勘定帳
 - イ 銀行勘定帳

- ウ 固定資産台帳
- エ 特定資産台帳
- オ 月毎領収書綴
- カ 什器備品台帳
- キ 車輛台帳
- ク 諸契約書綴
- ケ 債券発行、入金納入記録帳
- コ 会員別会費、入金納入記録帳
- サ 切手、収入印紙購入、使用明細帳
- シ その他収支、財産を掌握するために必要な帳票類

(帳簿の更新)

第12条 帳簿は、原則として会計年度ごとに更新します。

第3章 予 算

(予算の目的)

第13条 予算は、各会計年度の活動方針に基づく事業計画を推進するために、明確な計数をもって表示し、かつ、予算と実績との比較検討を通じて事業の円滑な運営を図ることを目的とします。

(事業計画書及び予算書の作成)

第14条 事業計画書及び収支予算書は、会計区分及び会計単位ごとに毎会計年度開始前に財務・法人運営委員会が作成し、理事会の承認を得るものとします。

- 2 前項の規定にかかわらず、総会開催前の年度当初の収入支出については、理事会の承認を得て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて業務を執行することができるものとします。

(予算の執行者)

第15条 予算の執行者は代表理事とし、その執行に当たっては、代表理事の委任を受けて会計責任者が行うものとします。

(予算の流用)

第16条 予算の執行にあたり、各科目間において相互に流用を行う必要が生じた場合、予め代表理事の委任を受けた財務・法人運営委員長の承認を得るものとします。

(予備費の計上)

第17条 予測しがたい支出、予算の不足を補うため、支出予算に相当額の予備費を計上することができるものとします。

(予備費の使用)

第18条 予備費を支出する必要がある時は、代表理事の承認を得て行い、次の理事会に報告し、その承認を得なければなりません。

(予算の補正)

第19条 やむを得ない理由により、予算の補正を必要とするときは、財務・法人運営委員長は補正予算を編成します。補正予算は理事会の承認を得て、会員総会に提案し承認されなければなりません。実績額が当初予算の増減20%を超えるときは、補正予算を組まなければなりません。

第4章 金 銭

(金銭の範囲)

第20条 この規程において金銭とは、現金、預金及び振替貯金をいいます。

- 2 現金とは、通貨、小切手、郵便為替証書、振替貯金証書及び官公署の支払通知書をいいます。
- 3 満期日が3カ月以内の定期預金・定期積金は金銭に含めるものとします。

(出納責任者)

第21条 金銭の出納、保管については、その責に任じるため出納責任者を置かなければなりません。

- 2 出納責任者は、会計責任者が任命します。

(出納用印鑑)

第22条 銀行取引用の印鑑は、会計責任者が保管し、押印するものとします。

(金銭の出納)

第23条 金銭の出納は、会計責任者の承認印のある会計伝票に基づいて行われなければなりません。

(金銭の保管)

第24条 収納した金銭は、小口現金を除き金融機関に預け入れなければなりません。

(残高の照合)

第25条 出納責任者は、現金については、現金出納終了後、その残高と帳簿残高とを照合しなければなりません。

- 2 預貯金については、毎月1回、預貯金の残高を証明できる書類により、その残高を帳簿残高と照合し、差額がある場合は預貯金残高調整表を作成して経理責任者に報告しなければなりません。

(収支月計表の作成)

第26条 出納責任者は、毎月10日までに、前月分の現金、預金の収支月計表を作成して、会計責任者に提出しなければなりません。

(資金の調達)

第27条 当会の事業運営に要する資金は、会費収入、入会金収入、寄附金収入、事業収入、その他の収入によって調達するものとします。

(金融機関との取引)

第28条 金融機関との預金取引などを開始、又は廃止する場合は、代表理事の承認を得て会計責任者が行います。

2 金融機関との取引は、代表理事の名をもって行います。

3 支部では支部長名をもって行います。

第5章 固定資産

(固定資産の範囲)

第29条 この規程において、固定資産とは次の各号をいいます。

基本財産	土地 投資有価証券	定款において基本財産と定められた資産 満期保有目的の債券等、流動資産の区分に記載されない有価証券(貸付信託受益証券等を含む)で基本財産と定めたもの
特定資産	退職給付引当資産 〇〇積立資産	特定の目的のために用途等に制約を課した資産 退職給付を支払うための特定預金等 特定目的のために積み立てられた資産(特定費用準備資金、資産取得資金等を含む)
その他 固定資産	建物 構築物 車両運搬具 什器備品 土地 建設仮勘定 借地権 電話加入権 敷金 保証金 投資有価証券	建設中又は制作中の有形固定資産(工事前払金、手付金等を含む)

2 その他の固定資産に掲記した有形固定資産は、耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が100,000円以上の使用目的の資産をいいます。

(固定資産の取得価額)

第30条 固定資産の取得価額は、次の各号によるものとします。

(1) 購入により取得した資産は、公正な取引に基

づく購入時価にその付帯費用を加えた額

(2) 寄与により取得した資産は、その資産の取得時の公正な評価額

(固定資産の売却)

第31条 固定資産を売却するときは、売却先、売却見込代金、その他必要事項を記載の上、理事会の決裁を受けなければなりません。

(減価償却)

第32条 固定資産の減価償却については、毎会計年度末に定額法によりこれを行います。

(現物の照合)

第33条 固定資産は、常に良好な状態において管理し、各会計年度1回以上は、固定資産台帳と現物を照合し、差異がある場合は、所定の手続きを経て帳簿の整備を行わなければなりません。

第6章 有価証券

第34条 有価証券・投資有価証券を資金の運用のために取得するときは、事前に理事会の決議を得るものとします。

第35条 有価証券・投資有価証券を資金の運用のために取得するときは、安全かつ確実なものに限定し、投機的運用は行わないものとします。

第36条 有価証券・投資有価証券は次の3つに区分します。

- (1) 満期保有目的のもの：原則として取得価格によって計上し、時価評価は行わないものとします。但し、時価が著しく下落した場合はこの限りではありません。
- (2) 一時的保有目的のもの：資産の時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とします。
- (3) その他：i) 株式 ii) 債券について「金融商品会計に関する実務指針」によって処理します。

第7章 物 品

(物品の範囲)

第37条 この規程において、物品とは次の各号のものをいいます。

- (1) 消耗品
- (2) 耐用年数1年以上のもので、取得価額が100,000円未満のもの

(物品の購入)

第38条 物品の購入は、収支予算に基づいて、会計責任者の決裁を得て行います。

(物品の管理)

第39条 管理責任者は、経費を支出したもののうち物品として管理するものは、固定資産に準じて物品台帳を設けてその記録及び整理を行わなければなりません。

(物品の照合)

第40条 物品については、各会計年度において1回以上物品台帳と現物の照合をなし、消耗品については、各会計年度末において実地棚卸を行わなければなりません。

第8章 決 算

(決算の目的)

第41条 決算は、1会計期間の会計記録を整理し、その収支の結果を予算と比較して、その収支状況や財産の増減状況及び1会計期間末の財政状態を明らかにすることを目的とします。

(決算の種類)

第42条 決算は、月次決算と中間決算、年度決算に区分して行います。

(月次決算)

第43条 会計責任者は、毎月末に会計記録を整理し、次の計算書類を作成するものとします。

- (1) 正味財産増減計算書
- (2) 貸借対照表

(計算書類の作成)

第44条 会計責任者は、年度決算に必要な手続を行い、次に掲げる計算書類を作成し、代表理事に報告し

なければなりません。

- (1) 計算書類
 - ① 貸借対照表
 - ② 正味財産増減計算書(損益計算書)
- (2) 事業報告
- (3) 計算書類の附属明細書
 - ① 重要な固定資産の明細
 - ② 引当金の明細
- (4) 事業報告の附属明細書
- (5) 財産目録

(計算書類の確定)

第45条 会計責任者は、財務・法人運営委員長立会いの下で前条の計算書類について、監事の監査を受けなければなりません。

第46条 財務・法人運営委員長は、監事の意見書を添えて理事会へ提出し、その承認を受けて決算を確定します。

第47条 この規程に定めのない会計に関する事項は、2008年4月11日内閣府公益認定等委員会の発出による「公益法人会計基準について」(新・新公益法人会計基準)及び『「公益法人会計基準」の運用指針』を参考とし、参酌するものとします。なお、2004年10月14日「公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申し合わせ」による「公益法人会計基準の改正等について」(新公益法人会計基準)をもあわせて参考とします。

(会計処理規程の改廃)

第48条 この規程の改廃は、理事会が行います。

〈附 則〉

本規程は、2010年4月1日から施行します。

(2010年6月17日第2回理事会において一部改正)

(2016年6月13日第2回理事会において一部改正)

一般社団法人北海道中小企業家同友会 役員等旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、本会の用務により旅行する役員等に対して支給する旅費等について必要な事項を定める。

(役員)

第2条 本規則でいう役員とは、理事、監事、全道委員会委員である。

(旅費の支給の範囲)

第3条 役員が、理事会および委員会等用務により旅行した場合には、旅費を支給することができる。ただし、総会と同一日程で開催する理事会では原則として旅費は支給しない。

2 理事会および委員会等の開催地に、役員が常勤する会社がある場合には旅費を支給しない。

3 役員以外の者が、本会の用務により旅行した場合は、役員に準じた旅費を支給することができる。

(旅費の計算)

第4条 旅費の支給額は、以下の区分に従う。

2 道内の旅行は鉄道利用を原則とし、役員が常勤する会社の最寄駅から用務先の最寄駅までの区間の旅客運賃及び特別急行料金とする。鉄道がない場合はバス等の公共交通機関とする。

3 割引料金がある場合には、割引料金を優先する。但し、グリーン車など割り増しのサービスに対する料金は支払いの対象としない。

4 役員の申し出により自動車を利用する場合は、

第2項により計算された金額とする。

5 役員の申し出により航空機を利用する場合は、航空旅費の請求又は領収証を事務局に提出し、その金額とする。10日以内に提出がない場合は第2項により計算された金額とする。

6 宿泊費は午後6時以降まで会合等がある場合、JR、航空機等の最終便に乗ることができない等の合理的な理由がある場合に認めるものとし、宿泊費の請求又は領収証を事務局に提出し、その金額とする。

7 パック旅行（交通と宿泊をセットで手配した旅行）を利用する場合の交通費及び宿泊費は、パック旅行に係る経費を支給する。理事会および委員会等以外の用務で宿泊する場合は一泊につき5,000円を差し引く。

(旅費等の請求)

第5条 旅費等の請求は、航空機利用、宿泊費発生の場合のみ請求又は領収証を事務局へ提出する。また、支払いは原則として振り込みとする。

(委任)

第6条 この規程に定めない事項については、専務理事と事務局長が協議の上、議決する。

〈附則〉

この規程は、2016年9月6日から施行する。

この規程の改定は理事会が行う。

一般社団法人北海道中小企業家同友会

特定資産管理運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人北海道中小企業家同友会（以下、当会という）の会計処理規定に基づき、当会の特定資産の管理運営について必要事項を定めることにより、この法人の適正かつ効率的な法人運営を図ることを目的とします。

(種 類)

第2条 本規定に定める特定資産に、以下の8種類をおきます。

- (1) 教育振興引当特定資産
- (2) 退職給付引当特定資産
- (3) 役員退職慰労金引当特定資産
- (4) 災害積立特定資産
- (5) 支部財政支援特定資産
- (6) 固定資産取得引当特定資産
- (7) 事務所移転費用引当特定資産
- (8) 周年事業引当特定資産

(構成財産)

第3条 本規定に定める特定資産は、円建て預貯金、株式によって構成され、流動資産とは独立して管理します。

- 2 前条の退職給付引当特定資産と役員退職慰労金引当特定資産は、固定負債で計上された金額と同額とする。他の特定資産は一般正味財産を財源とする。

(積立方法と上限額)

第4条 特定資産として積み立てをする際は、別に定める特定資産取扱要領にて定めます。

- (1) 積立方法は、支部手持ち資金（期首会員数に5,000円を乗じた金額）と部会残高が確保された上で、特定資産取扱要領にて特定資産ごとに定めます。
- (2) 特定資産の限度額は、この特定資産取扱要領にて特定資産ごとに定めます。

(取り崩し)

第5条 特定資産の取り崩しは、別に定める特定資産取扱要領にて特定資産ごとに定め、理事会での決議により行うものとします。

(利息の処理)

第6条 特定資産により生ずる利息は、特定資産に受け入れないものとします。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会が行います。

〈附 則〉

この規程は、2019年4月1日から施行します。

特定資産取扱要領

名称	(1) 教育振興引当特定資産	(2) 退職給付引当特定資産	(3) 役員退職慰労金引当特定資産	(4) 災害積立特定資産	(5) 支部財政支援特定資産	(6) 固定資産取得引当特定資産	(7) 事務所移転費用引当特定資産	(8) 周年事業引当特定資産
目的	学習活動や社員教育の推進を目的とし、以下の事業の支援を行う。 (1)同友会の全国行事参加者への参加費の補助 (2)同友会の全道経営者“共有”研究集会の支援 (3)同友会の各種社員共育活動の環境整備、教育機器の充実 (4)同友会の「教育講演会」など社会教育活動の支援 (5)そのほか前条の目的達成に必要な事業 (6)事務局員の研修	事務局員の退職給付に備えるため、事務局員就業規則に基づき、期末退職要支給額に相当する金額を確保することを目的とする。	役員の退職慰労金給付に備えるため、常勤役員規程に基づき、期末退職要支給額に相当する金額を確保することを目的とする。	災害などによる法人の財政悪化に備え、法人の運営費用を確保することを目的とする。	会員数の大幅な減少など財政が著しく悪化した支部の支援費用を確保することを目的とする。	事務所や車両等の有形固定資産及び、地上権、ソフトウェアなどの無形固定資産の購入整備のための費用を確保することを目的とする。	事務所移転にともなう費用を確保することを目的とする。	周年事業の開始及び事業実施のための費用を確保することを目的とする。
積立方法	一般正味財産から繰り入れる。	毎期本部会計で必要額を繰り入れる。	毎期本部会計で必要額を繰り入れる。	毎期本部会計と支部会計の正味財産増加額のうち三分の一を繰り入れる。	毎期各支部正味財産増加額の三分の一を繰り入れる。	一般正味財産から繰り入れる。	一般正味財産から繰り入れる。	一般正味財産から繰り入れる。
積立上限額	1,000万円	期末退職要支給額と同額	期末退職要支給額と同額	5,000万円	1,000万円	1億4,600万円 (本部5,000万円＋1,200万円×8事務所)	2,700万円 (本部300万円＋300万円×8事務所)	5,500万円 (500万円×10支部＋本部)
目的取崩の要件	理事会の決議を経て、その必要額を取り崩すことができる。	事務局員の退職手続き完了後に会計責任者の承認を得て、その必要額を取り崩すことができる。	役員の後任手続き完了後に会計責任者の承認を得て、その必要額を取り崩すことができる。	理事会の決議を経て、その必要額を取り崩すことができる。	理事会の決議を経て、その必要額を取り崩すことができる。	理事会の決議を経て、その必要額を取り崩すことができる。	理事会の決議を経て、その必要額を取り崩すことができる。	理事会の決議を経て、その必要額を取り崩すことができる。
目的外取崩の要件	原則として目的外取崩しは認めない。	原則として目的外取崩しは認めない。	原則として目的外取崩しは認めない。	原則として目的外取崩しは認めない。	原則として目的外取崩しは認めない。	原則として目的外取崩しは認めない。	原則として目的外取崩しは認めない。	原則として目的外取崩しは認めない。
構成財産	道内金融機関優先株及び普通預金として保全する。	道内金融機関の定期預金、普通預金として保全する。	道内金融機関の定期預金、普通預金として保全する。	道内金融機関の定期預金、普通預金として保全する。	道内金融機関の定期預金、普通預金として保全する。	道内金融機関の定期預金、普通預金として保全する。	道内金融機関の定期預金、普通預金として保全する。	道内金融機関の定期預金、普通預金として保全する。
会計区分	本部会計	本部会計	本部会計	本部会計	本部会計	本部会計及び支部会計	本部会計及び支部会計	本部会計及び支部会計

一般社団法人北海道中小企業家同友会 受託事業規程

(趣旨)

第1条 一般社団法人北海道中小企業家同友会（以下「北海道同友会」という）が、北海道同友会以外の機関等からの委託を受けて法人の業務として行う諸活動（以下「受託事業」という）に関する取扱いについては、この規程の定めるところによります。

(事業の申込み)

第2条 受託事業を実施しようとする場合、事業代表者（支部長・委員長・部会長等）は、あらかじめ委託者が作成した所定の様式による受託事業申込書を代表理事に提出しなければなりません。

(応募等の決定)

第3条 次の各号に掲げる事項についての決定は、常任理事会が行います。

- (1) 受託事業への応募
- (2) 受託事業の中止又は事業内容の重要な変更
2. 前項第1号に規定する事項を決定するに当たっては、理事会が設置する「受託事業事前審査委員会」の審議が必要です。
3. 受託事業事前審査委員会は副代表理事、専務理事、事務局長、副事務局長で構成し、第4条（応募の基準）に基づいて事前審査を行います。
4. 受託事業への応募に際し、常任理事会の審議が間に合わない場合、受託事業事前審査委員会と代表理事の判断があれば、応募することができます。その場合、直後の常任理事会で承認を得るものとします。

(応募の基準)

第4条 受託事業に応募する場合は、次の各号に掲げる基準を満たしていることを確認するものとします。

- (1) 受託事業が北海道同友会の理念に合致し定款第4条（事業）の各号に定める業務に該当すること。
- (2) 受託事業を実施することが北海道同友会の活動にとって合理的かつ効果的であること。
- (3) 受託事業を実施することにより北海道同友会他の業務に重大な影響を及ぼすおそれがないこと。

(受託事業に要する経費)

第5条 受託事業に応募する場合は、受託事業遂行のために必要となる謝金、旅費、消耗品費、水光熱費、事業支援者人件費等の直接的な経費（以下「直接経費」という）及び、当該受託事業遂行に関連し直接経費以外に必要な間接経費等を勘案して応募します。

(契約等の遵守)

第6条 北海道同友会の受託事業担当者及びその他受託事業の実施に携わる者は、当該受託事業に係る受託事業契約その他の契約及び北海道同友会の関係規程等を遵守しなければなりません。

(事業の中止又は変更等の申込み)

第7条 事業代表者は、天災その他事業遂行上やむを得ないと認める理由により、受託事業を中止し、又は事業期間、事業経費若しくは重要な事業内容を変更する必要があるときは、受託事業変更申込書を常任理事会に提出しなければなりません。

(事業の進捗、及び終了の報告)

第8条 事業代表者は、当該受託事業の中間報告、及び終了報告を常任理事会に届けなければなりません。

(個人情報の取扱い)

第9条 北海道同友会及び委託者は、受託事業において開示された個人情報について、善良なる管理者の注意義務をもって取り扱います。

(秘密の保持)

第10条 事業担当者及び委託者は、受託事業契約に基づき入手する自己以外の受託事業当事者の業務上の秘密情報及び受託事業による事業成果を、代表理事の書面による了解を得ることなく、第三者に開示し、又は漏洩してはなりません。

(事業成果の公表)

第11条 受託事業による事業成果は、必要に応じて公表することができるものとし、その公表の時期及び方法については、秘密保持の義務を遵守するとともに、委託者と協議の上定めます。

(契約の解約)

第12条 北海道同友会は、委託者が事業経費を所定の納入期限までに振り込まないときは、受託事業契約を解約できます。

2. 北海道同友会又は委託者は、相手方が受託事業契約について重大な違反をしたときは、契約を解約することができます。

(附 則)

この規程の改廃は理事会が行います。

この規程は、2019年5月20日から施行します。

一般社団法人北海道中小企業家同友会 契約事務取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人北海道中小企業家同友会（以下「当法人」という）が締結する売買、賃貸借、請負その他の契約に関する事務の取扱について必要な事項を定め、契約事務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(競争参加者の資格)

第2条 競争に加わろうとする者は、原則として当法人の会員とする。ただし取り扱いをしている会員が少ない場合などはその限りではない。

(一般競争入札の公告)

第3条 一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に当法人のホームページその他の方法により公告しなければならない。ただし急を要する場合には、その期間を5日までに短縮することができる。

(一般競争入札について公告する事項)

第4条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 競争執行の場所及び日時
- (4) その他必要と認める事項

(入札の執行)

第5条 競争入札を執行しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した入札書を、競争参加者又はその代理人（以下「競争参加者等」という）より提出させなければならない。

- (1) 調達件名
- (2) 入札金額
- (3) 競争参加者の名称又は商号及び代表者の氏名及び押印
- (4) 代理人が入札する場合は、競争参加者の名称又は商号及び代表者の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

(再度入札)

第6条 開札をした場合において、競争参加者等の入札

のうち予定価格の範囲内での入札がないときは、直ちに再度の入札をすることができる。

(落札者の決定)

第7条 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該競争参加者等にくじを引かせて落札者を定めなければならない。ただし同価の入札をした者のうち1名だけが当法人会員の場合は、その者を落札者とする。

(随意契約によることができる場合)

第8条 予定価格が百万円未満の場合は、随意契約を行うことができる。ただし予定価格が百万円を超える場合でも、次に掲げる場合は随意契約を行うことができる。

- (1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき
- (2) 緊急の必要により競争に付することができないとき
- (3) 価格以上に提案企画内容が重視されるとき

(契約書の記載事項)

第9条 契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約履行の場所
- (2) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (3) 監督及び検査
- (4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (5) 危険負担
- (6) 瑕疵担保責任
- (7) 契約に関する紛争の解決方法
- (8) その他必要な事項

(代価の支払)

第10条 代価の支払方法及び時期については、別に定めるところによる。

- 2 契約の性質上前項の期間内に代価を支払うことが不相当と認められるときは、別に支払期間を約定することができる。
- 3 契約により、請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要が

ある場合は、給付の完了前に代価の一部を支払うことができる。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会が行う。

【付則】

この規程は、2020年4月1日から実施します。

【調達原則】

1. 調達情報を公開することにより、会員が同友会へ提案する機会や、受注する機会を確保する。
2. 公正な調達プロセスにより透明性を確保し、情報公開に耐えうる判断・執行を保障する。
3. 「会員間取引の三つの申し合わせ」を生かし、原則として会員企業からの調達を優先すると共に、調達予定金額に応じた契約方法を定める。

会員間取引の三つの申し合わせ

- ①同じものを買うなら会員企業から。会員にはなるべく安く良いものを提供する。
- ②率直に希望を出し合い、仕方なくお義理で取引するのはやめ、お互いに利益は保障する。
- ③取引を通じて、会員同士の“友情”と“信頼”がいつそう深まるよう努力する。

他団体からの共催・協賛・後援等の 申し入れに関する内規

一般社団法人北海道中小企業家同友会

(目的)

第1条 この内規は、一般社団法人北海道中小企業家同友会（以下同友会と言う）に他団体や会員などから各種行事について共催の依頼、協賛・後援名義使用の依頼があった場合の対応について定めるものです。

(定義)

第2条 共催・協賛・後援等の定義を次のように定めます。

- (1) 共催は、同友会が当該事業の企画・運営に深く関与する場合とします。
- (2) 協賛および後援は、依頼行事へ同友会の関与が、会員への広報などの協力にとどまる場合とします。協賛か後援かは申請者の定義に従うものとします。

(支援内容)

第3条 協賛・後援の名義使用を許諾した場合、原則として金銭的・人的支援は行わないものとします。共催を許諾する場合は、あらかじめ費用負担や人的負担について明確にした上で常任理事会（支部にあっては幹事会）で審議し、決定することとします。

(決定体制)

第4条 同友会に依頼のあった共催依頼、協賛・後援名義使用依頼を許諾するかどうかについては、専務理事と事務局長（支部にあっては幹事長と事務局長）が第5条の認定基準に基づいて事前審査を行い、結果を常任理事会（支部にあっては幹事会）に報告し、承認を得るものとします。

(認定基準)

第5条 次の項目のいずれかに該当すること。

- (1) 同友会の理念と活動に整合していること。
- (2) 同友会の活動に貢献すること。

(3) 行政機関の共催・協賛・後援が決定もしくはは内定しているもの。

2. ただし、次の項目のいずれかに該当する場合は認定しません。

(1) 共催・協賛・後援内容が、特定の団体及び個人の営利活動を目的とすることが予想される場合。

(2) 共催・協賛・後援内容が、特定の宗教や特定の政党及び選挙候補者の利益に資すると予想される場合。

(3) 共催・協賛・後援内容が、公序良俗に反している場合または反する恐れがある場合。

3. 申請者、もしくは主催者が実行委員会となっている場合は、当該実行委員会の実態も事前審査に加えるものとする。

(申請と承認)

第6条 申請は必ず書面をもって受け付け、諾否は書面をもって回答します。共催等で同友会が費用負担を行った場合は、決算報告を申請者に求め、常任理事会に報告するものとします。

2. 当該事業が、緊急性がある場合に限り、専務理事と事務局長（支部にあっては幹事長と事務局長）が協議の上、協賛および後援の名義使用を許諾することがあります。その場合、常任理事会（支部にあっては幹事会）に報告し、事後承認を得るものとします。

(改 廃)

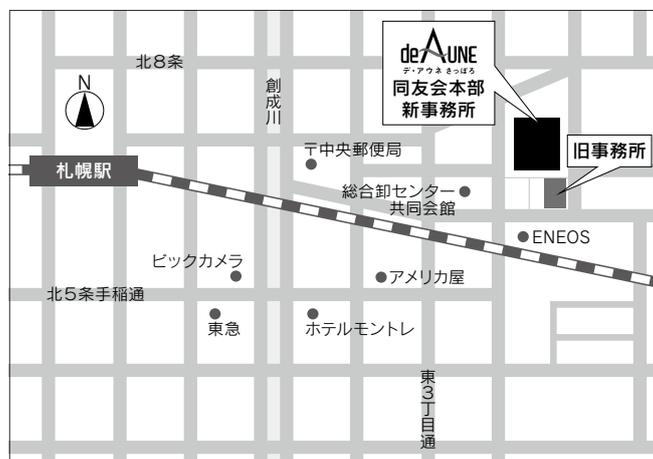
第7条 本内規の改廃は、常任理事会が行います。

〈附 則〉

本内規は、制定の日から実施します。

(2012年11月28日 第4回理事会で制定)

～お気軽にお越し下さい～



一般社団法人北海道中小企業家同友会

■ 本部新事務所（札幌支部・南空知支部）

〒060-0906 札幌市東区北6条東4丁目

deAUNE さっぽろ 13F

TEL (011)702-3411 <https://www.hokkaido.doyu.jp>

■ しりべし・小樽事務所：

〒047-0031 小樽市色内1丁目9-6 (傑オー・プラン 2F)

TEL (0134)25-9191

■ とかち事務所：

〒080-0802 帯広市東2条南5丁目1

TEL (0155)22-3611

■ くしろ事務所：

〒085-0016 釧路市錦町5-3 三ツ輪ビル 5F

TEL (0154)31-0923

■ オホーツク事務所：

〒090-0015 北見市公園町1-2

TEL (0157)23-4110

■ 道北あさひかわ事務所：

〒070-0035 旭川市5条通8丁目1703 5・8ビル

TEL (0166)29-6663

■ 函館事務所：

〒042-0943 函館市乃木町8-15 3F

TEL (0138)51-8800

■ 苫小牧事務所（苫小牧支部・西胆振支部）：

〒053-0022 苫小牧市表町1丁目1-13 苫小牧経済センタービル 4F

TEL (0144)36-9080

